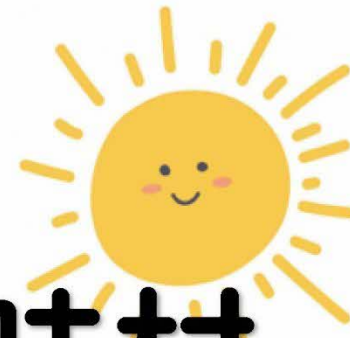
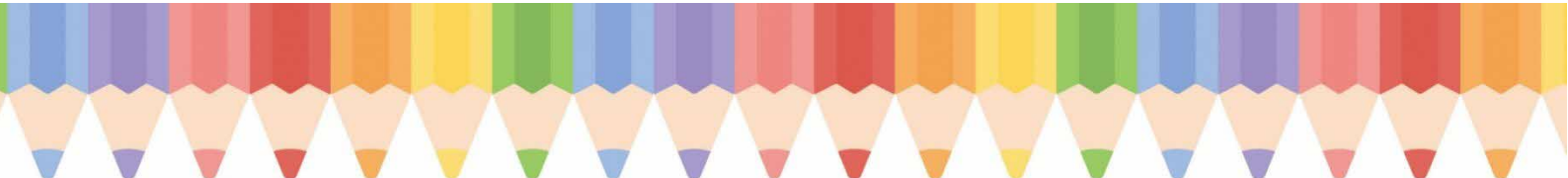
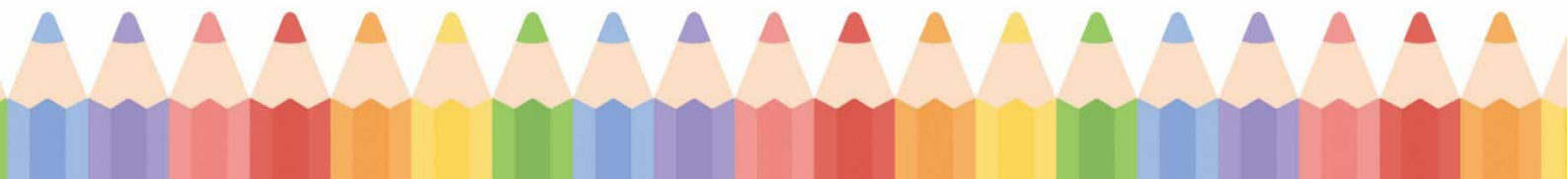




第3期大宜味村 子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
大宜味村



はじめに

近年、我が国においては、少子高齢化が進行し、人口減少が加速する中、家庭では共働き世帯の増加など子育ての負担や貧困など様々な問題が顕在化しています。このような時代背景から、本村では、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、子育てを担う家庭の安心・安全な暮らしを支えることを目的に、「子ども・子育て支援事業計画（第1期・第2期）」を策定・推進し、給食無償化等実施してきました。

このたび、第2期計画が令和6年度をもって期間満了となることから、これまでの取り組みをさらに強化し、新たな基本目標を掲げ、より一層子どもの健全な育成と子育て家庭への支援に関する施策及び事業を展開していけるよう「第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第3期計画では、安心できる出産・育児、保育・教育の質の向上、子育て支援の充実、子どもの貧困対策、保護者の自立促進など総合的な取り組みを推進し、地域全体で子どもたちの育ちを見守り、自然豊かな環境と地域のつながりを活かしながら、子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

未来を担う子どもは、大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。「人材を以って資源と為す」の村是を念頭に、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できるよう、地域社会全体で力を合わせてまいりますので、引き続き皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、多大なるご尽力を賜りました大宜味村子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子育て支援に関するニーズ調査にご協力いただきました村民の皆さま、その他関係機関の方々に心より感謝申し上げます。

令和7年3月 大宜味村長

友 寄 景 善



<目次>

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の対象	2
第2章 こどもと家庭を取り巻く状況と課題	3
1. 人口や出生にかかる動向	3
2. 家庭や就労の状況	10
3. ニーズ調査結果から見える現状と課題	15
4. 第2期計画の進捗評価	32
5. 本村における第3期計画に向けた課題	38
第3章 こどもの意見表明	41
第4章 計画の基本的な考え方	45
1. 基本理念	45
2. 基本目標	46
3. 施策の体系	47
第5章 こども施策の展開	49
基本目標1 安心して産み育てられる支援の充実	49
基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実	54
基本目標3 学童期のこども達の教育・育成支援の充実	58
基本目標4 配慮を必要とする子育て家庭への支援の充実	63
基本目標5 ひとり親家庭の子育て支援と保護者の自立促進	66
基本目標6 社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりの推進	69

第6章 地域子ども・子育て支援事業	77
1. 大宜味村における量の見込み算出にあたっての考え方 等...	77
2. 人口推計について	78
3. ニーズ調査からの「量の見込み」算出手順について	80
4. 教育・保育の量の見込みについて	81
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて	82
第7章 計画の推進にあたって	93
1. 計画の推進体制	93
2. 進捗管理（PDCA）	93
資料編	95

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と趣旨

少子化や子育て世帯の就労形態の多様化、地域社会との繋がり希薄化などが進行し、子ども達を取り巻く社会環境は大きく変化しています。特に沖縄県においては、待機児童数の増加やこどもの貧困問題など、深刻な課題が顕在化しています。

この間、国においては、次代の社会を担う子ども達を健やかに生み育てる環境の構築を目指し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」に基づいた幼児期の教育・保育の量の拡充や質の向上を推進してきました。

また、令和5年度には子ども達への支援策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため「こども家庭庁」が発足するとともに、こども政策の基本理念等を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、続けて、本法に基づきこども政策の基本方針等を位置づけた「こども大綱」と、急速な少子化の進行を食い止めつつ切れ目のない子育て支援の充実を図る「こども未来戦略」が閣議決定されました。更に、「こども未来戦略」において、令和8年度までに重点的に取り組むべき事項として示された政策等を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法」の一部が改正され、すべての子ども・子育て世帯への支援拡充や共働き・共育ての推進が図られています。

本村においては、令和2年に「第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画」が策定され、こどもの健やかな成長と保護者の身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）を目指すとともに、将来の大宜味村の担い手育成の礎を築くことが計画の理念として掲げられ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組んできました。

この度、本計画が令和6年度末をもって期間満了を迎えることから、これまでの本村の保育・教育支援策の取り組み状況を検証し、昨今の社会情勢等も踏まえ必要に応じて見直しを行い、新たに「第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

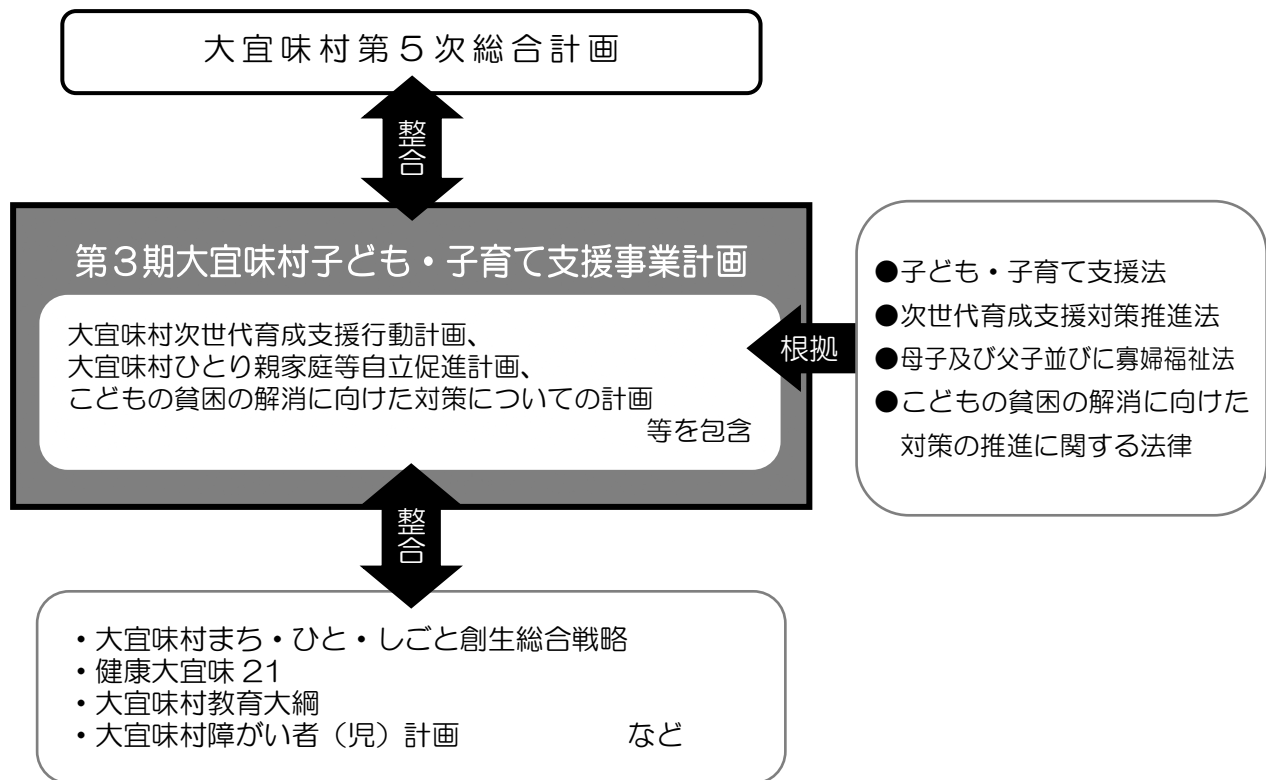
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、大宜味村の子ども・子育て施策に関する総合的な計画として位置づけられます。

また、本計画には、少子化対策として次代を担う子ども達が健やかに生まれ育成される環境を整備するための次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」や、ひとり親家庭の支援推進を目的とした母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた市町村計画」を一体のものとして包含しています。

なお、本計画は村の最上位計画である「大宜味村第5次総合計画」をはじめ、福祉や教育等の諸関連計画とも整合・連携を図り策定します。

■大宜味村における位置づけ



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの五か年とします。また、国・県の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間中であっても適宜必要に応じて見直しを行うものとします。

R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第2期計画	第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画 期間				
次期策定					次期策定

4. 計画の対象

計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までのすべての子どもと、その家庭とします。

また、地域で子育てを支えるすべての個人・団体や事業者、関係機関等についても本計画で推進・支援する対象とします。

第2章 こどもと家庭を取り巻く状況と課題

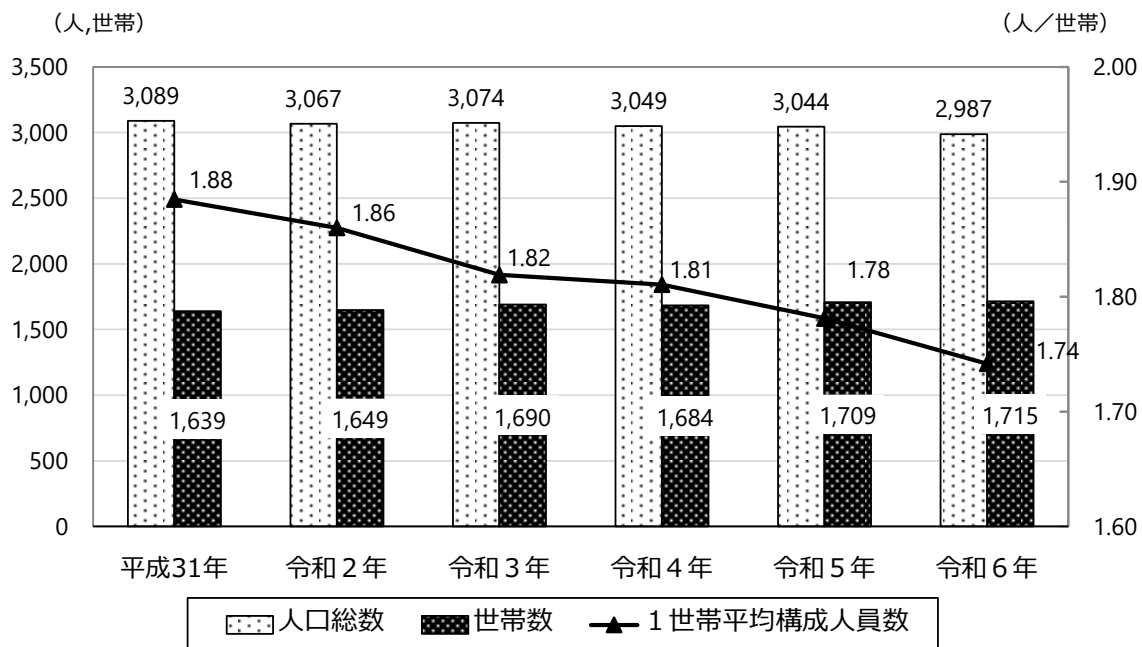
1. 人口や出生にかかる動向

(1) 人口の状況

①総人口・世帯数の推移

住民基本台帳による令和6年1月1日時点の本村の総人口は2,987人、世帯数は1,715世帯、1世帯あたりの平均構成人員数は1.74人となっています。平成31年からの推移をみると、人口は102人減と僅かに減少している一方、世帯数は76世帯増で僅かに増加しており、1世帯を構成する平均人員数が減少傾向にあることがうかがえます。

■人口の推移（各年1月1日現在）



資料：住民基本台帳（沖縄県）

②年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口をみると、令和6年で年少人口が302人(10.1%)、生産年齢人口が1,438人(48.1%)、老年人口が1,220人(40.8%)となっています。平成31年以降の推移をみると、65歳以上の「老年人口」は増加傾向にある一方、14歳以下の「年少人口」及び15歳から64歳までの「生産年齢人口」が緩やかに減少傾向にあることがうかがえます。

沖縄県と比較すると、本村の老年人口の割合は17.2ポイント高く、一方で、生産年齢人口の割合は12.2ポイント低く、年少人口も6.0ポイント低くなっています。このことから、県全体の傾向と比べても大宜味村は若い世代が少ない状況が見うけられます。

■年齢3区分別人口の推移（各年1月1日現在）

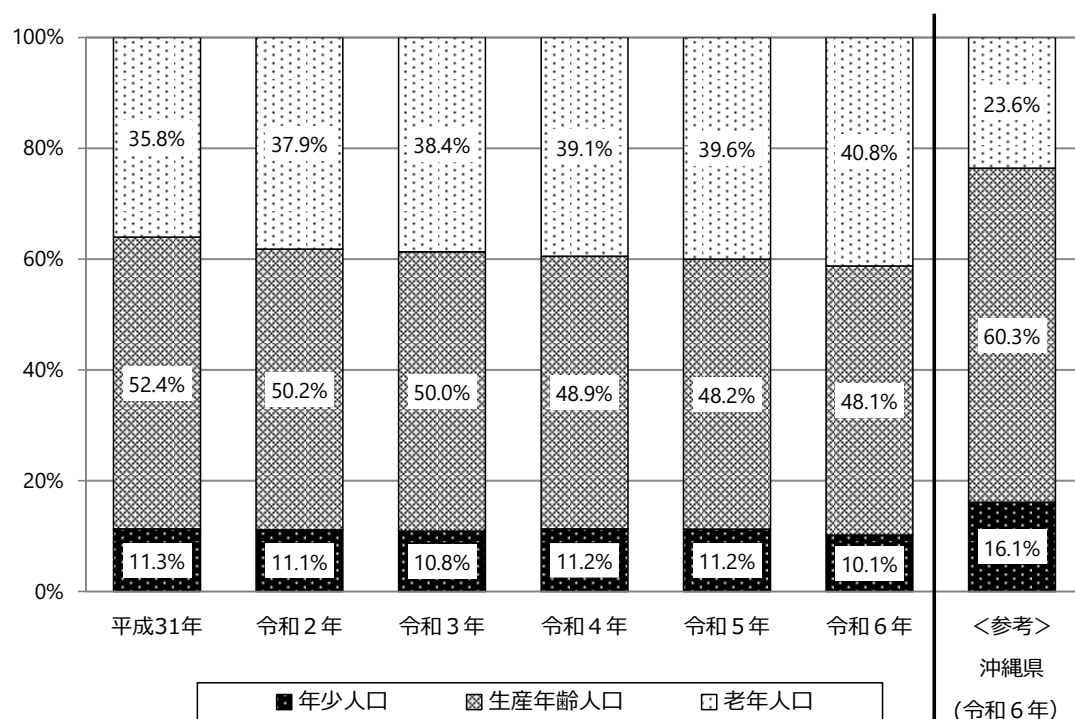
（単位：人、％）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	実数	3,089	3,067	3,074	3,049	3,044	2,987
年少人口 (0～14歳)	実数	348	339	333	342	340	302
	構成比	11.3%	11.1%	10.8%	11.2%	11.2%	10.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	実数	1,619	1,541	1,538	1,490	1,467	1,438
	構成比	52.4%	50.2%	50.0%	48.9%	48.2%	48.1%
老年人口 (65歳以上)	実数	1,107	1,162	1,180	1,193	1,205	1,220
	構成比	35.8%	37.9%	38.4%	39.1%	39.6%	40.8%

※外国人数僅少のため年齢区分非公表のことから、総人口数と各年齢区分の合計数とが一致しないことに留意

資料：住民基本台帳（沖縄県）

■年齢3区分別人口構成比の推移と沖縄県との比較（各年1月1日現在）



資料：住民基本台帳（沖縄県）

③子どもの人口の推移

1) 就学前児童数

本村の0歳から5歳までの就学前児童数について、令和6年4月1日時点では計98人となっており、平成31年以降で初めて百人を下回る状況に達しています。

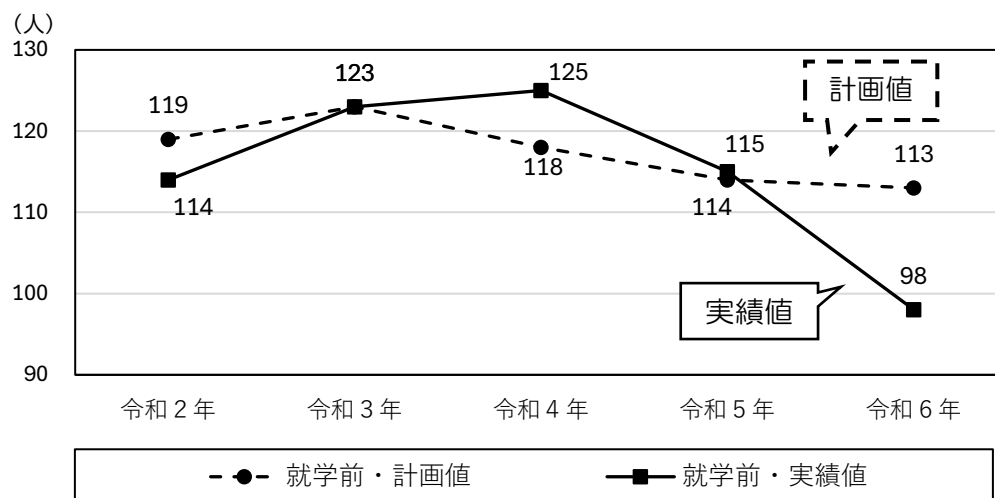
また、第1期計画策定時（令和2年度）に位置づけた人口の見込み値（以下「計画値」）と比較すると、令和4年から5年にかけては実績値が計画値を上回って推移していたものの、令和6年で大きく計画値を下回って実績値が減少したことがうかがえます。

■年齢別の就学前児童数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	実数	15	17	21	17	14	10
	構成比	12.2%	14.9%	17.1%	13.6%	12.2%	10.2%
1歳	実数	18	16	16	25	18	13
	構成比	14.6%	14.0%	13.0%	20.0%	15.7%	13.3%
2歳	実数	25	18	19	17	25	16
	構成比	20.3%	15.8%	15.4%	13.6%	21.7%	16.3%
3歳	実数	22	25	22	19	18	25
	構成比	17.9%	21.9%	17.9%	15.2%	15.7%	25.5%
4歳	実数	17	22	22	24	18	18
	構成比	13.8%	19.3%	17.9%	19.2%	15.7%	18.4%
5歳	実数	26	16	23	23	22	16
	構成比	21.1%	14.0%	18.7%	18.4%	19.1%	16.3%
合計	実数	123	114	123	125	115	98

資料：住民福祉課

■就学前児童人口の実績値と計画値の比較



2) 就学児童数

本村の6歳から11歳までの就学児童数について、令和6年4月1日時点では計133人となり、平成31年以降の推移をみると緩やかな減少傾向がうかがえます。

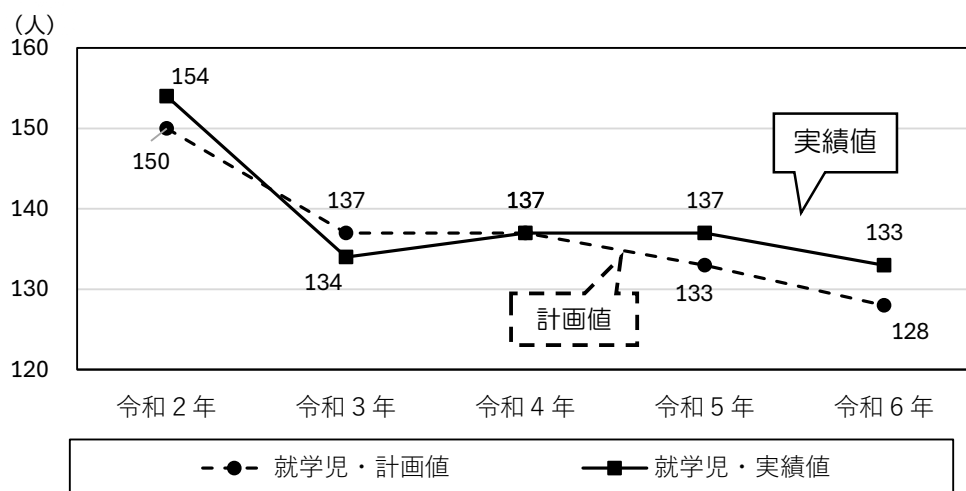
また、第1期計画策定時（令和2年度）に位置づけた人口の見込み値（以下「計画値」）と比較すると、ほぼ計画値と同様に実績値が推移している状況が見うけられます。

■年齢別の就学児童数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
6歳	実数	21	26	15	25	24	23
	構成比	14.1%	16.9%	11.2%	18.2%	17.5%	17.3%
7歳	実数	25	22	22	17	26	25
	構成比	16.8%	14.3%	16.4%	12.4%	19.0%	18.8%
8歳	実数	26	25	21	23	17	25
	構成比	17.4%	16.2%	15.7%	16.8%	12.4%	18.8%
9歳	実数	24	27	26	21	22	17
	構成比	16.1%	17.5%	19.4%	15.3%	16.1%	12.8%
10歳	実数	29	25	25	27	22	22
	構成比	19.5%	16.2%	18.7%	19.7%	16.1%	16.5%
11歳	実数	24	29	25	24	26	21
	構成比	16.1%	18.8%	18.7%	17.5%	19.0%	15.8%
合計	実数	149	154	134	137	137	133

資料：住民福祉課

■就学児童人口の実績値と計画値の比較

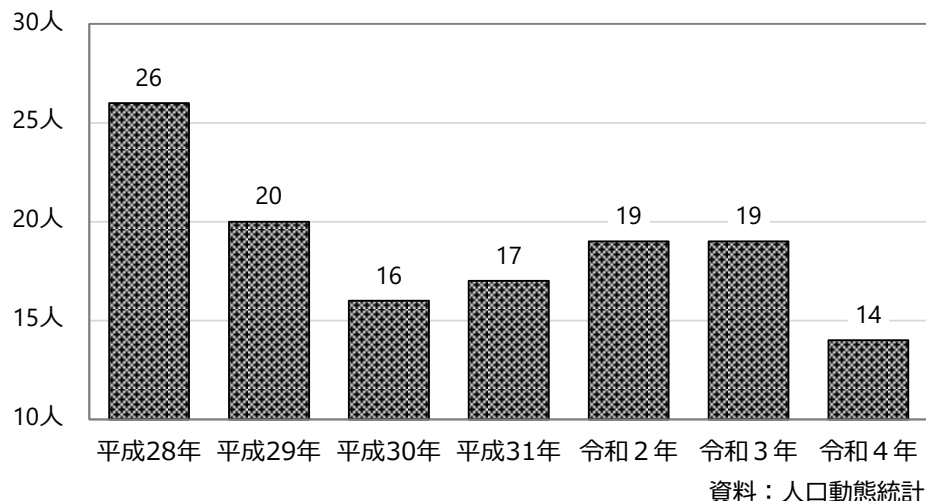


(2) 出生の状況

①出生数の推移

本村の出生数の状況を見ると、平成30年以降は20人以下で推移しており、令和4年においてはこの間で最も少ない14人となっています。

■出生数の推移

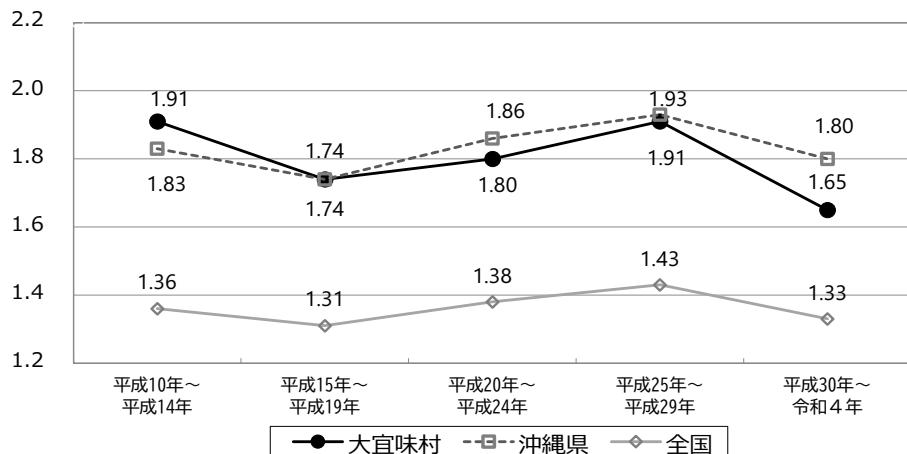


②合計特殊出生率の状況

本村の合計特殊出生率について、国勢調査の年を中心とした5年間の平均値を示した「人口動態保健所・市町村別統計」による算出をみると、「平成30年～令和4年」の値が1.65となっており、平成10年以降で最も低い値となっています。2024年公表の国立社会保障・人口問題研究所による国全体の人口置換水準（人口維持のために必要な合計特殊出生率）では、概ね2.07が人口維持の基準となる合計特殊出生率と算出されていますが、大幅に下回っている状況です。

沖縄県及び全国と比較すると、この間は全国を上回って推移していますが、「平成20年～平成24年」以降は村が沖縄県を下回る状況で推移しています。

■合計特殊出生率（バイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市町村別統計

合計特殊出生率：

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性一人が一生の間に生むと仮定した子ども数に相当

バイズ推定：

標本数の少ない地域において偶然変動による数値の不安定性を緩和するため、当該市区町村を含む広範囲での観測データを反映させた上で市町村規模の値を推定する算出方式

(3) 婚姻・離婚の状況

①婚姻の状況

本村の婚姻件数は直近5年とも年間10件未満となっており、婚姻率は1.0～3.0‰の間で推移しています。

沖縄県及び全国と比較すると、直近5年間に於いて各年とも沖縄県が全国を上回っているのに対し、本村は全国を下回って推移している状況です。

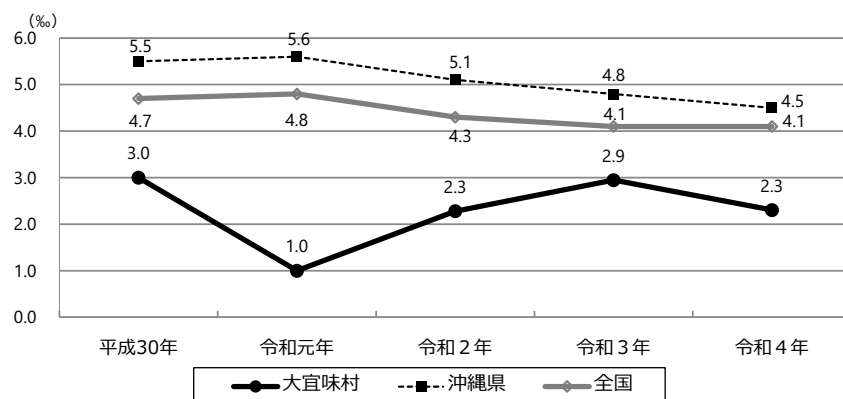
■婚姻率の推移

(単位：‰)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
大宜味村	3.0	1.0	2.3	2.9	2.3
沖縄県	5.5	5.6	5.1	4.8	4.5
全国	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1

資料：人口動態統計

■婚姻率の推移



婚姻率 (単位：‰)
= 年間婚姻届出件数
/ 10月1日現在全体
人口×1000

資料：人口動態統計

②離婚の状況

本村の離婚件数は直近5年とも年間10件未満となっており、離婚率は0.4～2.3‰の間で推移しています。年によって上下の変動が激しく、沖縄県と同程度割合の年もあれば、全国を下回る年もみられます。

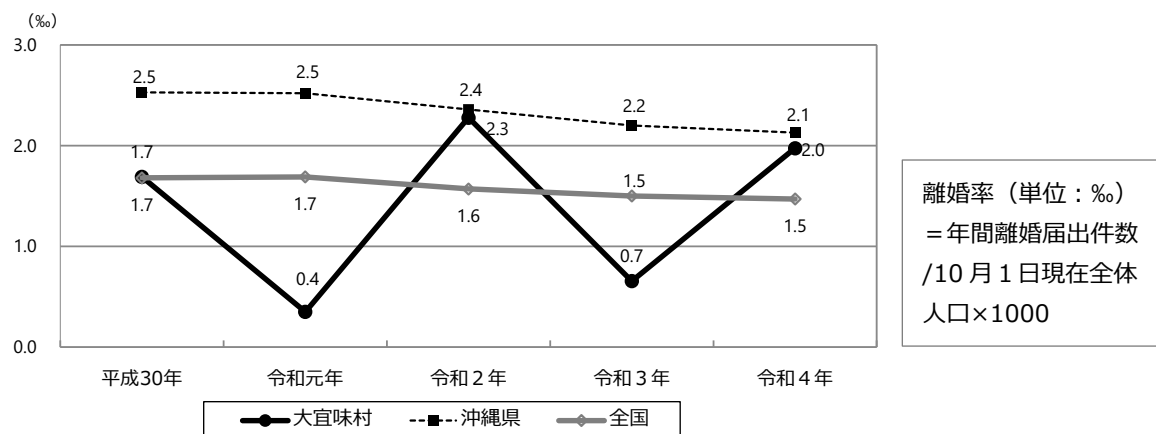
■離婚件数と離婚率の推移

(単位：‰)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
大宜味村	1.7	0.4	2.3	0.7	2.0
沖縄県	2.5	2.5	2.4	2.2	2.1
全国	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5

資料：人口動態統計

■離婚率の推移



資料：人口動態統計

③有配偶率の推移

男性の有配偶率は、令和2年でみると20代では1～2割、30歳以降から各年代で4～5割に達している状況にあります。この間の推移をみると、平成27年において20代後半・30代後半の男性はそれぞれ有配偶率の上昇がみられたものの、その後は再び減少に転じています。

■男性の有配偶率の推移

(単位：％)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	2.9	0.0	0.0	1.2
20～24歳	14.8	13.6	8.5	8.3
25～29歳	28.6	27.0	34.6	17.2
30～34歳	32.3	45.2	36.5	41.9
35～39歳	32.9	44.8	60.0	39.6
40～44歳	45.7	29.0	47.2	54.8
45～49歳	45.4	41.2	34.5	44.6

資料：国勢調査

女性の有配偶率をみると、20代後半で2割強、30～40代前半にかけて6～7割程度に達している状況にあります。この間の推移をみると、20代の有配偶率が平成17年と比べて大きく減少しており、一方で30代の割合が高くなっていることから、女性の晩婚化が見うけられます。また、40代後半の有配偶率も減少傾向となっています。

■女性の有配偶率の推移

(単位：％)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	2.7	2.4	0.0	0.0
20～24歳	26.7	16.9	11.3	2.6
25～29歳	50.7	38.4	40.0	23.1
30～34歳	38.8	60.9	52.9	61.1
35～39歳	56.3	48.9	69.7	61.8
40～44歳	74.1	54.8	47.1	66.2
45～49歳	70.9	69.4	55.9	39.2

資料：国勢調査

2. 家庭や就労の状況

(1) 子育て世帯の状況

① 6歳未満・18歳未満の世帯員のいる一般世帯数

令和2年の国勢調査によると、本村の一般世帯数は1,295世帯で、そのうち6歳未満の子どもがいる世帯は89世帯、18歳未満の子どもがいる世帯が216世帯となっています。それぞれの世帯類型をみると、いずれも核家族世帯が9割弱と大半を占めています。

また、平成17年以降の推移をみると、6歳未満世帯員のいる一般世帯も18歳未満世帯員のいる一般世帯のいずれも減少傾向にあることが見うけられます。

■世帯類型別にみた6歳未満・18歳未満の世帯員のいる一般世帯数（令和2年10月1日現在）

	一般 世帯数	構成比	うち6歳未満世帯員の いる一般世帯		うち18歳未満世帯員の いる一般世帯	
			世帯数	構成比	世帯数	構成比
総数	1,295	100.0%	89	100.0%	216	100.0%
A 親族のみの世帯	779	60.2%	87	97.8%	212	98.1%
1 核家族世帯	661	51.0%	78	87.6%	185	85.6%
(1) 夫婦のみの世帯	220	17.0%	-	-	-	-
(2) 夫婦と子供から成る世帯	264	20.4%	73	82.0%	143	66.2%
(3) 男親と子供から成る世帯	43	3.3%	1	1.1%	10	4.6%
(4) 女親と子供から成る世帯	134	10.3%	4	4.5%	32	14.8%
2 核家族以外の世帯	118	9.1%	9	10.1%	27	12.5%
B 非親族を含む世帯	19	1.5%	2	2.2%	4	1.9%
C 単独世帯	497	38.4%	-	-	-	-
3 世代世帯	44	3.4%	9	10.1%	25	11.6%
母子世帯	28	2.2%	4	4.5%	27	12.5%
母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	38	2.9%	6	6.7%	37	17.1%
父子世帯	8	0.6%	1	1.1%	8	3.7%
父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	12	0.9%	2	2.2%	11	5.1%

※母子世帯・父子世帯：ここでは、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいいます。

※小数点二位以下四捨五入のため合計値が必ずしも100%とならない点にご留意ください。

資料：国勢調査

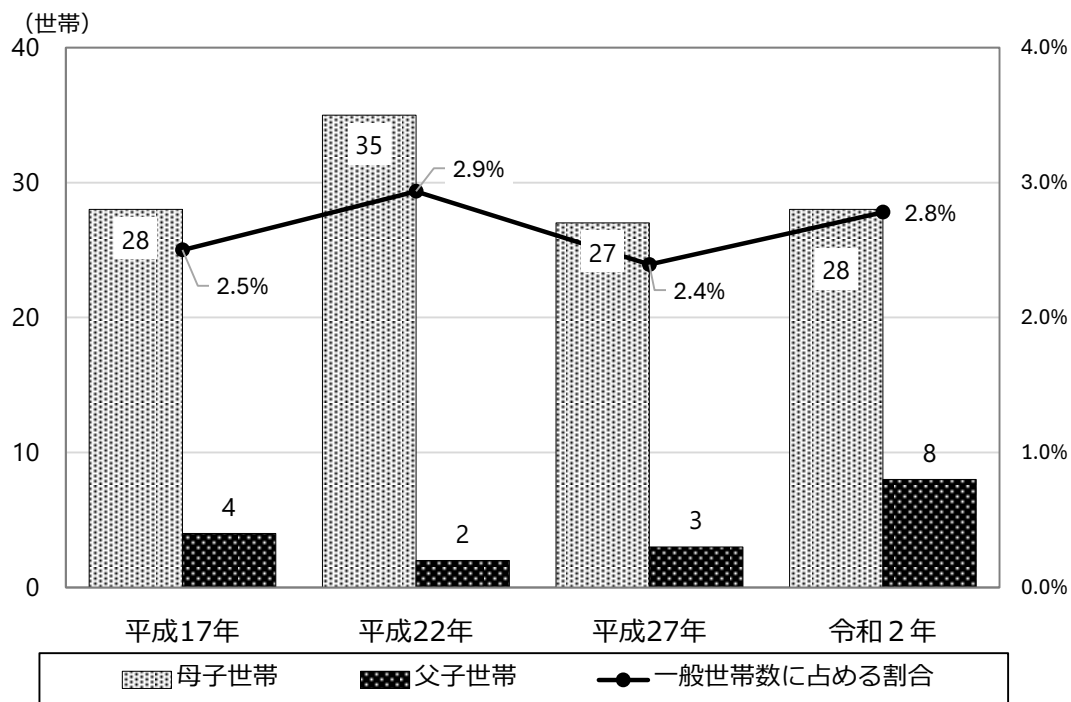
■6歳未満・18歳未満世帯員のいる世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	1,280	1,261	1,254	1,295
6歳未満世帯員のいる 一般世帯数	100	91	97	89
一般世帯に占める割合	7.8%	7.2%	7.7%	6.9%
18歳未満世帯員のいる 一般世帯数	286	235	231	216
一般世帯に占める割合	22.3%	18.6%	18.4%	16.7%

②ひとり親世帯数の推移

令和2年の国勢調査によると、本村のひとり親世帯は、令和2年で母子世帯が28世帯、父子世帯が8世帯となっています。なお、一般世帯に占めるひとり親世帯数（母子世帯・父子世帯の合計数）の割合は2.5%～3.0%をほぼ横ばいで推移しています。

■ひとり親世帯数の推移



※母子世帯・父子世帯：ここでは、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいいます。

資料：国勢調査



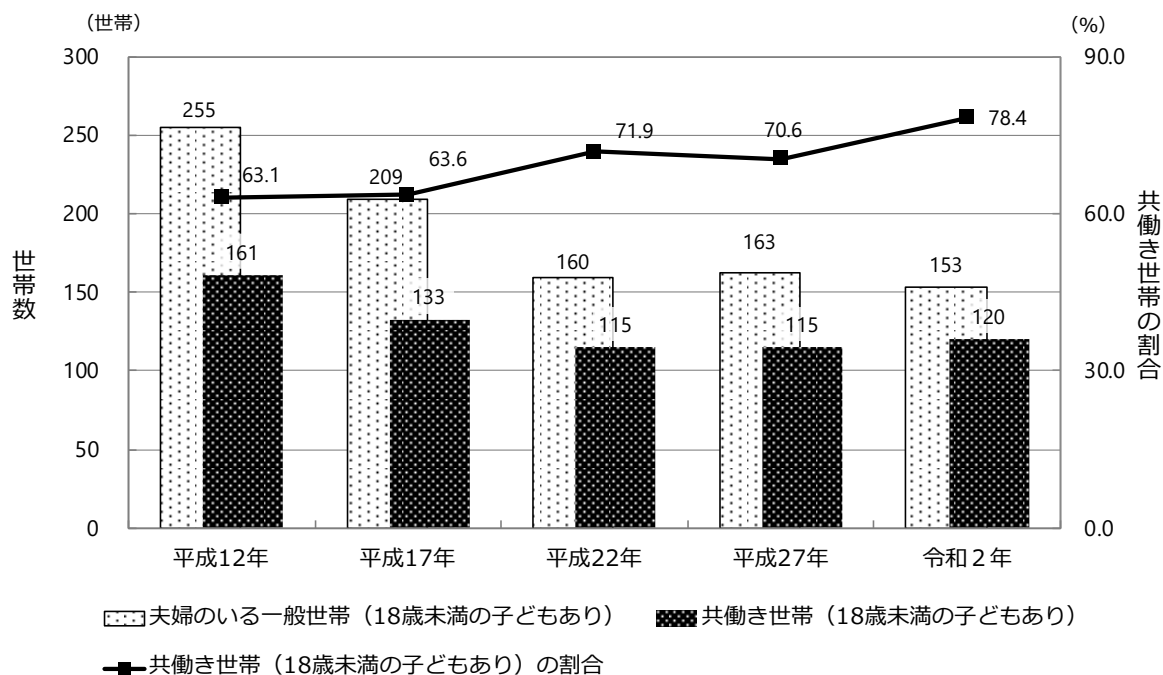
(2) 就労の状況

①共働き世帯の推移

令和2年における国勢調査によると、本村の「夫婦と18歳未満の子どもがいる世帯（核家族世帯以外も含む）」153世帯のうち、共働き世帯は120世帯となっています。

この間の推移をみると、共働き世帯数は概ね横ばいで推移している一方で、夫婦と18歳未満の子どもがいる世帯自体が平成12年から令和2年にかけて大きく減少しているため、そこに占める共働き世帯の割合が増加傾向を示しています。令和2年には、18歳未満の子どもがいる子育て世帯における共働きの割合は78.4%と大半を占めています。

■共働き世帯の推移



資料：国勢調査



②年齢階級別労働力率の推移

本村の労働力率は、令和2年で男性が63.3%、女性が49.3%となっており、男女ともに沖縄県（男性71.4%、女性56.3%）及び全国の値を下回っています。平成27年と比較すると、男性は1.5ポイント減少し、女性は3.4ポイント増加しています。

労働力率(%) = 労働力人口（就業者 + 完全失業者） / 15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く） × 100

■年齢階級別労働力率の推移

単位：%

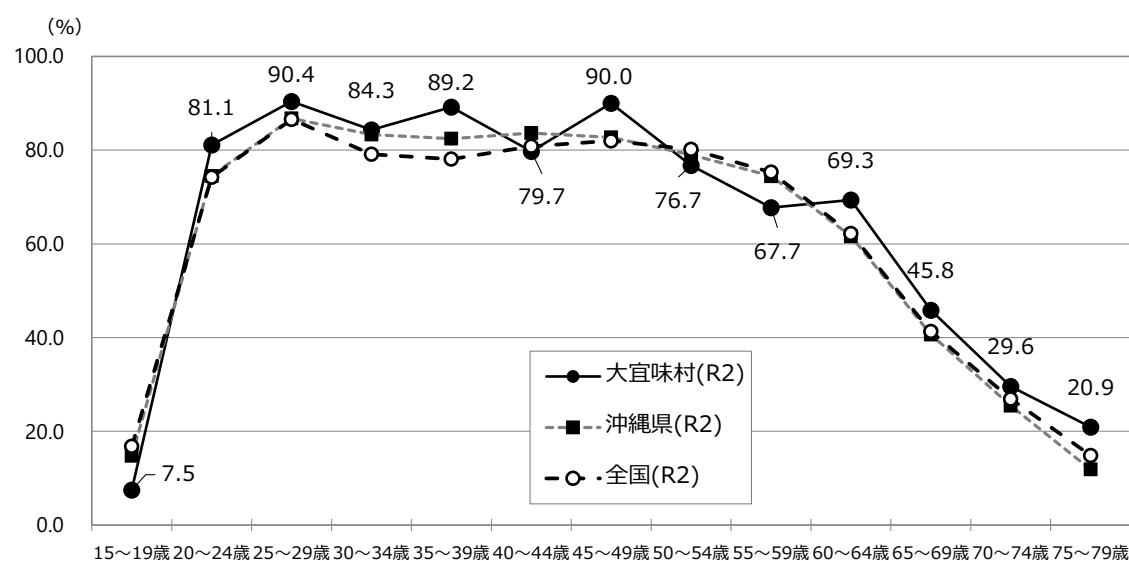
	大宜味村				沖縄県		全国	
	平成27年		令和2年		令和2年		令和2年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数	64.8	45.9	63.3	49.3	71.4	56.3	71.6	53.5
15～19歳	10.3	13.1	20.5	7.5	16.1	14.8	16.7	16.8
20～24歳	85.1	75.5	80.4	81.1	77.4	74.5	74.0	74.2
25～29歳	96.2	76.0	95.2	90.4	95.1	86.8	95.4	86.6
30～34歳	97.3	81.4	90.3	84.3	96.4	83.3	96.8	79.1
35～39歳	96.3	77.6	92.0	89.2	96.4	82.5	96.9	78.1
40～44歳	93.1	88.2	88.9	79.7	95.7	83.6	96.8	80.8
45～49歳	93.1	79.4	87.8	90.0	94.7	82.7	96.3	82.0
50～54歳	86.7	74.2	87.7	76.7	93.0	79.0	95.6	80.2
55～59歳	82.2	78.0	84.2	67.7	90.6	74.5	94.3	75.3
60～64歳	76.0	50.4	75.6	69.3	81.3	61.6	86.5	62.2
65～69歳	58.0	36.5	66.2	45.8	58.9	40.7	63.5	41.3
70～74歳	45.2	13.5	43.5	29.6	40.0	25.5	44.5	26.9
75～79歳	15.6	13.8	30.0	20.9	23.2	11.9	26.7	14.9
80～84歳	13.5	5.4	13.0	8.3	13.5	5.1	16.2	7.8
85歳以上	9.1	1.0	9.6	2.0	6.0	1.8	8.3	2.9

資料：国勢調査

令和2年における本村の女性年齢階級別労働力率をみると、50代を除く殆どの年齢階級において県・全国と同程度か、あるいは本村が両者を上回っている状況にあります。特に20代から40代にかけての本村の女性労働力率は、8～9割と高い値を示しています。

なお、一般的に女性の労働力率は『結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する』という、いわゆるM字カーブを描くことが多いと知られていますが、近年では結婚後も就労を継続する女性が多いことから徐々にM字カーブが解消されつつあり、本村においてもM字の谷部分にあたる20代後半から40代前半にかけての沈み込みが浅く、ほぼ台形に近い形で推移していることがうかがえます。

■女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

(3) 保育・教育の状況

①こども園の園児数の推移

令和2年度に大宜味幼稚園、喜如嘉保育所、塩屋保育所の機能を統合し、幼保連携型認定こども園「おおぎみこども園」を開園しています。令和5年5月1日時点で、0歳児から5歳児まで計96人が在園しており、各年5月1日時点で利用定員の120人には達していない状況です。

年齢別にみると、各年0歳児が一桁台と最も少なく、次いで1歳児が10人台前半、2歳児～5歳児はそれぞれ20人前後となっています。

■おおぎみこども園の園児数（各年5月1日現在）（単位：人）

	利用 定員	在園児数						
		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和2年	120	93	7	12	19	20	19	16
令和3年	120	97	4	12	17	22	21	21
令和4年	120	96	4	12	17	18	23	22
令和5年	120	96	3	14	23	17	17	22

資料：（利用定員・在園児数）学校基本調査

②小学校の児童数の推移

大宜味小学校の児童数は各学年でばらつきがありますが、約15～30人で推移しており、令和5年5月1日時点で在籍児童数は計138人となっています。直近5年ではやや減少傾向で推移しており、令和元年と令和5年を比較すると11人減少しています。

■大宜味小学校の児童数（各年5月1日現在）（単位：人）

	児童数						
	計	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
令和元年	149	21	25	26	24	29	24
令和2年	154	26	22	25	27	25	29
令和3年	134	15	22	21	26	25	25
令和4年	138	26	17	23	21	27	24
令和5年	138	24	26	17	22	23	26

資料：学校基本調査

③中学校の生徒数の推移

大宜味中学校の生徒数は各学年でばらつきがありますが、約20～30人で推移しており、令和5年5月1日時点においては在籍生徒数計78人となっています。

直近5年の推移では微増傾向となっており、令和元年と比較すると11人増加しています。

■大宜味中学校の生徒数（各年5月1日現在）（単位：人）

	生徒数			
	計	1学年	2学年	3学年
令和元年	67	20	19	28
令和2年	66	26	20	20
令和3年	79	30	28	21
令和4年	83	25	30	28
令和5年	78	21	26	31

資料：学校基本調査

3. ニーズ調査結果から見える現状と課題

本計画を策定するにあたり、村民の子育てに関する状況やこどもの生活実態等を把握し、子ども・子育て支援施策の検討や教育・保育事業の需要量の見込みを設定する際の基礎資料とするため、子ども・子育てに関する幾つかのアンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

●子ども・子育て支援に関するニーズ調査

	就学前児童保護者	小学生児童保護者
調査対象	村内在住の未就学児童の保護者全数	村内在住の小学生児童の保護者全数
調査方法	・村立おおぎみこども園就園児保護者に対しては、施設を通し配布・回収 ・村立おおぎみこども園非就園児保護者に対しては郵送による配布・回収	村立大宜味小学校を通し配布・回収
	調査票1通につき、児童複数人分を回答	
調査期間	令和6年5月下旬～6月17日（月）	
回収状況	配布世帯数62件（対象児童72人：就園児62／非就園児10）中49件（対象児童63人分）回収（回収率87.5%）	配布数134件中62件（対象児童81人分）回収（回収率60.4%）

●子どもの生活状況調査

	小学5年生保護者	中学2年生保護者	16～17歳(高校2年生相当)保護者
調査対象	村内在住の小学5年生児童の保護者全数	村内在住の中学2年生生徒の保護者全数	村内在住の16～17歳児童の保護者全数
調査方法	学校を通し配布・回収		郵送により配布・回収
調査期間	令和6年5月下旬～6月17日（月）		令和6年6月下旬～7月12日（金）
回収状況	配布数22件中11件回収（回収率50.0%）	配布数19件中6件回収（回収率31.6%）	配布数26件中10件回収（回収率38.5%）

●ひとり親家庭実態調査

調査対象	令和6年6月時点で児童扶養手当を受給している母子家庭・父子家庭・寡婦家庭等（以下「ひとり親家庭」という）
調査方法	郵送による配布・児童扶養手当現況届提出時に回収
調査期間	令和6年7月下旬～8月30日（金）
回収状況	配布数33件中24件回収（回収率72.7%）

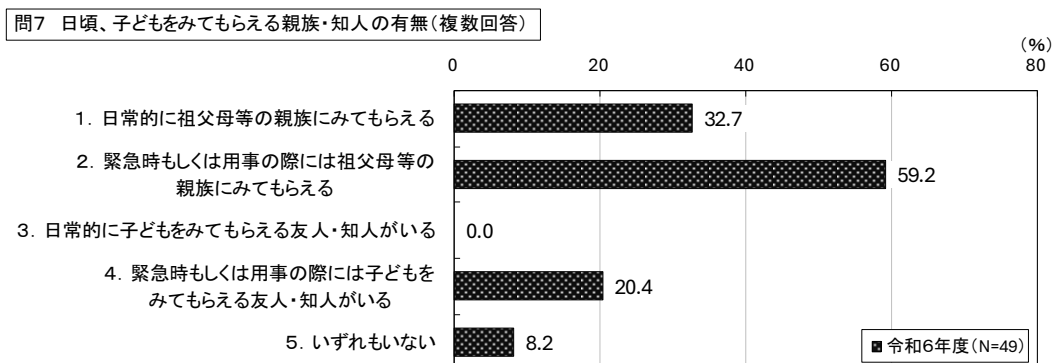
●児童・生徒・16～17歳（高校2年生相当）本人意識調査

	小学5年生児童	中学2年生生徒	16～17歳(高校2年生相当)児童
調査対象	村内在住の小学5年生児童全数	村内在住の中学2年生生徒全数	村内在住の16～17歳児童全数
調査方法	学校を通し通知・オンライン上にて回答受付		郵送により配布・回収、オンライン上での回答受付も併用
調査期間	令和6年6月下旬～7月12日（金）		
回収状況	配布数 22 件中 20 件回収 （回収率 90.9%）	配布数 19 件中 14 件回収 （回収率 73.7%）	配布数 26 件 6 件回収 （回収率 23.1%）

（2）子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

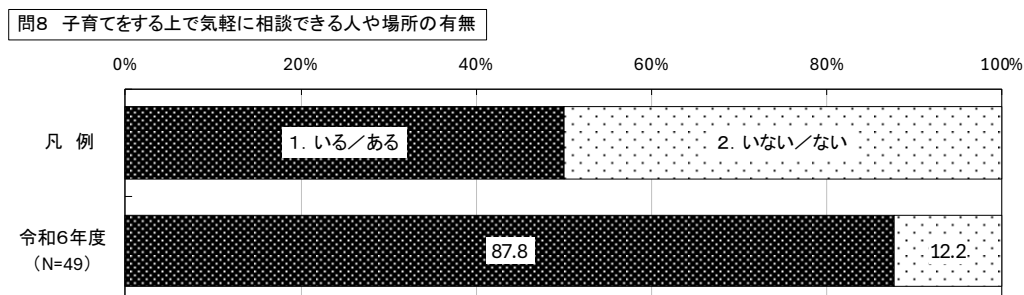
①日頃からこどもの面倒をみてくれる親族・知人等の有無について

- ・就学前児童の面倒をみてくれる親族・知人の有無について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約6割（59.2%）で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は3割強（32.7%）となっています。
- ・一方で、「いずれもない」として“緊急時であっても親族・友人・知人を頼ることができない”回答者が1割弱（8.2%）みられます。



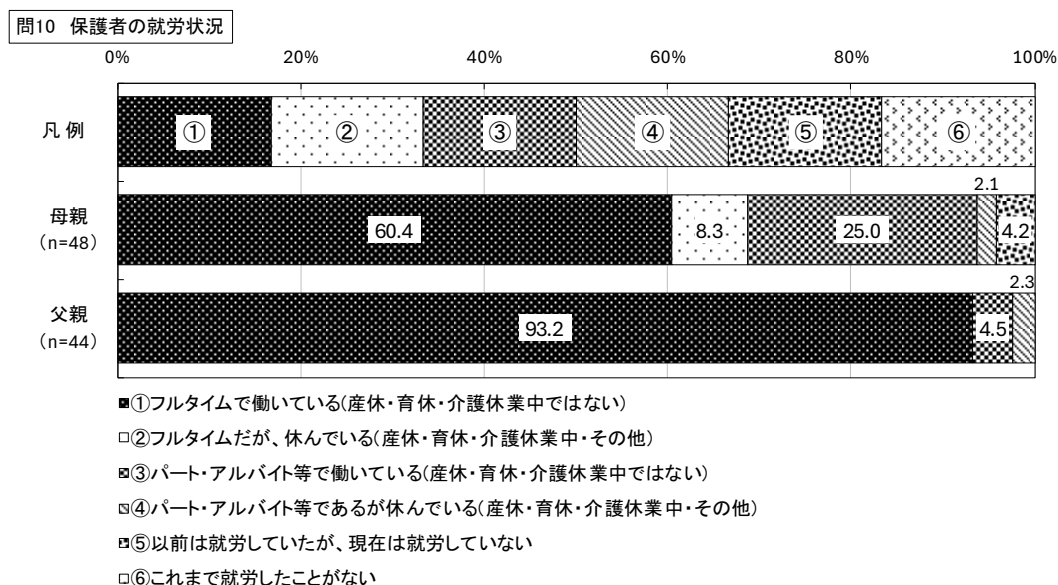
②子育てについて気軽に相談できる人や場所の有無について

- ・就学前児童保護者が気軽に相談できる人や場所の有無について、9割弱（87.8%）の回答者が「いる／ある」、1割強（12.2%）の回答者が「いない／ない」としています。
- ・具体的な相談相手としては、「友人や知人」、「祖父母等の親族」、「認定こども園職員」などが多く挙げられました。



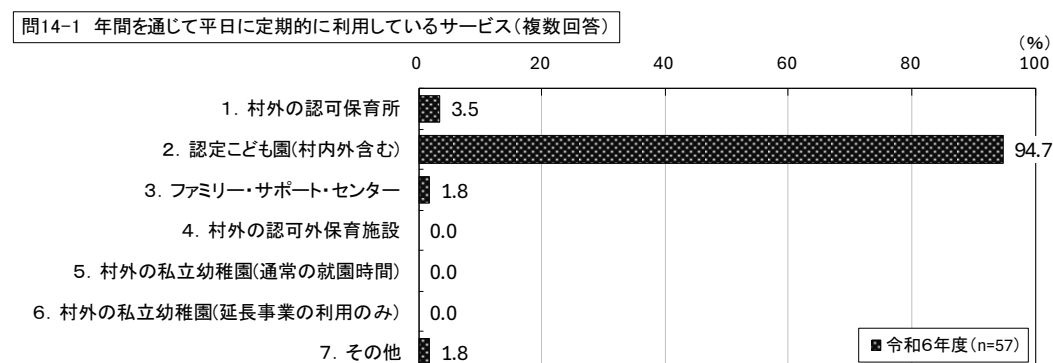
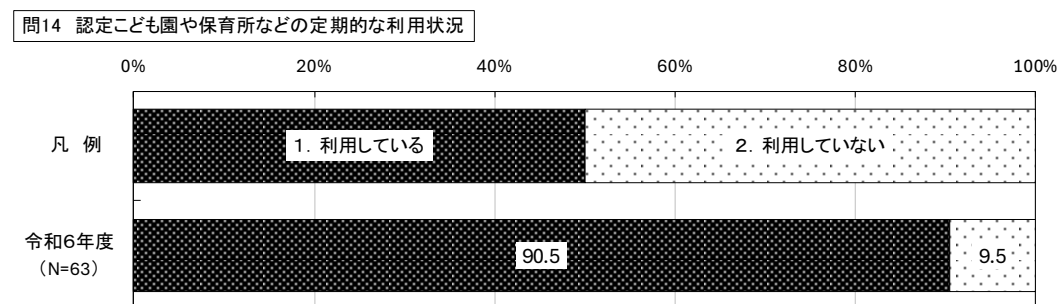
③保護者の就労状況について

- ・就学前児童の母親の就労状況については、「フルタイムで就労中」が約6割（60.4%）、「パート・アルバイトで就労中」が3割弱（25.0%）となっています。
- ・なお、父親は「フルタイムで就労中」が9割強（93.2%）と大半を占めています。



④就学前児童の定期的な教育・保育サービスの利用状況について

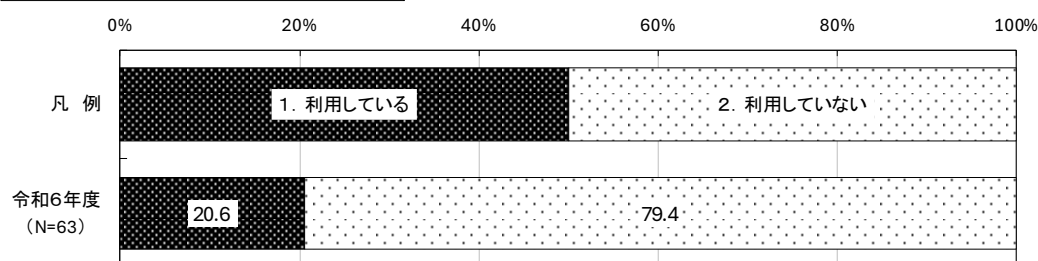
- ・平日の定期的な認定こども園や保育所などの教育・保育サービスの利用状況をみると、「利用している」が約9割（90.5%）で大半を占めています。
- ・また、上記利用者のうち大半（94.7%）の回答者は「認定こども園」の利用を挙げています。



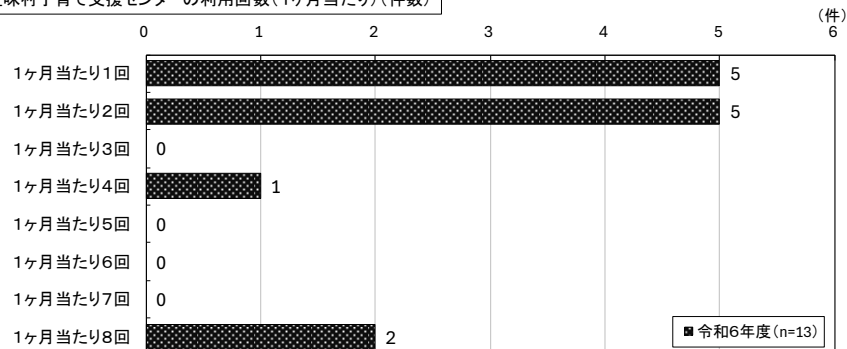
⑤大宜味村子育て支援センターの利用状況について

- ・子育て支援センターの利用状況は「利用していない」とする回答が約8割（79.4%）を占めています。
- ・また、「利用している」とした約2割（20.6%）の回答者も、利用頻度は「1ヶ月当たり1～2回」程度となっています。
- ・なお、今後の利用意向も含めてうかがうと、子育て支援センターを「利用していない」とした回答者のうち、少なくとも2割弱の回答者は「今後利用したい」と潜在的な利用意向を示しています。

問16 大宜味村子育て支援センターの利用状況



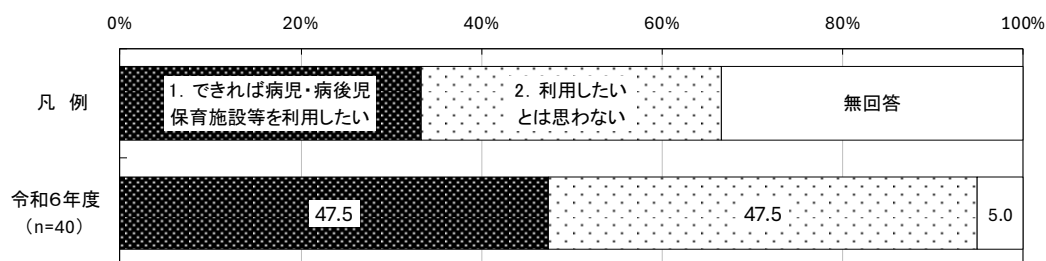
問16 大宜味村子育て支援センターの利用回数(1ヶ月当たり)(件数)



⑥病児・病後児のための保育施設の利用希望について

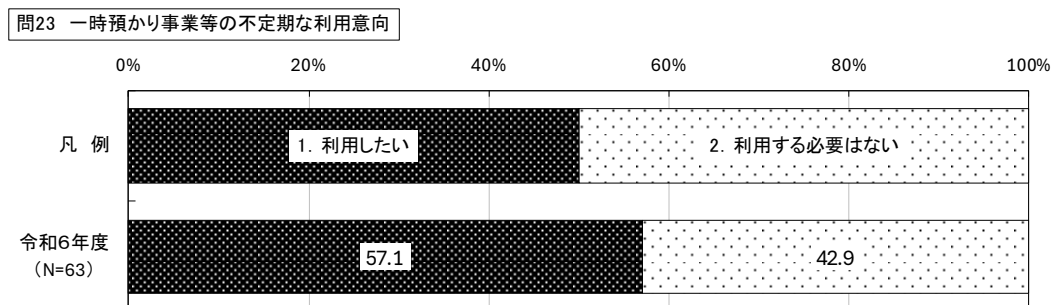
- ・未就学児童が病気やケガにより通常の教育・保育サービスを利用できず看病した経験のある保護者に対し、病児・病後児のための保育施設の利用意向をうかがうと、「できれば利用したい」が5割弱（47.5%）と半数程度を占めています。

問21-2 病児・病後児保育施設等の利用意向



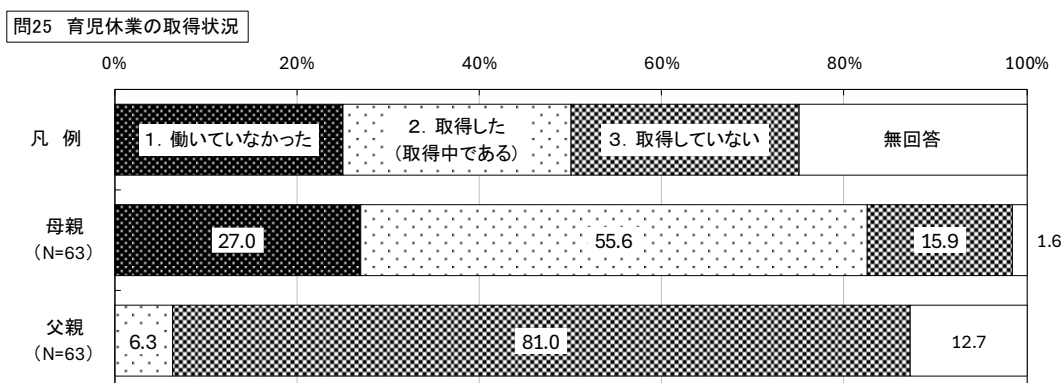
⑦一時的な預かりサービスの利用意向について

- ・未就学児童の普段の教育・保育サービスとは別に、急な就労や私用、通院等の目的で不定期に預かりサービスを利用したいと思うかうかがったところ、6割弱（57.1%）の回答者は「利用したい」としています。



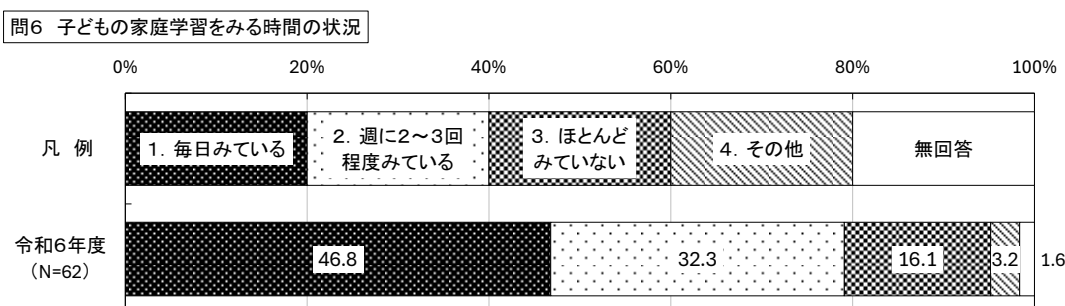
⑧就学前児童保護者の育児休業の所得状況について

- ・母親の育児休業の取得状況は、「取得した」が6割弱（55.6%）、「取得していない」が2割弱（15.9%）となっています。取得しなかった理由としては、「自営業だから」や「職場に制度がなかったから」とするものが多く見うけられます。
- ・また、父親の場合は「取得していない」が8割強（81.0%）と大半を占めているものの、「取得した」とする回答も1割弱（6.3%）程度みられます。



⑨小学生児童保護者がこどもの家庭学習をみる時間について

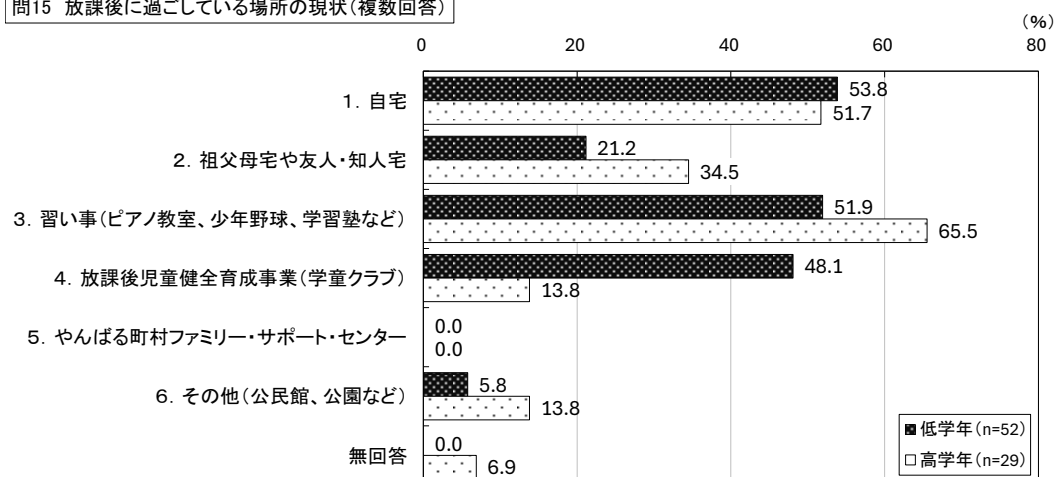
- ・小学生児童保護者はこどもの家庭学習について『毎日、もしくは週に2～3回程度みている』とする回答が全体の8割弱（79.0%）を占めています。
- ・一方で、「ほとんどみていない」とする回答も2割弱（16.1%）みられます。



⑩放課後の過ごし方について

- ・小学生児童の放課後の過ごし方について、低学年の場合は「自宅（53.8%）」・「習い事（51.9%）」、「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（48.1%）」とする回答が多く見られます。
- ・高学年の場合は、「習い事」が7割弱（65.5%）で最も高く、その他は「自宅（51.7%）」、「祖父母宅や友人・知人宅（34.5%）」と続いています。

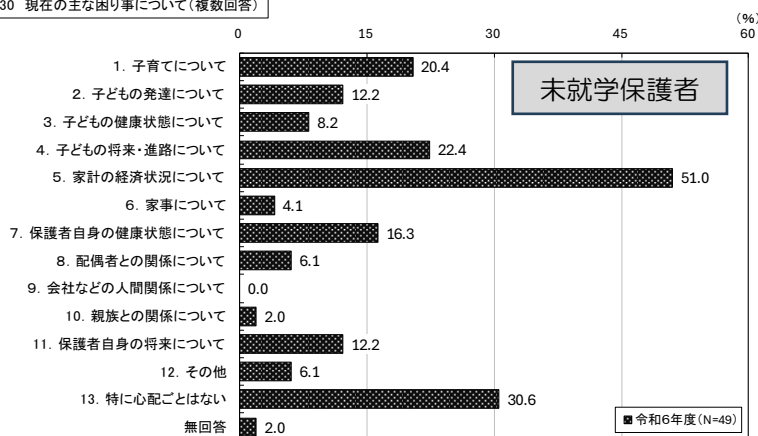
問15 放課後に過ごしている場所の現状（複数回答）



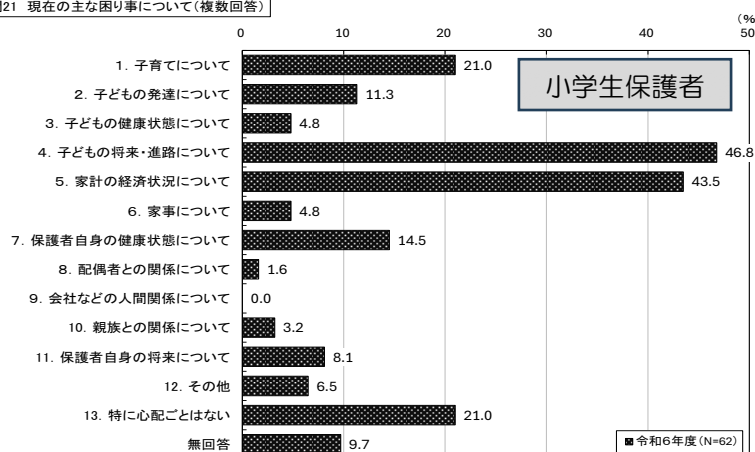
⑪未就学児童保護者・小学生保護者の困りごとについて

- ・困りごとについて、未就学保護者と小学生保護者とではわずかに傾向が異なるものの、「家計の経済状況」、「こどもの将来・進路」、「子育て」についてはいずれも高い割合を示しています。
- ・特に小学生保護者の場合、回答者の半数近くが「こどもの将来・進路」への困りごとがあると示しています。

問30 現在の主な困り事について（複数回答）



問21 現在の主な困り事について（複数回答）

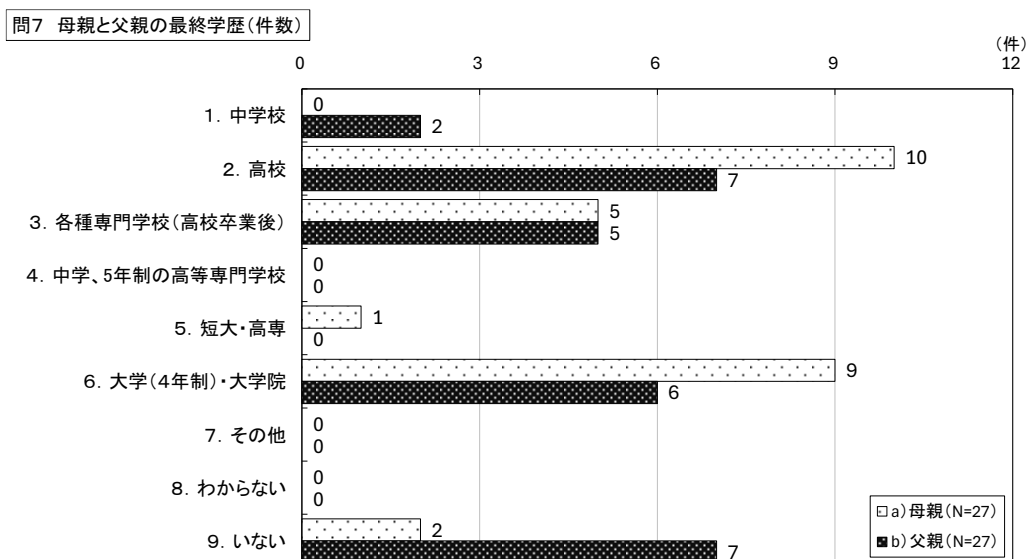


(3) 子どもの生活状況調査の概要

本調査は、子育て家庭の所得水準等の経済状況と生活状況を把握し、将来のこどもの貧困対策を進めるにあたっての基礎資料とするため実施しました。

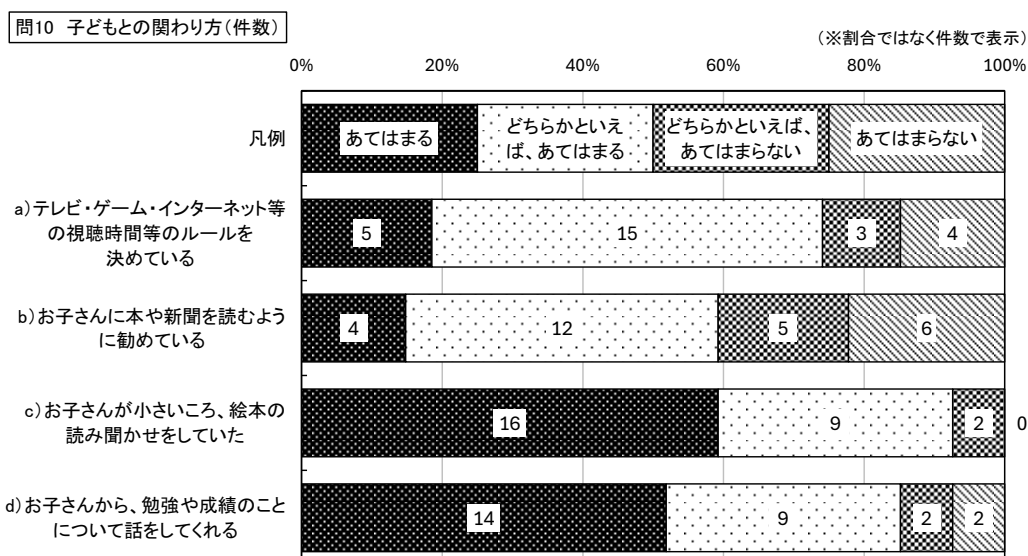
①回答者・家族の状況について

- ・調査対象となった小学5年生及び中学2年生の世帯において、最終学歴は、「高卒」が最も多く、次いで「大卒・大学院修了」で、回答者の大半が高卒以上となっています。



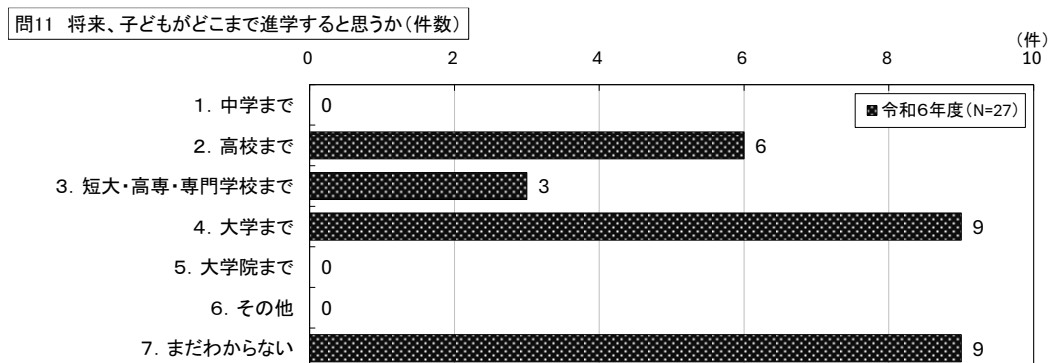
②こどもとの関わり方について

- ・こどもと回答者の日頃の関わり方についてうかがうと、「小さい頃読み聞かせしていた」や「こどもから成績のことを話す」という関わり方をしているという回答は多い一方、「ゲーム等の時間のルールを決める」、「本を読むよう勧める」などの関わり方については、『していない(あてはまらない)』とする回答者が多く見うけられます。



③こどもの将来について

- ・将来のこどもの進学程度については、「大学まで」とする回答が最も多く、次いで多いのは「高校まで」となっています。一方で、「まだわからない」とする回答も多くみられます。
- ・保護者の最終学歴とこどもの進学想定を掛け合わせてみると、「こどもが高校まで」の進学と想定している保護者の場合、保護者の最終学歴も「高校」あるいは「各種専門学校」となっている回答が多くを占めています。



問7 a) 母親の最終学歴 × 問11 将来、子どもがどこまで進学すると思うか

上段: 件数、下段: 横%	合 計	1. 中学校	2. 高校	3. 各種専門学校(高校卒業後)	5. 短大・高専	6. 大学(4年制)・大学院	9. いらない
全 体	27 100.0	0 0.0	10 37.0	5 18.5	1 3.7	9 33.3	2 7.4
2. 高校まで	6 100.0	0 0.0	3 50.0	2 33.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7
3. 短大・高専・専門学校まで	3 100.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7	0 0.0
4. 大学まで	9 100.0	0 0.0	4 44.4	0 0.0	0 0.0	4 44.4	1 11.1
7. まだわからない	9 100.0	0 0.0	3 33.3	2 22.2	1 11.1	3 33.3	0 0.0

問7 b) 父親の最終学歴 × 問11 将来、子どもがどこまで進学すると思うか

上段: 件数、下段: 横%	合 計	1. 中学校	2. 高校	3. 各種専門学校(高校卒業後)	5. 短大・高専	6. 大学(4年制)・大学院	9. いらない
全 体	27 100.0	2 7.4	7 25.9	5 18.5	0 0.0	6 22.2	7 25.9
2. 高校まで	6 100.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	3 50.0
3. 短大・高専・専門学校まで	3 100.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0
4. 大学まで	9 100.0	0 0.0	4 44.4	2 22.2	0 0.0	2 22.2	1 11.1
7. まだわからない	9 100.0	0 0.0	2 22.2	1 11.1	0 0.0	3 33.3	3 33.3

(横行：保護者の学歴、縦列：子どもの進学想定)

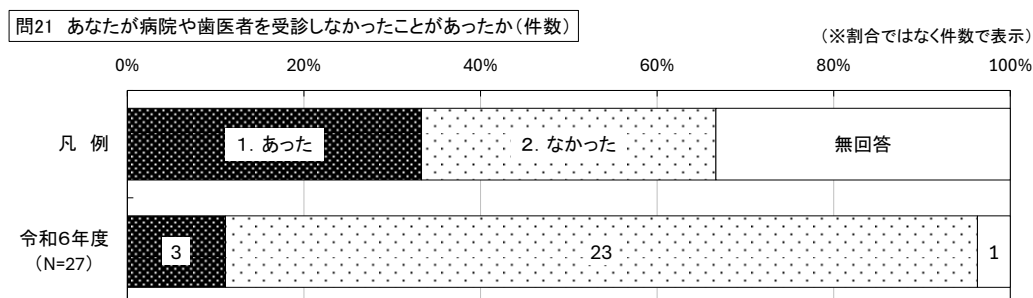
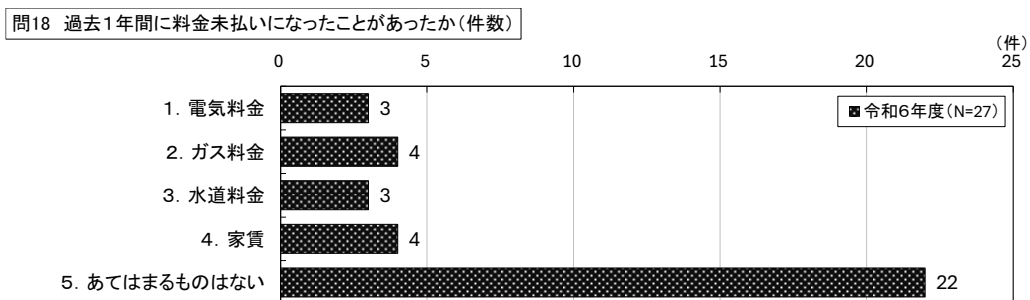
④世帯の暮らしの状況について

- ・「ふつう」とする回答が6割で最も多く、一方で、3割が「苦しい」、「大変苦しい」となっています。
- ・世帯の収入状況をみると、村民の平均収入（290万円）に達していない世帯（250万円未満）が回答者全体の4割程度となっています。
- ・世帯の収入状況と暮らしの苦しさを掛け合わせてみると、『生活が苦しい・大変苦しい』と回答した世帯の大半が、収入300万円未満の状況となっています。

問15 世帯全体のおおよその年間収入（令和5年）× 問14 世帯の暮らしの状況

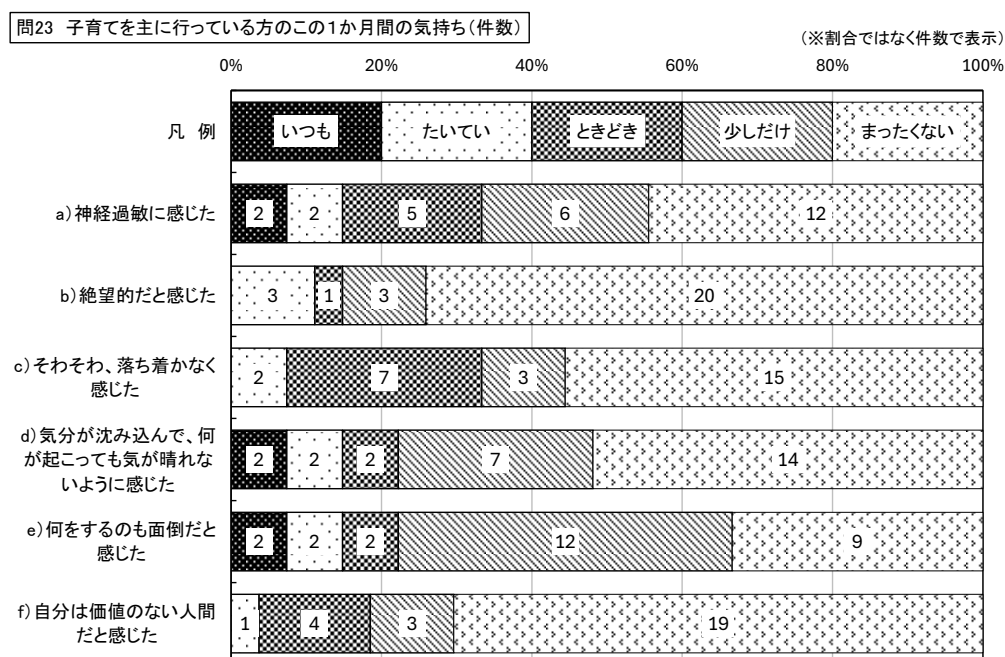
上段：件数、下段：横%	合 計	①50万円未満	②50～100万円未満	③100～150万円未満	④150～200万円未満	⑤200～250万円未満	⑥250～300万円未満	⑦300～350万円未満	⑧350～400万円未満
全 体	27 100.0	1 3.7	1 3.7	2 7.4	1 3.7	6 22.2	3 11.1	3 11.1	1 3.7
2. ゆとりがある	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
3. ふつう	16 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.3	3 18.8	1 6.3	3 18.8	1 6.3
4. 苦しい	6 100.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	2 33.3	2 33.3	0 0.0	0 0.0
5. 大変苦しい	3 100.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
上段：件数、下段：横%	合 計	⑨400～450万円未満	⑩450～500万円未満	⑪500～600万円未満	⑫600～700万円未満	⑬700～800万円未満	⑭800～900万円未満	⑮900～1000万円未満	⑯1000万円以上
全 体	27 100.0	1 3.7	4 14.8	3 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.7
2. ゆとりがある	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
3. ふつう	16 100.0	1 6.3	3 18.8	3 18.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
4. 苦しい	6 100.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5. 大変苦しい	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

- ・過去1年間で食料が買えなかった経験・衣服が買えなかった経験について、「あった」とする回答がともに回答者の3割程度になっており、食料等の購入に窮する世帯が一定数いることがうかがえます。
- ・また、電気・ガス・水道の公共料金の支払いについては、1割強で未払いがあったとしています。
- ・「家計が苦しい」などの理由で、子どもや保護者が医療機関の受診を控えたとする回答も見うけられます。

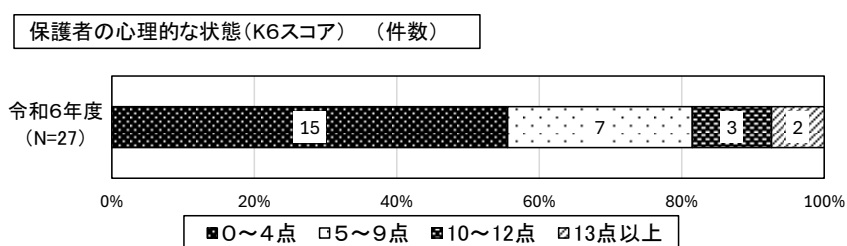


⑤保護者の日頃の気持ち(精神状態)について

- ・日頃から「神経過敏」、「絶望的」、「気分が沈む」、「何をするのも面倒」になると感じる回答が1割強みられます。



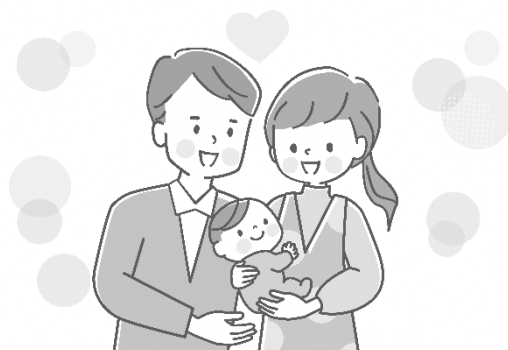
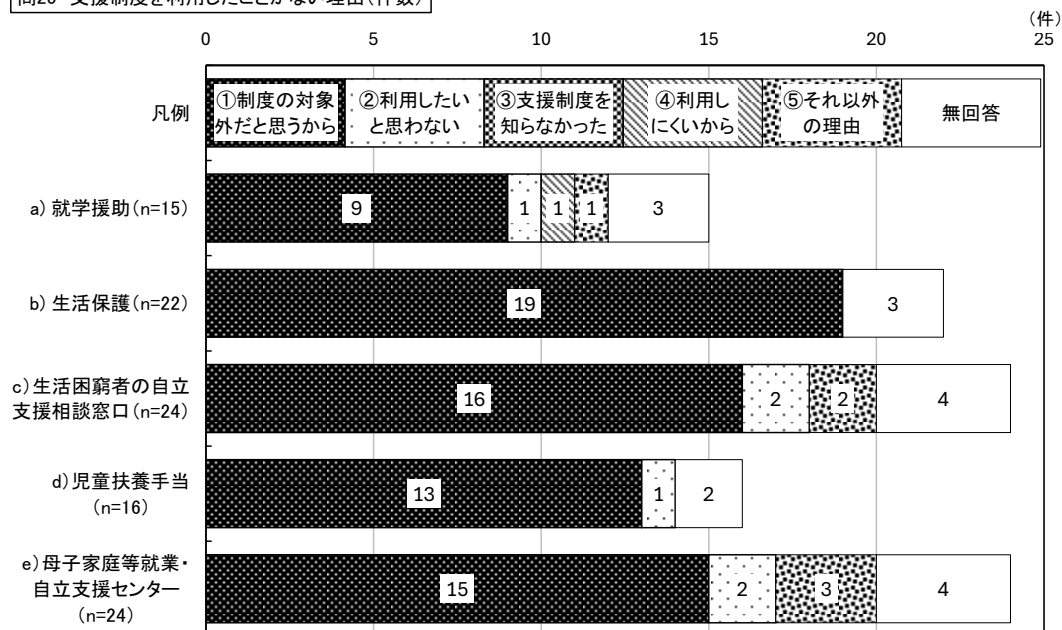
- ・また、これらをスコア化してみると、保護者の2割程度が高ストレス状態(高得点)にあり、その大半がひとり親世帯もしくは低所得世帯となっています。



⑥子育て世帯の支援制度の利用状況について

- ・「就学援助」、「児童扶養手当」について、回答者のうち3～4割の世帯は「利用している・していた」と回答しています。
- ・一方で、一部の回答者は「利用できるが利用したいと思わない」としており、高ストレス状態の保護者が一定数いることを踏まえると、丁寧なフォローを進め、支援制度の利用に結び付けていく必要があるものと見込まれます。

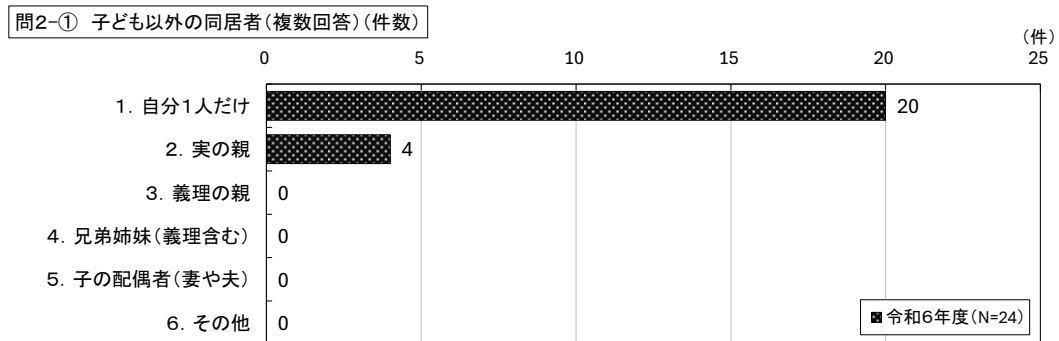
問25 支援制度を利用したことがない理由(件数)



(4) ひとり親家庭実態調査の概要

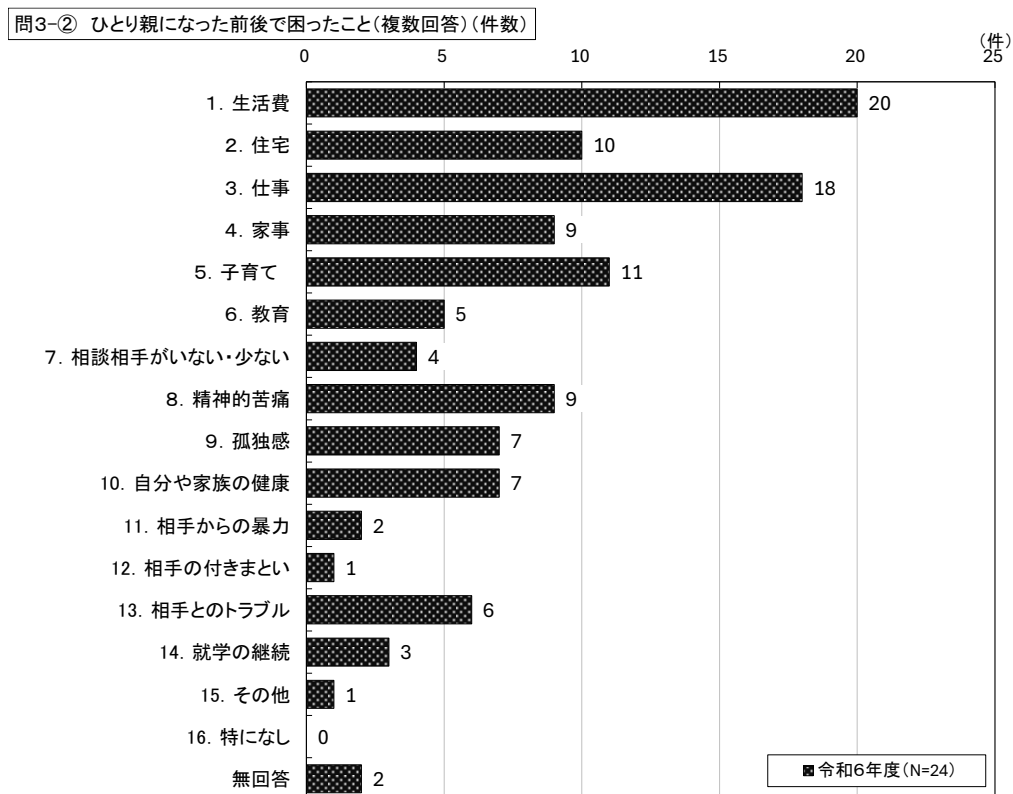
①回答者・家族の状況について

- ・令和6年6月時点で児童扶養手当を受給しているひとり親家庭（母子世帯・父子世帯・寡婦家庭等）全世帯に調査を実施しています。回答者の大半が母子家庭となっています。
- ・同居家族は、「子どもとその親のみ」が大半を占めていますが、1割強が子の祖父母と同居している状況となっています。



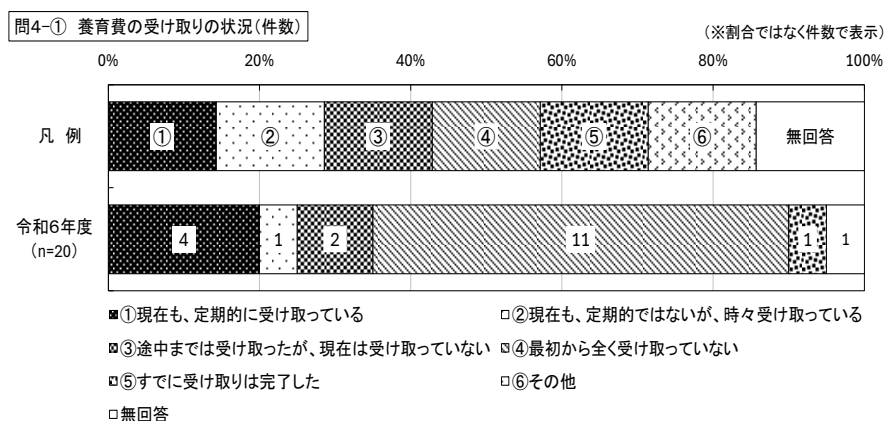
②ひとり親になって困ったこと等について

- ・ひとり親になって困ったことについては、「生活費」・「仕事」など、生計に関する点を殆どの回答者が選択しています。その他、「子育て」や「住宅」、「家事」、「精神的苦痛」に関しても、回答者の4～5割程度は困りごとがあったと回答しています。

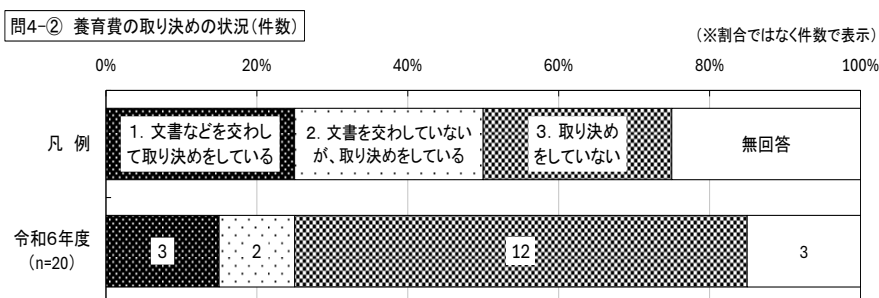


③養育費について

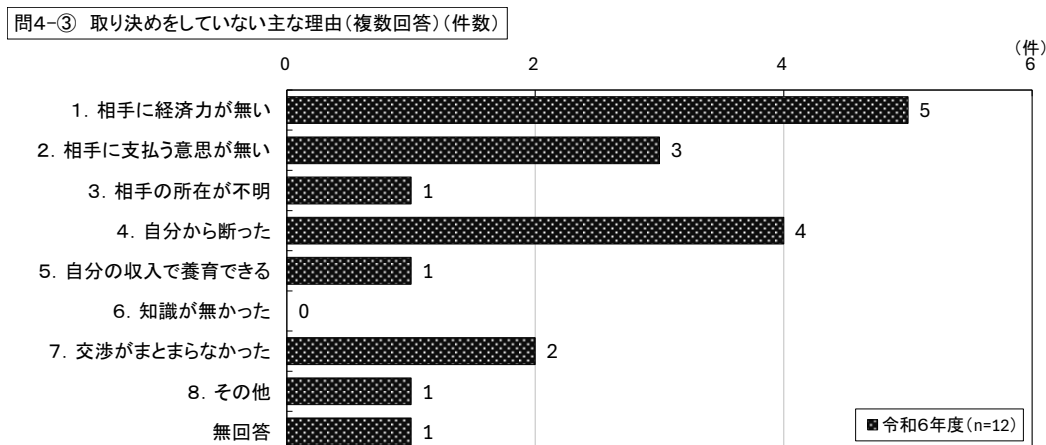
- ・「最初から全く受け取っていない」が半数を占め、「最初は受け取っていたが現在は受け取っていない」を含めると回答者の7割弱が養育費を受け取っていない状況となっています。



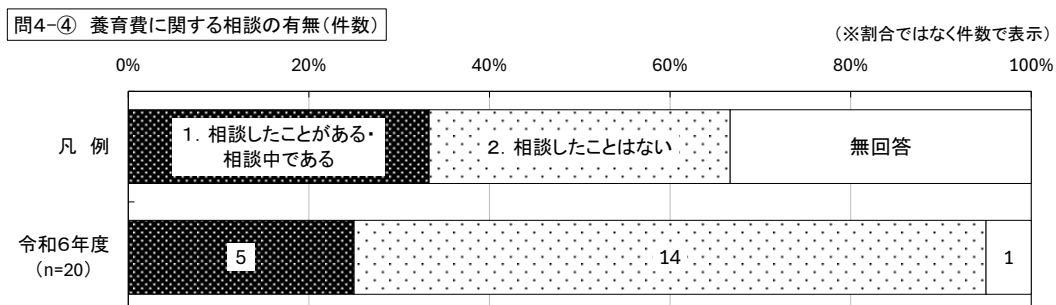
- ・また、養育費受け取りの取り決めについても、「文書などを交わし取り決めをしている」のは1割強にとどまり、6割の回答者は「取り決めをしていない」と回答しています。



- ・取り決めをしていない理由としては、「相手に経済力がない」や「自分から断った」といった理由が多く示されています。



- ・養育費に関する弁護士等への相談経験の有無については、「ある」は2割強程度にとどまっています。一方で、「相談したことがない」と回答した方の中でも1/3程度は、「機会があれば相談したい」と潜在的な意向を示しています。



④仕事について

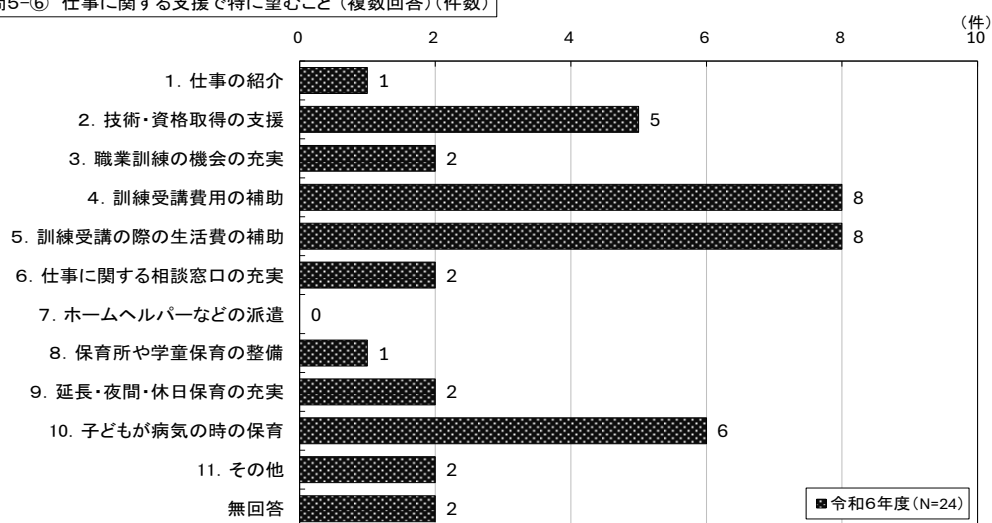
- ・回答者の9割は有職者で、その職業は「サービス業」や「事務職」が多い状況です。雇用形態は、「正規雇用」が5割強、「非正規雇用」が3割強となっています。
- ・回答者のうち2割程度は二つ以上の複数の仕事を掛け持ちしています。
- ・ひとり親になってからの就職・転職に際しての困りごとをうかがうと、「希望に合う求人がない」といった点や、「資格・技術が少ない」、「求職中の子どもの保育・世話」といった事柄が多く挙げられています。

問5-④ 就職・転職の際に特に困難に感じたこと(複数回答)(件数)



- ・また、資格や技術の取得時の困りごとに関しても、「学費等の費用の確保」や「時間の確保」について、それぞれ回答者の半数程度が挙げています。
- ・仕事への支援に関する希望としては、「訓練受講費用の補助」や「訓練受講の際の生活費の補助」など経済的支援の項目意向が多く示されています。

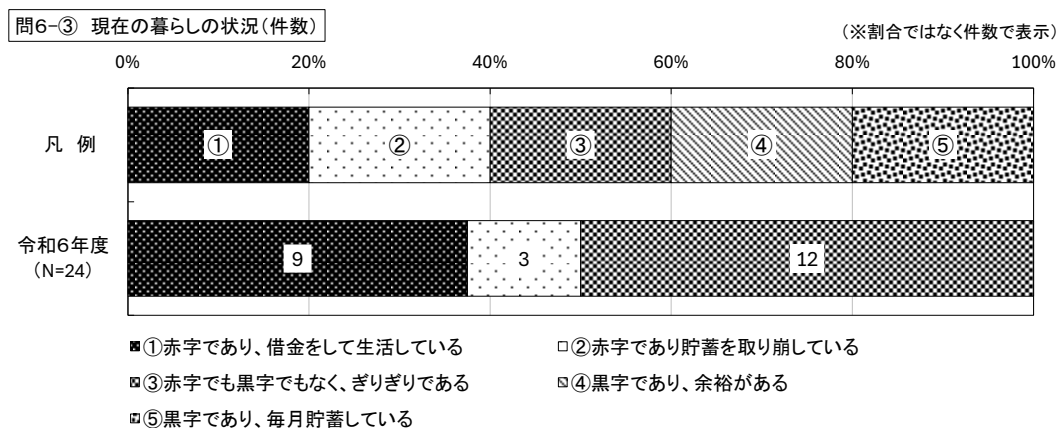
問5-⑥ 仕事に関する支援で特に望むこと(複数回答)(件数)



- ・仕事に関しては、既存制度・事業の有効活用や拡充による課題解決の可能性もあり得ることから、現事業を検証しニーズに応じた内容に改善していくとともに、丁寧なサポートにより対象者を事業に結び付けていく必要があるものと見込まれます。

⑤生活について

- ・回答者の貯蓄額の状況をうかがうと、回答者の5割強が「20万円未満」となっています。また、現在の暮らしの状況についても、回答者の半数程度が「赤字で借金あるいは貯蓄を取り崩している」とし、残りの半数も「ぎりぎりである」としており、先の貯蓄額と併せると、経済的に余裕のないひとり親世帯が一定数いることがうかがえます。



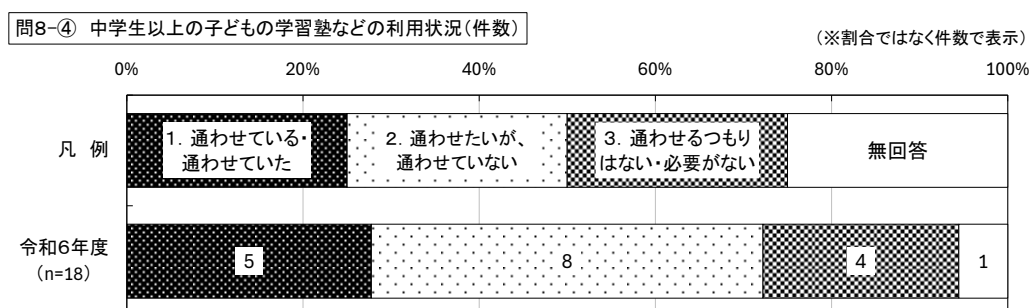
- ・借金の有無について、回答者の7割程度は「借金がある」としており、その主な理由は「子どもの学費・教育費」や「生活費の不足」となっています。

⑥健康状態や病気の際の対応について

- ・保護者が病気になった際のこどもの世話について、回答者の半数は「(回答者の) 親」が対応してくれているとしたものの、一方で3割の回答者は「世話をしてくれる人がいない」と示しています。

⑦こどもの教育・進学について

- ・中学生以上のこどもに対する学習塾などの利用状況について、回答者の3割近くが「通わせている (いた)」としており、4割程度が「通わせたいが、通っていない」としています。なお、通わせていない理由としては「近くに塾が無い」ことを挙げている回答者が多く、学習塾のニーズは一定数あることが見込まれます。

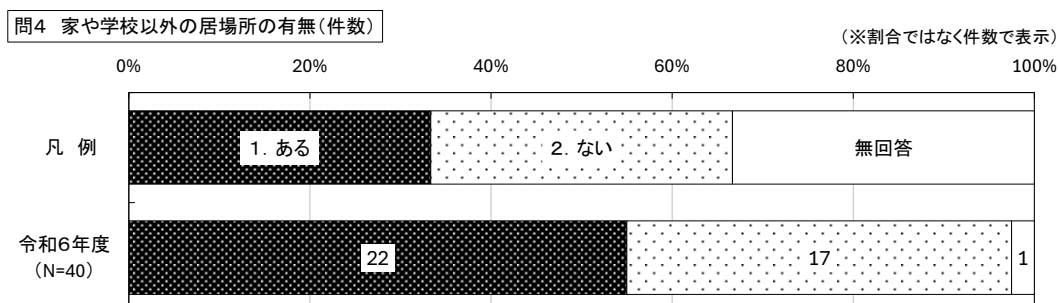


- ・こどもの進学について回答者の半数は「大学までの教育」を受けさせたいとしています。2割程度は「短大・高専・専門学校」や「大学」への進学に対し、「経済的に受けさせられない」としています。

(5) 児童・生徒・16～17歳（高校2年生相当）本人意識調査の概要

①放課後や就業後の休日の過ごし方について

- ・放課後の過ごし方として、年齢層に限らず「自分の家」や「部活・クラブ活動」とする回答が多く示されています。また、児童では「祖父母の家」、「学校の中（図書館、教室）」、高校生では「学校の中（図書館、教室）」とする回答が多い傾向です。
- ・放課後や就業後に一緒に過ごすことが多い人は、「自分の親」や「友人」、「兄弟・姉妹」などが多い状況ですが、「自分一人」で過ごすという子も一定数見うけられます。
- ・家や学校、職場以外で『ここに居たい』と感じる居場所があるかをうかがうと、回答者の半数程度は「ある」としています。特に中学生では7割程度が「ある」としており、一方で「ない」と回答した子は「いつでも行きたいときに行ける場所」や「好きなことをして自由に過ごせる場所」が居場所として望ましいと示しています。



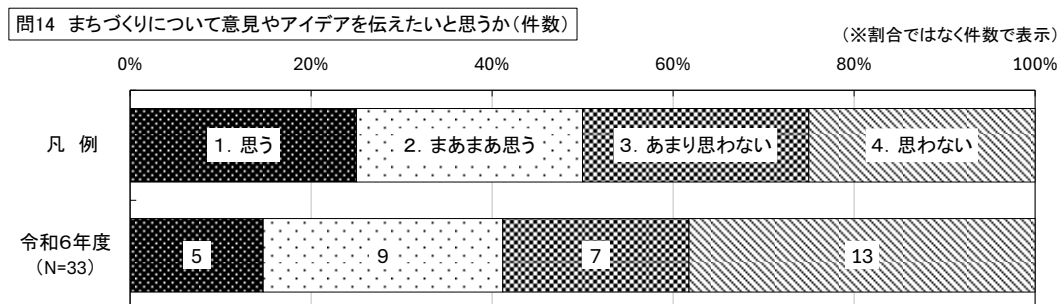
②悩みや相談について

- ・こども自身の悩みについては、「勉強」や「部活・クラブ活動」、「進学や将来」のこと等が多く挙げられています。また、「悩みが特にない」とする割合が、年齢層が高くなるに伴い減少しています。
- ・悩みや不安の相談経験をうかがうと、回答者の6割が「相談したことがない」もしくは「だれにも相談できない」としています。身近に相談相手が居らず、悩みを一人で抱えるしかない状況に置かれている可能性がある子が一定数見うけられ、こどもの悩みを受け止めることのできる窓口や人の情報を広く伝える必要があります。
- ・一方で「相談したことがある」とした場合の相談相手は、「親」や「兄弟・姉妹」などの家族が多く、それ以外では「友だち・先輩」、「学校の先生」などが挙げられています。



③大宜味村のまちづくりの取り組みについて

- ・村のまちづくりのアイディアについて、「意見を伝えていきたいと思う・まあまあ思う」と回答した児童が3割強、生徒は5割となっています。
- ・村では中学生を対象にこども議会等を開催し、意見表明の場を確保していますが、今後もしこども達自身の意見を表明する場を適切に確保していく必要があります。



4. 第2期計画の進捗評価

第3期計画の策定にあたり、前計画である「第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」の各論で示された各施策の実施状況・課題点などを評価し、五つの目標ごとに整理しました。評価の指標は以下の通りとなります。

【事業評価】⇒5段階評価		
①計画どおりに進んでいる	②取り組んでいるが、内容や目標値に対して課題がある	
③事業終了	④未実施	⑤評価できない（実施したばかり・該当する事業がない等）

■目標1 安心して産み育てられる環境づくり

目標・施策項目	施策数 ×担当課	評価				
		で①計 画ど おりに 進ん	対が② し、取 り組 内容 組 やん ど 目 で あ る に	③事 業 終 了	④未 実 施	す施⑤ るし評 事た価 業ばで がかな ない 等該 （実 当 実
目標1 安心して産み育てられる環境づくり	12	7	2	1	2	0
	100%	58.3%	16.7%	8.3%	16.7%	0.0%
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築	3	3	0	0	0	0
(2) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の充実	5	3	2	0	0	0
(3) 地域における子育て支援サービスの充実	4	1	0	1	2	0

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築

- ・施策項目全3つのうち、『①計画どおりに進んだ』施策が3つとなっています。具体的な事業としては「妊婦健康診査事業」、「妊産婦・新生児訪問指導事業」、「食に関する学習機会や情報の提供事業」の取り組みとなっており、いずれも適切に事業を実施しています。
- ・妊産婦への食育に関する取り組みについては、妊婦食実習への参加者が少ないという懸念点もみられるため、一層の事業推進に繋がるよう実習の在り方について検討を図る必要性があるとして示されました。

(2) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の充実

- ・施策項目全5つのうち、『①計画どおりに進んだ』施策が3つ、『②課題がある』施策が2つとなっています。
- ・計画通りに進んだ取り組みとしては「乳幼児一般健康診査事業」や「予防接種事業」「子ども医療費助成事業」があります。特に、乳幼児一般健康診査については未受診者の個別フォローを行い対象者全数の状況が把握できたとともに、予防接種事業についても個別の接種勧奨を行うことで予防接種率の上昇に繋がりました（第1期接種率6割増・第2期接種率3割増）。
- ・一方、課題があった取り組みとしては、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や「母子保健推進員活動の充実」が挙げられています。

- ・「乳児家庭全戸訪問事業」については保護者とのスケジュール調整に苦慮し、望ましい期間までの全戸訪問に達せなかったという状況がありましたが、早期の訪問調整が行えるよう体制を整えます。母子保健推進員について、活動自体は適切に遂行できているものの、村民への活動周知が十分ではないことから、推進員の認知度向上に伴って活動の充実化が果たせるよう、支援を進めていきます。

（３）地域における子育て支援サービスの充実

- ・施策項目全４つのうち、『①計画どおりに進んだ』施策が１つ、『③事業終了』が１つ、『④未実施』が２つとなっています。
- ・計画通りに進んだ取り組みとしては、「地域子育て支援拠点事業」が挙げられています。本事業は令和３年度に開設された子育て支援センターでの保護者支援となっており、現在は支援員２名を配置し、一日３～４組を対象に保護者の子育て負担軽減に取り組んでいます。
- ・一方、未実施の取り組みについては「利用者支援事業」と「子育て短期支援事業」が挙げられています。「利用者支援事業」は、支援専門員による身近な場所での相談支援・情報提供を行う取り組みですが、現在の本村の体制としては支援専門員の配置が困難であり、児童福祉担当職員が通常業務の中で同様の役割を担っています。今後、計画期間中に同事業の実施方針を検討していきます。
- ・「子育て短期支援事業」は、保護者の疾病等の要因で家庭での児童養育が困難になった際に緊急一時的な保護を行う取り組みですが、本村単独では該当の事業実施の想定が無く、ニーズが把握できていません。該当のニーズがある場合、やんばるファミリー・サポート・センターの活用を想定します。
- ・また、終了する取り組みとしては、「養育支援訪問事業」が該当します。本事業は家事・養育に関する援助・相談対応等を実施する事業でしたが、令和６年度の児童福祉法改正により家事・養育に係る援助等が新設の「子育て世帯訪問支援事業」に移行し、保健師等による専門的な相談支援事業として本事業の見直しが図られたため、今後のニーズを含め事業継続の必要性を検討していく見込みであることから、評価判定時においては「廃止・休止」としました。なお、これまで該当事業で取り組んでいた家事・養育に関する援助等の取り組みについては、「子育て世帯訪問支援事業」を新規事業として位置づけ対応していきます。

■目標2 幼児期の教育・保育の提供

目標・施策項目	施策数	評価				
	施策数 × 担当課	①計画どおりに進んだ	②対し、取り組んで課題や目標に	③事業終了	④未実施	⑤評価できない・該当しない（等）
目標2 幼児期の教育・保育の充実	13	7	2	0	2	2
	100%	53.8%	15.4%	0.0%	15.4%	15.4%
(1) 質の高い幼児教育・保育の提供	7	3	2	0	1	1
(2) 多様な保育サービスの充実	6	4	0	0	1	1

(1) 質の高い幼児教育・保育の提供

- ・施策項目全6つ（評価数7）のうち、『①計画どおりに進んだ』施策が3つ、『②課題がある』施策が2つ、担当課別に『④未実施・⑤評価できない』と評価された施策が1つとなっています。
- ・計画通りに進んだ施策として、「保育教諭の人材確保・育成向上」、「育児講座事業の推進」、「こ小連携推進」の取り組みが挙げられています。
- ・前述の「保育教諭の人材確保・育成向上」に関する取り組みは国・県等の人材確保支援の活用や資質向上に関する施策であり、適切に対応しています。一方、保育士自体の確保状況は不足感があり、「学校教育・保育の提供体制」の適切な確保に対する課題となっています。
- ・未実施及び評価できない取り組みとして「実費徴収に係る補足給付を行う事業」が挙げられています。該当の事業について、担当である二課のうち住民福祉課では対象者を把握することができず、教育委員会では村民からの事業意向が挙がらなかったことから未実施となっています。今後、本事業実施のニーズが生じた際には適切な支援が受けられるよう対応していきます。

(2) 多様な保育サービスの充実

- ・施策項目全6つのうち、『①計画どおりに進んだ』施策が4つ、『④未実施』が1つ、『⑤評価できない』が1つとなっています。
- ・未実施や評価できない事業として、「病児・病後児保育事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が挙げられています。「病児・病後児保育事業」の実施には、保育施設内でのスペース設置や看護師確保等の要件があるため、村内の認定こども園や民間事業者ではいずれも困難な取り組みとなっています。
- ・次に、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とは、民間の教育・保育事業者が参入することを支援する事業ですが、本村において該当事業の活用事例がないことから、今後の取り組み方針を検討しています。

■目標3 次世代子どもたちの教育・育成支援の充実

目標・施策項目	施策数	評価				
	施策数 × 担当課	で① 計 画 ど お り に 進 ん だ	対が② し、取 り 組 み が 目 的 に あ る に	③ 事 業 終 了	④ 未 実 施	す施⑤ るし評 事た価 業ばで がかり ない・ ない 等該 （実 ）当
目標3 次世代子どもたちの教育・育成支援の充実	16	14	1	0	1	0
	100%	87.5%	6.3%	0.0%	6.3%	0.0%
(1) 生きる力を育む学校教育の充実	11	11	0	0	0	0
(2) 放課後児童の居場所づくり	2	0	1	0	1	0
(3) 子どもの個性と想像力を育む機会の充実	3	3	0	0	0	0

(1) 生きる力を育む学校教育の充実

- ・ 施策項目全 11 施策のうち、『①計画どおりに進んだ』施策が 11 施策となっています。
- ・ 本項目については学校教育の充実を図る施策群となっており、いずれも適切に実施されています。特に「道徳教育の充実」については、令和 5 年度から大宜味中学校が文科省の「よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業」の指定校となっており、道徳教育の推進に努めています。また、「地域との連携によるネットワークづくり」の取り組みにおいても、村独自のカリキュラムとして「大宜味村民科（仮）」の新設により、地域と連携した学習活動を推進していきます。

(2) 放課後児童の居場所づくり

- ・ 施策項目 2 つのうち、『②課題がある』施策が 1 つ、『④未実施』が 1 つとなっています。
- ・ 課題がある取り組みとして、「放課後健全育成事業（放課後児童クラブ事業）」が挙げられています。ぶながやっ子ハウスでの子育て支援に関する取り組みですが、施設のキャパシティの要件もあり待機児童が発生する年度もある点と、発達上の課題や特性のある児童への対応方法に苦慮している点が課題となっています。待機児童については、同施設内で実施していた「貧困対策事業」での預かり児童が個別に別施設で対応される予定があることから、キャパシティの余裕が生じるものと見込んでいます。
- ・ 未実施の取り組みとしては、「放課後子ども教室事業」が挙げられています。令和 6 年度時点で実施見込みがありませんが、今後は地域人材との連携により事業実施を検討していきます。

(3) 子どもの個性と想像力を育む機会の充実

- ・ 施策項目全 3 つのうち、『①計画どおりに進んだ』施策が 3 つとなっています。
- ・ わんぱく体験団やふれあい体験学習など、子どもの個性を育む取り組みについて適切に実施できています。

■目標4 子育て家庭を支える子育て支援の充実

目標・施策項目	施策数	評価				
	施策数 ×担当課	で①計 画ど おり に進 ん	対が② し、取 り内 課容 組ん だ目 で標 値に	③事 業終 了	④未 実 施	す施⑤ るし評 事た価 業ばで がかり ない・ 等該 （当 実
目標4 子育て家庭を支える子育て支援の充実	7	5	1	0	0	1
	100%	71.4%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%
(1)障がい等の配慮を必要とする子どもへの支援充実	1	1	0	0	0	0
(2)子どもの権利擁護や児童虐待防止対策の強化	2	2	0	0	0	0
(3)子育て家庭への支援や相談の充実	4	2	1	0	0	1

(1) 障がい等の配慮を必要とする子どもへの支援充実

- ・位置づけられた施策は1つとなっており、該当施策である「障がい者基本計画」と連携した障がい児対策は『①計画通りに進んだ』と評価されています。
- ・今年度からは村外の障害児通所支援事業所を利用する際に社会福祉協議会による移動支援を行うなど、障がいのある児童生徒の支援に努めています。一方で、障害児支援サービスの利用に必要な専門員や医師の不足感は北部圏域全体の課題であることから、今後とも近隣市町村と連携しながら障害児支援に資する取り組みを推進していく必要があります。

(2) 子どもの権利擁護や児童虐待防止対策の強化

- ・施策項目2つのうち、『①計画通りに進んだ』施策が2つとなっています。
- ・「児童家庭相談業務」と「要保護児童対策協議会の運営」のいずれも、関係機関と連携しながら適切な相談対応や円滑な運営に努めています。

(3) 子育て家庭への支援や相談の充実

- ・施策項目全4つのうち、『①計画通りに進んだ』施策が2つ、『②課題がある』施策が1つ、『⑤評価できない』が1つとなっています。
- ・課題がある取り組みとして、「家庭教育に関する啓発や情報提供の充実強化」が挙げられています。この取り組みは、地域の身近な施設において子育てに関する保護者支援や青少年教育を行うものとなっていますが、実際の活動状況としては社会教育施設での実施が困難であり、こども園や子育て支援センターといった保護者に身近な場所での幼児教育が中心であることから、今後は支援対象者や活動主旨を絞りこむことで円滑な事業実施を図ります。
- ・評価できない取り組みとして、「教育相談業務の推進」が挙げられています。この事業は、保育施設や学校とは異なる場所（役場内）で教育相談が実施できる点がポイントの取り組みでしたが、実際には学校での相談対応を希望する保護者が大半を占めていたことと、年度途中より相談員が不足し活動が休止していることから、現時点で進捗評価が困難な状況となっています。今後は人員確保に取り組むとともに、本事業の周知にも努めます。

■目標5 社会全体で子ども・子育て環境づくりの推進

目標・施策項目	施策数	評価				
	施策数 × 担当課	で①計画どおりに進んだ	対が②し、取り組内容や目標に	③事業終了	④未実施	す施⑤するし評価できない・該当実
目標5 社会全体で子ども・子育て環境づくりの推進	18	8	3	1	6	0
	100%	44.4%	16.7%	5.6%	33.3%	0.0%
(1)子どもの安全を見守る環境づくりの推進	12	6	2	1	3	0
(2)子育て家庭を応援する地域づくりの推進	4	2	1	0	1	0
(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	2	0	0	0	2	0

(1) 子どもの安全を見守る環境づくりの推進

- ・ 施策項目全8つ（評価数12）のうち、『①計画どおりに進んだ』施策が6つ、『②課題がある』施策が2つ、『③事業終了』が1つ、『④未実施』が3つとなっています。
- ・ 課題があった取り組みとしては、「交通安全事業の開催」と「防犯灯の設置促進」が挙げられています。「交通安全事業」については、村内教育・保育施設で児童生徒への交通安全意識向上に関する働きかけが適切に行われていますが、児童生徒を通した保護者への働きかけが十分でないことから、今後は保護者会への呼びかけを進めていきます。
- ・ 「公共施設等のバリアフリー化促進」に関しては所管課によって状況が異なっており、近年建て替えが行われた村庁舎は十分なバリアフリー化対応が図られましたが、それ以外の公共施設に対しては必要に応じ対応を図っていくこととしています。また、バリアフリーマップの作成や整備状況の公開を進める「バリアフリー情報の提供」の取り組みについては、実施時期等の検討を図ります。

(2) 子育て家庭を応援する地域づくりの推進

- ・ 施策項目全4つのうち、『①計画どおりに進んだ』施策が2つ、『②課題がある』施策が1つ、『④未実施』が1つとなっています。
- ・ 課題があるとした取り組みについて、「地域における子どもの多様な体験活動の充実」が挙げられています。本施策は「ぶながやの里」地域人材育成支援事業として、親子のふれあい体験活動を推進する取り組みとなっていますが、参加希望者が集まらない活動も一部見受けられるということで、実施方法等を検討していくこととしています。
- ・ 第2期計画期間中において未実施だった取り組みとして「ファミリー向け賃貸住宅の供給」が挙げられています。今後、子育て世帯を中心としたファミリー向け集合住宅の整備が令和12年の供用開始に向け進められる予定となっています。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 施策項目2つについて、いずれも『④未実施』となっています。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に係る取り組みについて所管課での実施実績はありませんが、保護者が子育てしながら働きやすい環境づくりを促進するため、今後は村内事業所等への働きかけを進めます。

5. 本村における第3期計画に向けた課題

(1) 妊娠期から学童期にかけて親子の不安に寄り添う教育・保育の支援体制の構築

令和5年に閣議決定された「こどもみらい戦略」では、昨今の未婚化・晩婚化の進行や子育てしづらい社会環境において、伴走型支援（妊娠期から出産、子育て期まで一貫して子育て家庭に寄り添った相談対応や必要なサービスへの繋ぎを行う取り組み）やプッシュ型支援（個別最適な情報が子育て当事者へ迅速に提供されたり、母子保健DXを活用して母子保健情報の円滑な共有化を推進する取り組み）を通じた切れ目ない子育て支援の充実に取り組む必要性が示されました。

本村においても出生数は緩やかな減少傾向が続いており、そうした状況下で子育てや親育ちの環境が孤立化しないよう、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進め、不安や負担を抱えた子育て家庭を社会全体で支援していく体制の構築が求められています。

本村の保育サービスの実施状況をみると、保護者の身近な場所での子育てに関する相談・助言や各種事業への繋ぎを支援する「利用者支援事業（こども家庭センター等）」が人員確保の要因から未設置である他、保護者同士の交流促進を図りながら相談支援の体制を備えている地域子育て拠点施設「大宜味村子育て支援センター」の支援規模が十分でない面があることから、各種専門人材の確保や受け入れ体制の強化を行うことで保護者のニーズに則した保育サービスの充実に努める必要があります。人的・物的資源も限られる中、ニーズ調査等からも利用意向がうかがえる「子育て短期支援事業」や「病児・病後児保育」などの子育て支援サービスについて、近隣市町村との連携も踏まえた充実が求められています。

また、本村の教育活動では、地域の様々な組織や人材等が関わって活動の体制を支え、こども達の社会性の育成等へと繋がっています。今後も本村の次代を担うこども達の健やかな成長と生きる力の習得が図られるよう、学校運営に関して一貫した取り組みを協議する組織（学校運営協議会）を立ち上げ、その組織を中心に地域・関連団体・関係組織等の教育活動への関わりを、一層深めていく体制づくりの必要があります。

さらに、配慮が必要な子（発達が気になる子、医療的ケアが必要な子など）については、就学前・就学時などライフステージの様々な場面で適切な支援が必要となることから、支援の仕組みや人員体制の充実等を進めていくことが重要です。

(2) 教育・保育を担う人材の確保

おおぎみこども園は本村唯一の教育・保育施設として、大宜味村の乳幼児の「こどもの育ち」に係る質を担保する重要な役割を担っていますが、一方で0歳児を中心に年度によっては待機児童が発生しており、ニーズに応じた保育サービス提供が求められています。今後は、就労要件を問わない未就学のこどもの保育を実施する「こども誰でも通園制度」の本格的施行も進められることから、保育ニーズへ適切に対応するためにも、保育士の確保に繋がるよう県補助事業の適用や潜在保育士の掘り起こしなどの取り組みが必要となります。

また、教育・保育を担う専門人材として、地域・行政と子育て家庭をつなぐ母子保健推進員や、各種事業の相談支援員、発達支援と機関連携を担う巡回支援専門員など、ライフステージの初期段階において特に重要な役割を果たす人材の確保が急務となっています。

学校教育段階においては、放課後児童クラブにおいても待機児童への対応が課題となっています。こどもが安全・安心に過ごせる居場所の一つとして、施設規模の充実や支援員の確保・質の向上が求められています。

(3) こどもの貧困対策

全国と比較して沖縄県は高いこどもの貧困率を有しており（平成28年時点・全国：16.3%，沖縄県：29.9%）、県全体で克服すべき重要課題としてこどもの貧困対策が強力に推進されてきました。本村の「子どもの生活状況調査」では村民の平均所得に達していない子育て家庭がアンケート回答者全体の4割程度に達しているという結果や、「ひとり親家庭実態調査」では回答者の殆どが「赤字かぎりぎりの経済的状況」にあり、「生活費についての悩みを抱えている回答者が大半」という結果が示されていることから、経済的な困難を抱えている子育て家庭が一定数いることがうかがえます。

第2期計画期間では経済的支援策として、こどもの保険診療自己負担分に係る医療費助成や入院時の食事療養費助成を行うとともに、ひとり親家庭保護者への医療費助成・資金貸付などを実施してきました。今後も、より一層の支援体制の充実を目指し、こどもの貧困対策への取り組みを推進するとともに、支援を求める保護者が繋がりやすい相談窓口の周知や支援事業の充実を進めていく必要があります。



第3章 こどもの意見表明

本計画策定にあたり、大宜味村の小学校・中学校の児童生徒へ村に取り組んでほしい課題や計画に反映される自由な意見を提示してもらうため、ワークショップを実施しました。

◆小学生ワークショップの様子



◆中学生ワークショップの様子



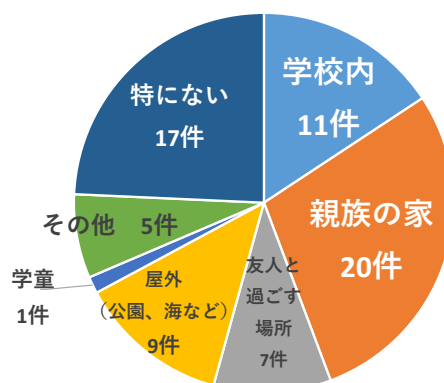
■実施概要

小学生ワークショップ 『おおぎみっ子意見交換会』	令和6年8月20日（火）14時～ 大宜味小学校多目的室にて実施（参加者数：17名）
中学生ワークショップ 『大宜味中学校意見交換会』	令和6年9月26日（木） 大宜味中学校にて各学年・全校生徒対象に実施
テーマ	・大宜味村の村長になったら実施したいこと ・学校や村に実施してほしい取り組み ・大人へ言いたいこと 等

（小中学生合わせて回答件数算定）

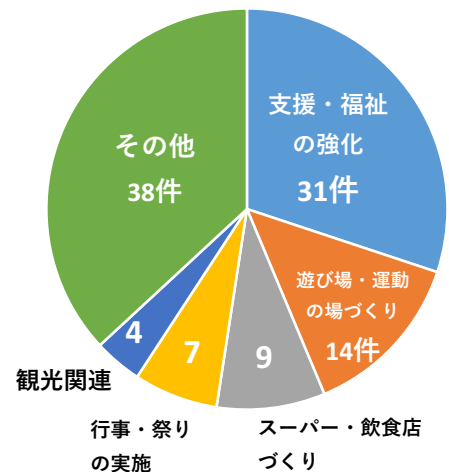
こども達が考える「安心できる居場所」について

- こども達が安心して過ごすことのできる居場所として最も多く挙げられたのは、「祖父母のところ」など親族の家でした（計20件）。その他に「学校図書館」などの学校内（計11件）や、「海」などの屋外（計9件）を挙げたこども達もみられました。
- 一方で、「安心できる居場所が特にない」とした回答も多く、回答者全体の2割程度を占めていました。



まちづくりについて

- こども達へ『あなたが村長だったら』というテーマで、大宜味村民のために村長として取り組みたいことをうかがうと、支援・福祉の強化（31件）に類する回答が最も多く、その中でも「こども達への寄付」や「生活困窮な村民への支援金」といった給付に関する取り組みについて意見が多く寄せられました。
- その他に、遊び場や運動の場づくり（14件）として「テニスコート」の増設や拡大、「こども達が活発に動ける場所」、「総合運動場」といった要望や、「高齢者でも行きやすい買い物の場所」、スーパーの設置（9件）といった声が多くあがっています。



【その他意見の抜粋】

- 村民が不便だと思っていることを変えて暮らしやすい村にしたい（中3）
- お年寄りが元気で過ごせるようにしたい（中2）
- 気楽に勉強できる場所を全区につくる（中1）
- でんしゃをつくりたい（小学生）
- 観光のために自転車のレンタル施設の設置（中2）
- シークワサーのブランド化（中1）
- ゆいのはま公園の遊具の設置（小学生）



みんなの意見

生徒のためにしてほしいことについて

- こども達へ『あなたが学校の先生だったら』というテーマで、生徒のためにどんなことをしてあげられるか（してほしいのか）うかがうと、「もっと生徒の意見を聞いてあげる」や「学校で生徒の意見を反映できる場を設けてほしい」といった、生徒自身の意見表明についての意向が多くあげられていました。
- 生徒との関わり方については、「悩み事を聞いて一緒に考える」や「生徒の様子をみて気づいたことがあったら積極的に声をかける」、「強制的ではなく、生徒がやりたい・協力したいと思えるような提案」などの、生徒の意思に寄り添った形で先生には支えてほしい・指導してほしいという意見が幾つか見うけられました。
- 授業に関しては、「プログラミング」や「タブレットの活用」、「受験対策」という意見がみられます。

【番外：「学校に取り組んでほしいこと」についての抜粋】

- 学校のテニスコートの整備充実（中1・2）
- 小学校・中学校での交流（中1他）
- 学校でのゲーム・イベントの開催（小学生他）
- 中学でも小学校で実施していたような県外との交流事業の実施（中1）
- 学校と地域の人たちとの交流（中2他）



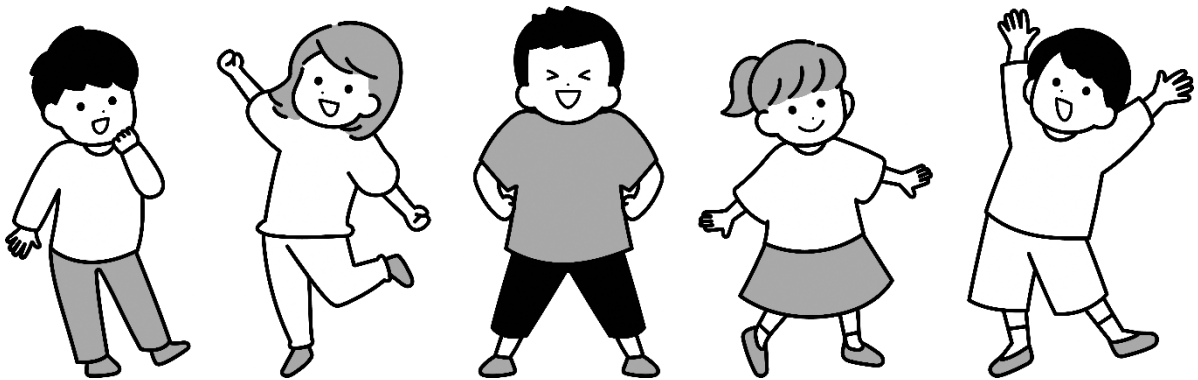
みんなの意見

こども達が大人へ言いたいこと・伝えたいこと

- こどもの事をもっと気にかけてほしい（中1）
- もっとこどもが生きやすい世の中にしてほしい（中2）
- 遊べるところをふやしてほしい（小学生）
- こどもの意見を尊重してほしい（中3）
- 大人で話し合ったことも、次にこどもの意見を聞いて、それも含めて最後に決定してほしい（中3）



みんなの意見



第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

未来を担うこどもを育てるむら 大宜味

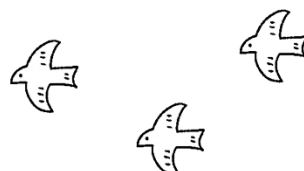
令和2年度に策定された「第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」では、当時の総合計画や前期計画の方針も継承しつつ、社会の希望であるこども達を村全体で支えていくことを念頭に、「次代へ ともにきらきら いきいき 笑顔の 大宜味村」という基本理念を掲げていました。すべてのこども達がむらの未来をつくる宝であり、彼らの健やかな成長を支援していくことは引き続き重要な取り組みとなります。

こうした中、国ではこども施策の展開において、すべてのこども達（若者も含め）が権利の主体として自身の意見を表明する機会と多様な社会的活動へ参画する機会が与えられることを推進しており、本村においてもこどもワークショップやアンケート等を通してこども達の意見聴取に取り組みました。そこで発信された様々な意見を踏まえつつ、将来の大宜味村を担うこども達が自立した個人として、ひとしく健やかに成長しながら幸せに暮らす（ウェルビーイング）ことのできる社会の構築を目指すことを掲げ、上記の基本理念を提示します。

<参考としたこども達の意見>

- 私たちが大宜味村の未来をしっかり考えて、みんなが住みやすい、より良い村にするために頑張っていきたい
- 子育てがもっとしやすくなる村にして、大宜味村の人口がもっと増えてほしい

等



2. 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の基本目標を掲げ、子ども・子育て施策を推進します。

基本目標1 安心して産み育てられる支援の充実

母子に対して妊娠期から子育て期まで切れ目のない保健医療体制や子育て支援体制の充実を図り、地域において安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。

基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実

人格形成の基礎を培う乳幼児期において、質の高い教育・保育サービスの充実を図り、こどもの健やかな発達を促すとともに、多様な保育支援を通じて保護者の子育てにかかる負担軽減につながる取り組みを推進します。

基本目標3 学童期のこども達の教育・育成支援の充実

学校での「知・徳・体」のバランスのとれた学びや、個々人の個性・想像力を育む学びを通して、学童期のこどもの健やかな成長が促される取り組みを進めます。

基本目標4 配慮を必要とする子育て家庭への支援の充実

すべてのこどもの最善の利益が保証されるよう、虐待や貧困など困難な状況に置かれたこどもや特別なサポートを必要とする保護者への支援に取り組みます。

基本目標5 ひとり親家庭の子育て支援と保護者の自立促進

ひとり親家庭が地域から孤立することなく、こどもの健やかな成長が果たされるよう子育て支援に取り組むとともに、安定的な生活維持のため、保護者の自立促進や経済的支援を推進します。

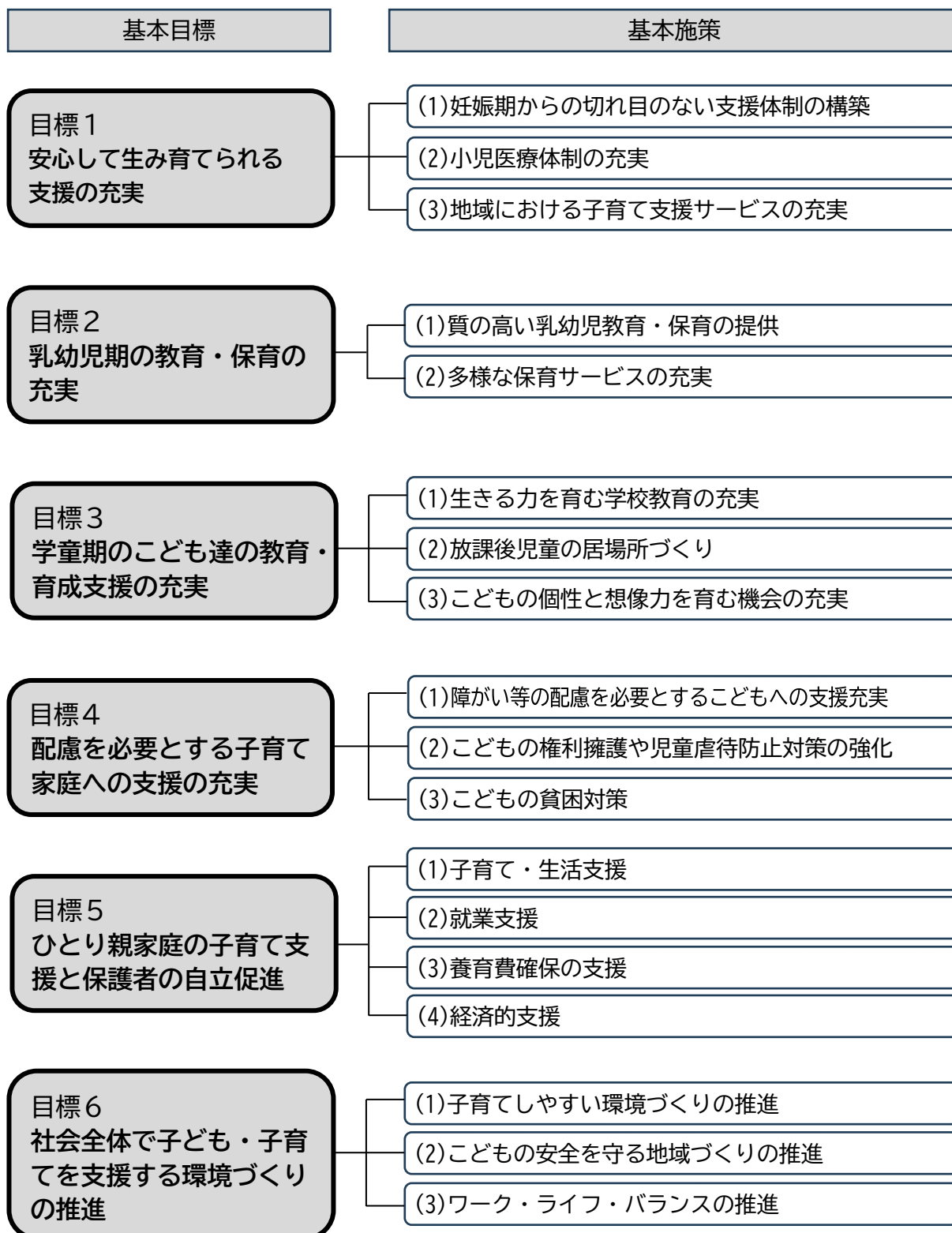
基本目標6 社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりの推進

地域において安全・安心に子育てに取り組むことのできる生活環境の構築を進めるとともに、地域住民や団体、事業者等と連携した子育ての環境づくりを推進します。

3. 施策の体系

基本目標

未来を担うこどもを育てるむら 大宜味



第5章 こども施策の展開

基本目標1 安心して産み育てられる支援の充実

基本施策（1）妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築

○妊産婦への健康診査や訪問指導等により、精神的及び身体的リスクの高い妊産婦や新生児に対し随時に対応できるような体制整備に努めていきます。

○身近な子育ての相談相手である母子保健推進員や妊婦等包括相談支援を通して、妊娠期から子育て期まで母子や子育て家庭に寄り添った相談対応や支援への繋ぎを行います。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策1 妊産婦健康診査 施策対象 妊産婦 担当 住民福祉課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査、必要に応じた医学的検査を実施します。 妊婦が安心して妊娠期を過ごせるよう、妊婦健康診査受診票（一人当たり14回）活用の周知を図り、受診勧奨に努めます。 また、産後も切れ目のない支援を行うため、産後2週間と産後1ヶ月において行われる産婦健康診査の費用を助成（一人当たり2回）し、支援の充実を図ります。
施策2 妊産婦・新生児（生後4週間）訪問指導事業 施策対象 妊産婦、新生児がいる世帯 担当 住民福祉課	心身ともに健康な状態で出産・育児にのぞめるよう、不安やリスクを抱えた妊産婦や、生後4週間までの新生児がいるすべての子育て家庭に対し、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。訪問の中で母子の健康状態を把握し、離乳食や子育てに関する相談、家事・育児等の生活指導を行います。
施策3 食に関する学習機会や情報の提供事業 施策対象 妊婦、離乳期の乳幼児の保護者 担当 住民福祉課	妊婦食実習（妊娠30週以降）、離乳食実習（2か月児～1歳6か月児）を通して、妊婦や月齢に応じた乳幼児の栄養素の確保及び発育に合わせた調理実習等を実施します。 妊婦食や離乳食の正しい知識、簡単調理法を周知するだけでなく、保護者同士の情報交換や交流の場としての活用を推進します。
施策4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 施策対象 生後4か月までの乳児がいる世帯 担当 住民福祉課	本村に住所を有する生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を母子保健推進員が訪問し、体重測定や発達状況、親の健康状態や育児相談に対応します。訪問率100%を目指して事業の充実を図ります。

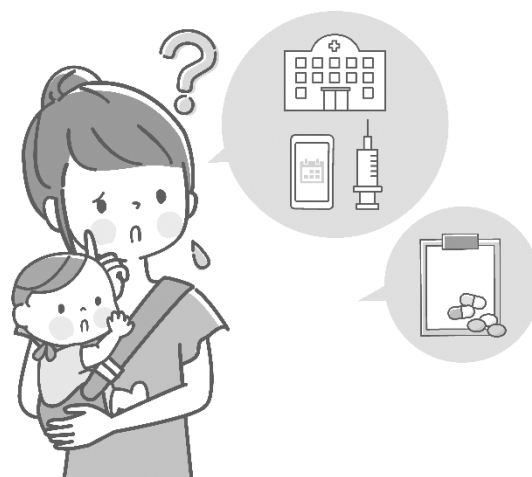
取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策5 母子保健推進員※活動の充実 施策対象 乳幼児がいる世帯 担当 住民福祉課	身近な子育ての相談者として母子保健推進員を5名配置し、乳幼児をもつ親子が安心して出産や子育てができるよう、推進員の活動の充実と資質向上の支援を進めていきます。 また、村民への活動周知に努めていきます。
施策6【新規】 不妊治療費等助成事業 施策対象 不妊治療に取り組んでいる夫婦 担当 住民福祉課	不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部助成や治療に係る交通費の支給等を行い、安心してこどもを妊娠できる支援体制の構築と経済的負担の軽減に努めます。
施策7【新規】 産後ケア事業 施策対象 産後1年以内の母子 担当 住民福祉課	出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の構築を図ります。
施策8【新規】 妊婦等包括相談支援事業 施策対象 妊産婦及びその配偶者等 担当 住民福祉課	妊産婦や子育て家庭に妊娠期から寄り添い、切れ目ない支援を働きかけるため、妊婦やその配偶者等に対し定期的な面談等を実施するとともに、必要な情報提供や相談対応、必要に応じて支援へとつなぐ伴走型相談支援を行います。
施策9【新規】 妊婦のための支援給付 施策対象 妊婦 担当 住民福祉課	妊婦の身体的・精神的・経済的負担軽減を図るため、妊婦認定者及び妊婦給付認定後に妊娠しているこどもの人数等を申請した妊婦に対し、支援給付を行います。 給付に際しては、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦等包括相談支援事業等を効果的に組み合わせた実施体制を図ります。

※ 母子保健推進員……地域で母子保健の活動を支援する支援員。家庭訪問時に行政サービスの情報提供や育児相談を行ったり、乳幼児健診や実習時のお手伝いなどを行う。

基本施策（２）小児医療体制の充実

○こどもの健やかな成長のため、健康診査や予防接種、歯科検診等の医療体制の充実に取り組めます。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 10 乳幼児一般健康診査事業 施策対象 乳児、1歳半児、3歳児 担当 住民福祉課	母子保健法第8条の2及び第12、13条に基づき、乳幼児期における病気の早期発見や発育発達等の健康状態の確認、栄養・発達面における育児相談を行うため、健康診査を実施します。 受診率向上に向け、村HP等を活用した周知活動、受診後のフォロー活動の充実に努めます。
施策 11 予防接種事業 施策対象 乳幼児、児童、生徒 担当 住民福祉課	予防接種法に基づいて予防接種を実施し、疫病の発症及びまん延を予防します。
施策 12 こども医療費助成事業 施策対象 0歳～18歳までのこども 担当 住民福祉課	0歳～18歳（該当年齢到達後、最初の3月31日まで）のこどもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健全な育成と保護者の子育て支援につなげます。 また、こどもの入院時の食事療養費を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
施策 13【新規】 幼児個別歯科検診（1～5歳） 施策対象 1～5歳までの幼児 担当 住民福祉課	村内在住の1歳から5歳までの幼児全員に対し、歯科診療所での個別の歯科検診やフッ素塗布を通して、こども達の虫歯予防を推進します。



基本施策（３）地域における子育て支援サービスの充実

○地域の子育て支援の拠点である「子育て支援センター」の充実や、居宅への訪問相談支援等を通して、地域における子育て力の強化を推進します。

○将来の子育て支援の充実に向けて、各種サービスの実施検討に努めます。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 14 利用者支援事業の実施に向けた検討 施策対象 子育て世帯 担当 住民福祉課	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関（住民福祉課、教育委員会、その他関連するサービス事業所等）との連携調整等を支援するため、「こども家庭センター※」の設置を検討します。 今後の事業実施に向け、福祉専門職員の確保に努めます。
施策 15 養育支援訪問事業の実施検討 施策対象 子育て世帯 担当 住民福祉課	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や関係機関からの通告等により把握した「養育支援※が特に必要と判断される家庭」に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談・助言等の支援を行う「養育支援訪問事業」について、村内のニーズを踏まえ実施の検討を図ります。
施策 16【新規】 子育て世帯訪問支援事業 施策対象 子育て世帯 担当 住民福祉課	家事・子育て等に不安や負担を抱えた世帯に対し、支援員（子育てOBやヘルパー等）が居宅を訪問し、子育てに関する相談支援を行うとともに、家事・育児援助を実施し、適切な養育環境の維持や改善を支援します。
施策 17 「子育て短期支援事業」の広域連携による実施に向けた検討 施策対象 子育て世帯 担当 住民福祉課	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所補助事業（ショートステイ※事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ※事業））について、北部近隣市町村と連携した事業実施に向けた検討を図ります。

※ こども家庭センター……各自治体において、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもに対して一体的な相談支援を行う機関・窓口のこと。

※ 養育支援……育児に不安や課題を抱える家庭などに対し、専門的な支援を通してこどもが安心して育つ環境を整える支援のこと。

※ ショートステイ・トワイライトステイ……ショートステイ事業は、保護者の疾病や出張などで一時的にこどもの養育が困難になったとき、宿泊を伴う預かりを行う事業のこと。トワイライトステイ事業は、保護者が仕事などで夜間に帰宅が遅くなる場合等に一時的な預かりを行う事業のこと。

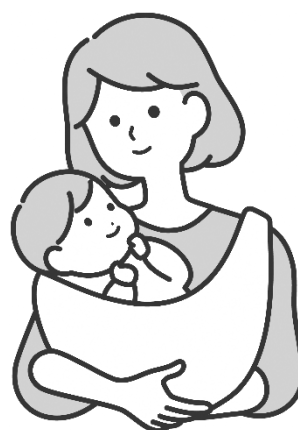
取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 18 地域子育て拠点「子育て支援センター」の充実 施策対象 乳幼児、保護者 担当 住民福祉課	乳幼児及びその保護者が気軽に集って相互の交流を行い、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を受けることのできる「大宜味村子育て支援センター」の利用促進や機能充実、施設規模の拡充を図ります。

こどもたちの意見



こどもが増え、子育てしやすい大宜味村を実現するためには何が必要だと思いますか？

- 子育てにかかる補助の導入（中学生ワークショップ）
- 子育ての相談ができる場所をつくる。（11）



基本目標 2 乳幼児期の教育・保育の充実

基本施策（１）質の高い幼児教育・保育の提供

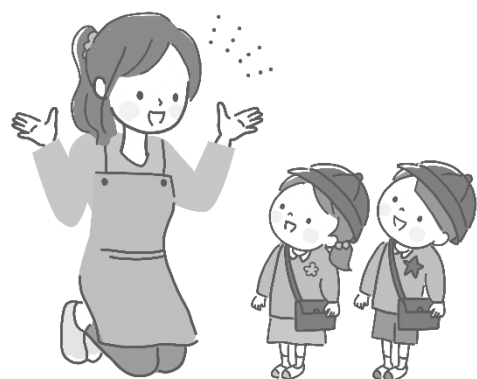
○こどもの発達に応じた質の高い幼児教育・保育の安定的な提供を図るため、保育教諭をはじめとした専門人材の確保等に努めます。

○育児講座や幼児教育における情報提供を通して、親育ちの充実を図ります。

取組・施策対象・担当課		取り組み内容								
施策 19 乳幼児期における教育・保育の提供体制の確保		認定こども園において、こども及びその保護者が希望する適切な教育・保育が受けられるよう、その提供体制の確保に努めます。								
施策対象	認定こども園への入所を希望する親子	また、介護や医療的ケアなど特別な支援を要する乳幼児の受け入れについて、保護者が安心して利用につなげられるよう、人員や設備等における安全を確保するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と適切な連携を図ります。								
担当	教育委員会									
施策 20 保育教諭の人材確保と育成向上の取り組み		待機児童の解消を図るため、保育教諭をはじめとした教育・保育に携わる専門的人材の確保・育成を行います。								
		また、保育教諭の専門性を高めるため、研修体制を確立し、人材育成研修等の充実、ネットワークの構築を図ります。								
		潜在保育士※への働きかけ等の方策を検討しながら、今後も人材確保に向け努めます。								
		<目標指標>								
施策対象	保育教諭	<table><tr><th>指 標</th><th>実績値（R5）</th><th>目標値（R11）</th></tr><tr><td>保育教諭 人材育成研修回数（年間）</td><td>年 19 回</td><td>年 19 回</td></tr></table>			指 標	実績値（R5）	目標値（R11）	保育教諭 人材育成研修回数（年間）	年 19 回	年 19 回
指 標	実績値（R5）	目標値（R11）								
保育教諭 人材育成研修回数（年間）	年 19 回	年 19 回								
担当	教育委員会									
施策 21 世代間交流の推進		認定こども園での世代間交流などにおいて、児童が祖父母や地域のお年寄りとの交流を通じて、異世代の知恵や文化を学ぶとともに、心豊かに育まれることを推進します。								
		<目標指標>								
施策対象	児童、村民	<table><tr><th>指 標</th><th>実績値（R5）</th><th>目標値（R11）</th></tr><tr><td>世代間交流の取り組み</td><td>年 1 回</td><td>年 2 回</td></tr></table>			指 標	実績値（R5）	目標値（R11）	世代間交流の取り組み	年 1 回	年 2 回
指 標	実績値（R5）	目標値（R11）								
世代間交流の取り組み	年 1 回	年 2 回								
担当	教育委員会									
施策 22 育児講座の推進		子育て支援センターでの育児に関する講話の実施を通して子育てや親育ちの学びを支援するとともに、保護者同士の交流を促進します。								
施策対象	子育て世帯									
担当	住民福祉課									

※ 潜在保育士……現在は保育に関わる就業をしていないものの保育士資格を有する人のこと。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容		
施策 23 こ小連携の推進	認定こども園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、認定こども園・小学校・関係機関等の連携強化及び情報の共有化を行います。		
施策対象 認定こども園、 小学校	＜目標指標＞		
担当 教育委員会	指 標	実績値（R5）	目標値（R11）
	こども園・小学校合同研修会の開催	年3回	年3回
施策 24 幼児教育についての 情報提供	幼児教育の充実並びに幼児期の成長の様子や大人の関わり方などについて保護者や地域住民等の理解を深めるため、幼児教育に関するリーフレットやこども園だよりの配布等を通じて、幼児教育についての情報提供を行います。		
施策対象 子育て世帯、 村民	＜目標指標＞		
担当 教育委員会	指 標	実績値（R5）	目標値（R11）
	子育て支援講座	年3回	年3回
	保育ドキュメンテーション※ を通した記録提供	年12回	年12回



※ 保育ドキュメンテーション……教育・保育の現場においてこどもの日々の活動状況や成長の様子などを写真等で記録し、可視化する取り組みのこと。こどもの学びの過程をこども自身や保護者と共有し、理解を深めながら対話のツールとして活用することを目的とする。

基本施策（２）多様な保育サービスの充実

○延長保育や一時預かり、ファミリー・サポート・センター等、子育て家庭の状況に応じて必要な保育サービスが利用できるよう支援体制の充実に努めます。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 25 延長保育事業 施策対象 認定こども園 在園児 担当 教育委員会	認定こども園の利用に際し、保育短時間の認定を受けたこどもについて、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの「保育短時間」利用を終了後、保護者の希望に応じて通常の保育標準時間と同じく午後 6 時 30 分までの保育を実施します。
施策 26 こども園等における一時預かり事業 施策対象 未就学児 担当 教育委員会、 住民福祉課	<認定こども園在園児> 認定こども園に在園する満 3 歳以上の幼児を主な対象として、長期休業期間中、保護者の希望に応じて、認定こども園内において通常の保育時間と同様の預かりを実施します。 <認定こども園等を利用していない児童> 認定こども園等を利用していない生後 6 か月から小学校就学前の村内在住児童を主な対象として、保護者の疾病等による緊急・一時的な保育を必要とした場合、または、保護者の心理的・身体的な負担軽減を目的とした場合において、認定こども園内の開所時間における一時的な預かりを実施します。 また、今後、認定こども園以外での一時的な保育サービスの実施形態についても検討を行います。
施策 27 教育・保育に関する利用者負担額の無償化 施策対象 未就学児 担当 教育委員会	これまで認定こども園にて実施していた 3 ～ 5 歳児の利用者負担額無償化及び 0 ～ 2 歳児の住民非課税世帯に対する保育の利用者負担額無償化に併せ、3 ～ 5 歳児の給食費・0 ～ 2 歳児の住民課税世帯に対する利用者負担額無償化を実施します。（ただし、国が定める教育・保育認定外の延長保育や、一時預かり等に係る費用については利用者負担）



取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 28 ファミリー・サポート・センター事業 施策対象 0歳～概ね18歳までのこどもがいる世帯、サポートしたい村民 担当 住民福祉課	こどもの送迎や預かりなど、子育ての「手助けをしてほしい人」と「お手伝いをしたい人（サポーター）」が会員となって繋がり、子育て中の保護者のニーズに応じた援助を行うことで、地域住民同士の「助け合う子育て」を展開する事業です。北部市町村広域で開設された「やんばる町村ファミリー・サポート・センター」との連携により実施しています。 今後の利用拡大に向けて、子育て家庭への情報提供を行うとともに、サポート会員養成講座の周知や、非課税世帯・ひとり親世帯への利用支援の充実を進めます。
施策 29 病児・病後児保育への対応検討 施策対象 0歳～小学生までの児童 担当 住民福祉課、教育委員会	児童が発熱等の急な病気となった場合、または回復期にある場合、自宅での保育が困難な状況において病院や保育施設に付設された専用スペース等での保育を実施する病児・病後児保育について、現在本村は未実施であることから、ファミリー・サポート・センターの活用等サービスの提供について検討します。 また、今後も村内保育施設等における事業実施の可能性について検討します。
施策 30 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 施策対象 民間事業者 担当 住民福祉課	特定教育・保育施設※等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営について、ニーズに応じて事業実施を検討します。



※ 特定教育・保育施設……幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設の中でも、子ども・子育て支援法に基づいて施設型給付（施設運営等に係る費用の補助）を受けることが認められた施設のこと。

基本目標3 学童期のこども達の教育・育成支援の充実

基本施策（1）生きる力を育む学校教育の充実

○学童期のこども達が自己肯定感や社会性などを育み、自立した個人として社会で生き抜いていく力を身に付けることができるよう、豊かな学校教育の充実に努めます。

○学校・家庭・地域がそれぞれ連携し、一体となってこども達の教育に関わります。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容		
施策 31 きめ細やかな学習指導の充実	自立し主体的に学習できる児童生徒の育成のため、習熟程度に応じた学習や学習支援員※等の活用など、きめ細やかな指導体制の充実を図ります。指導に際しては、個別最適の学びに対応するために I C T※等を活用し、児童の学習環境の充実に努めます。		
施策対象	児童、生徒		
担当	教育委員会		
施策 32 道徳教育の充実	命の大切さや思いやりの心、善悪の判断や公共心など規範意識、正義感や公正・公平を重んじる心などの「豊かな心」を育むため、指導方法等の研究を進め、授業等に取り入れるとともに、外部講師等との連携を図りつつ、こどもの心に響く道徳教育の充実に努めます。		
施策対象	児童、生徒		
担当	教育委員会		
施策 33 学校・家庭・地域と連携した豊かな心を育むネットワークづくり	こども達の豊かな心を育むため、学校、家庭、地域及び関係機関の教育力を結集できるネットワークづくりを推進します。現在の取り組みに加え、保護者や地域の人の子育ての当事者意識を持ち、学校運営等に関わっていくことができるよう、組織(学校運営協議会※)の立ち上げを目指します。		
施策対象	学校、家庭、地域		
担当	教育委員会		
	＜目標指標＞		
	指 標	実績値 (R5)	目標値 (R11)
	学校運営協議会の実施回数	0回	3回

※ 学習支援員……小学校・中学校において、児童生徒への学習の支援や生活上の介助、教員の補助等を行うサポーターのこと。

※ ICT……インターネットを介した情報通信技術のこと。教育現場においては、タブレットやPCを活かした学習の実施を推進している。

※ 学校運営協議会……保護者や地域住民が参画し、学校運営について協議する機関のこと。コミュニティ・スクールともいう。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容								
施策 34 地域との連携による教育活動の推進 施策対象 児童、生徒、学校、地域 担当 教育委員会	学校運営協議会と地域学校協働活動※の一体的な推進により、地域と連携した教育活動を推進します。								
施策 35 学校におけるスポーツ環境の充実 施策対象 児童、生徒、学校 担当 教育委員会	優れたスポーツ指導者のもとに体育の事業を充実させるだけでなく、学校におけるスポーツ教育全般の充実に努めます。今後は、競技スペースの充実や部活動指導員の確保によりスポーツ環境の充実を図ります。 <目標指標> <table><tr><th>指 標</th><th>実績値（R5）</th><th>目標値（R11）</th></tr><tr><td>部活指導員数</td><td>2人</td><td>2人</td></tr></table>			指 標	実績値（R5）	目標値（R11）	部活指導員数	2人	2人
指 標	実績値（R5）	目標値（R11）							
部活指導員数	2人	2人							
施策 36 健康教育の推進 施策対象 児童、生徒 担当 教育委員会	生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるために、各学級での健康指導を進めるとともに、外部講師との連携による健康講話を実施するなど、こども達への健康教育を推進します。 <目標指標> <table><tr><th>指 標</th><th>実績値（R5）</th><th>目標値（R11）</th></tr><tr><td>学級における健康教育の回数</td><td>4～5回</td><td>4～5回</td></tr></table>			指 標	実績値（R5）	目標値（R11）	学級における健康教育の回数	4～5回	4～5回
指 標	実績値（R5）	目標値（R11）							
学級における健康教育の回数	4～5回	4～5回							
施策 37 安全で豊かな学校施設の整備 施策対象 学校 担当 教育委員会	こども達に安全で豊かな環境を提供するため、学校施設の安全確認を行うとともに、必要に応じて学校施設の整備を図ります。なお、修繕費負担が大きい箇所については、計画的に修繕を進めていくこととします。								
施策 38 教育相談業務の円滑な推進 施策対象 保護者 担当 教育委員会	子育て中の親が教育に関して気軽に相談できるよう、人材を確保し、役場内に設置した「教育相談室」の周知を図り、利用を促進します。								

※ 地域学校協働活動……地域の高齢者や PTA、NPO、民間企業など幅広い地域住民が学校教育活動に参画し、地域全体でこども達の学びや成長を支えていこうとする取り組みのこと。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 39 専門家による相談支援体制の強化 施策対象 児童、生徒、相談員 担当 教育委員会	不登校やいじめ及び少年非行時の問題行動等に対応するため、問題を抱えるこどもやその親が気軽に相談できる専門的な相談体制を継続します。相談員（地域支援員）のスキルアップを図るため、各種研修会への参加を促進します。
施策 40 郷土教育の推進 施策対象 児童、生徒 担当 教育委員会	児童生徒がふるさと大宜味への誇りを感じ、次代のむらづくり等の担い手として成長していけるよう郷土教育の充実を図ります。その一環として、小学校における福島県西会津町児童生徒との「体験の翼交流事業」や、中学校における県外の生徒間交流などを通して、村の外から大宜味を再認識することや、内から大宜味を再発見する「大宜味村民科(仮)」の学習を実践します。

基本施策（２）放課後児童の居場所づくり

○すべてのこども達が安全・安心に放課後を過ごし、多様な活動を行うことが出来るよう、放課後の居場所づくりに努めます。

取組・施策対象・担当課		取り組み内容		
施策 41 放課後健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。今後、待機児童を解消するために、現施設で併せて実施している沖縄子供の貧困緊急対策事業を移転し、利用を希望するすべての児童の健全な育成に努めます。また、同事業での発達上の特性のある子への対応方法を検討します。		
施策 対象	児童	＜目標指標＞		
		指 標	実績値 (R5)	目標値(R11)
担当	住民福祉課	放課後児童クラブ 利用児童数	25 人	40 人
施策 42 放課後子ども教室事業		放課後や週末に学校や公共施設等を活用し、地域住民の参加のもと、多様な体験・活動を実施する安全・安心なこどもの居場所づくりについて調査し、整備を検討します。学校の空き教室を活用した放課後子ども教室の実施に向け、地域との連携により人材の確保を図ります。		
施策 対象	児童			
担当	住民福祉課			

基本施策（３）こどもの個性と想像力を育む機会の充実

○多様な体験活動を通して想像力ややりぬく力などの心を育むとともに、自らの個性や適性を探究し自立に向けた成長を促す機会の充実に努めます。

取組・施策対象・担当課		取り組み内容								
施策 43 わんぱく体験団講座事業		わんぱく体験団の活動を通して、青少年の学校外活動における学習機会の拡充を図ります。今後も団員たちの安全管理を徹底できる体制で、自主性を育む活動内容事業を実施し、児童生徒の健全育成に努めます。また、参加率が低い講座もあることから、工夫を凝らし、参加意欲を高めます。								
施策対象 児童、生徒		＜目標指標＞								
担当 教育委員会		<table><tr><th>指 標</th><th>実績値（R5）</th><th>目標値（R11）</th></tr><tr><td>わんぱく体験団活動実施数</td><td>年6回</td><td>年6回</td></tr></table>			指 標	実績値（R5）	目標値（R11）	わんぱく体験団活動実施数	年6回	年6回
指 標	実績値（R5）	目標値（R11）								
わんぱく体験団活動実施数	年6回	年6回								
施策 44 地域におけるこどもの多様な体験活動の充実		子育てに関わる人だけでなく、多くの人が子育て世帯に寄り添う地域づくりを進めるため、地域住民や関係機関などの協力を得ながら、豊かな自然環境や教育資源を活用した親子の多様な体験活動の充実強化に努めます。								
施策対象 子育て世帯、村民		＜目標指標＞								
担当 教育委員会		<table><tr><th>指 標</th><th>実績値（R5）</th><th>目標値(R11)</th></tr><tr><td>「ぶながやの里」地域人材育成支援事業 合計参加人数</td><td>123 人</td><td>123 人</td></tr></table>			指 標	実績値（R5）	目標値(R11)	「ぶながやの里」地域人材育成支援事業 合計参加人数	123 人	123 人
指 標	実績値（R5）	目標値(R11)								
「ぶながやの里」地域人材育成支援事業 合計参加人数	123 人	123 人								
施策 45 思春期保健対策事業		学校保健の中で、青少年への性に関する正しい知識の普及啓発を行います。今後も社会情勢（LGBTQ※など社会的に注目されている題材）や学校側のニーズを把握しながら、名桜大学等と連携しつつ継続的に実施していきます。								
施策対象 児童、生徒										
担当 教育委員会										
施策 46 中学生の乳幼児ふれあい体験学習		中学生がこどもを生み育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解するために、認定こども園及び乳幼児健康診査の場等を活用した乳幼児とのふれあい体験を実施します。								
施策対象 生徒、乳幼児のいる世帯										
担当 教育委員会										

* LGBTQ……レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・クエスチョニングの頭文字を繋げた語句で、性的マイノリティを表す総称のこと。

こどもたちの意見



もっと村内でやってみたいことは？

- 地域の人達や他の中学校と交流したい。(中学生ワークショップ)



あなたが太宜味村の村長だとしたら、村民のために、どんなことをやりたいですか？

- テニスコートの増設や人工芝の導入をしてほしい。(中学生ワークショップ・アンケート)
- こども達が気楽に勉強できる場所を増やしたい。(中学生ワークショップ)
- 地域と交流する機会を増やす。(11)



もし学校の先生になれば、生徒のためにどんなことをしてあげたいですか？

- 子どもを守る先生になりたい。(小学生ワークショップ)
- もっと生徒の意見を反映できる場を設けてあげたい。(中学生ワークショップ)
- 生徒の様子を見て、気づいたことがあったら積極的に声をかける。悩みを一緒に解決する。(11)



基本目標４ 配慮を必要とする子育て家庭への支援の充実

基本施策（１）障がい等の配慮を必要とするこどもへの支援充実

○障がい等の配慮を必要とするこども達への療育や教育支援の充実を図ります。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 47 「障がい者基本計画」と連携した障がい児対応 施策対象 児童、生徒、保護者 担当 住民福祉課	「大宜味村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などと連携して、教育及び療育※における配慮を必要とするこども達への支援を充実します。特別な配慮が必要な児童生徒に対し保健指導を強化し、保護者への訪問、相談支援、発達に関する普及啓発に努めます。また、障害児サービス等の利用にあたって、必要不可欠な専門職（計画相談員※、医師、心理士等）の確保等に向け、障害児サービス事業所、北部地区医師会、村社会福祉協議会等関係機関との連携を進めます。さらに、医療的ケア児※の就学に向け、保護者、学校、村担当職員等関係者・機関の情報共有等の場を確保します。

基本施策（２）こどもの権利擁護や児童虐待防止対策の強化

○子育てに困難を抱える家庭やこども自身のＳＯＳをできる限り早期に把握し支援につなげるため、相談窓口の周知や各種調査等の対応、要保護児童対策協議会など地域のネットワークと連携し、虐待予防に取り組みます。

○こども自身が自らの権利について理解を深め、主体的な自己決定や意見表明の大切さを学ぶことで、社会参画の意欲が育まれるような教育を推進します。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 48【新規】 こどもの権利の意識醸成を踏まえた出前授業等の推進 施策対象 児童・生徒 担当 教育委員会、住民福祉課	公共機関及び関係機関、または地域と連携し、こども自身が自らの権利について理解するとともに、将来の生き方や仕組み（制度・法律・社会保険・仕事など）について学びを得たり、考える機会の提供（出前授業や授業等）に取り組みます。

※ 療育……障がいのあるこどもに対し、個々の状態や特性に応じた医療や教育、福祉等の働きかけを行い、自立と社会参加に向けた発達を促すこと。

※ 計画相談員……障がい福祉サービスの利用に必要な「障害児支援利用計画」を作成する専門支援員。

※ 医療的ケア児……人工呼吸器などの医療的ケアが常時必要な児童のこと。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 49 児童家庭相談業務の推進 施策対象 18 歳未満の児童、保護者 担当 住民福祉課	こどもに関する家庭生活全般の困りごとや悩み等の相談業務を推進し、支援を必要とする児童の状況を明確に把握できるように努めます。今後も、関係機関との連携を図りながら、適切な支援を行っていきます。
施策 50 要保護児童対策協議会の円滑な運営 施策対象 要保護児童等、協議会 担当 住民福祉課	児童福祉法に基づき、大宜味村要保護児童対策地域協議会※において、要保護児童等の適切な保護を守るために必要な情報の交換、要保護児童等に対する支援内容に関する協議等を行い、要保護児童等に対する適切な支援に努めます。
施策 51【新規】 ヤングケアラー対策の実施 施策対象 児童、生徒 担当 住民福祉課	こどもの日常生活の環境を改善し適切な学校生活が送れるよう、ヤングケアラー※の実態調査を進め、調査結果を踏まえ、必要な支援を進めます。

基本施策（3）こどもの貧困対策

○すべてのこどもが幸せな状態で成長していくことを目指し、教育にかかる費用の負担軽減など、貧困と格差の解消を図る取り組みを推進します。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 52【新規】 沖縄子供の貧困緊急対策事業の推進 施策対象 生活困窮家庭等 担当 住民福祉課	本村において生活困窮家庭等の放課後・夜間等の居場所が必要なこども達に対して、食事提供・生活指導・学習支援等を行うことができる居場所を設置し、こども達が健康で安定した日常生活を送ることができるよう既存の公共施設跡地を活用し、居場所づくりの充実に努めます。また、支援が必要なこどもや家庭の見守りを行うとともに、生活安定と自立に向けた相談支援や就労支援を実施します。

※ 要保護児童対策地域協議会……要保護児童等へ適切な支援を行うことを目的に各自治体が設置する機関のこと。教育委員会や児童相談所などの行政機関や、民生・児童委員、警察などの関係機関等によって構成される。

※ ヤングケアラー……本来は大人が担うような家事や家族の世話・介護などを過度に負担し、学業や日常生活に影響を及ぼしている 18 歳未満のこども・若者のこと。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 53 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施検討 施策対象 生活保護世帯等 担当 住民福祉課、教育委員会	生活保護世帯をはじめとして収入等の状況を勘案し支援が必要と判ぜられる世帯に対し、認定こども園で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用や行事費等を助成します。
施策 54【新規】 就学援助事業 施策対象 就学困難な児童生徒保護者 担当 教育委員会	経済的理由により就学が困難と認められる小・中学校在学の児童生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費等の費用の一部を援助します。
施策 55【新規】 無料学習塾の周知案内 施策対象 児童・生徒、過卒生 担当 住民福祉課	県の子育て総合支援事業により実施している無料塾「じんぶん塾」への周知を行い、保護者の経済的負担軽減及びこどもの学習支援を図ります。

こどもたちの意見



あなたが太宜味村の村長だとしたら、村民のために、どんなことをやりたいですか？

- 検定など受験がしやすいような援助（中学生ワークショップ）
- 低所得な子育て家庭への補助金（〃）



基本目標5 ひとり親家庭の子育て支援と保護者の自立促進

基本施策（1）子育て・生活支援

○ひとり親家庭の生活の安定を図るため、子育てや日常生活への支援に関する情報提供や居住安定のための支援に取り組みます。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 56【新規】 ひとり親家庭日常生活支援事業によるヘルパー派遣の情報提供 施策対象 ひとり親世帯 担当 住民福祉課	ひとり親家庭において疾病や冠婚葬祭への参加、その他一時的に援助を必要とする状況となった際にヘルパー派遣を要請する、県の「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の情報提供を行います。
施策 57【新規】 村営住宅への優先入居 施策対象 ひとり親世帯 担当 総務課	村営住宅の入居選定にあたり、ひとり親家庭に対する当選確率の優遇措置を図り、ひとり親の保護者と子の居住安定を支援します。
施策 58【新規】 ひとり親家庭住宅支援資金の貸付に関する情報提供 施策対象 ひとり親世帯 担当 住民福祉課	児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあるひとり親で、就職・就労状況の改善を通して自立の意欲がある方に対し、家賃貸付を行う県の「ひとり親家庭住宅支援資金貸付」の申請について情報提供及び関係機関との連絡・調整を行います。



基本施策（２）就業支援

○ひとり親家庭の保護者の自立を促進するため、就職に役立つ資格取得の費用負担を軽減する支援を行います。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 59【新規】 ひとり親家庭等への自立支援教育訓練給付金の情報提供 施策対象 ひとり親世帯 担当 住民福祉課	就職に有利な資格取得のため県指定の訓練講座を受講するひとり親の保護者に対し、受講終了後にかかった費用の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」についての情報提供及び関係機関との連絡・調整を行います。
施策 60【新規】 高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進資金貸付事業の情報提供 施策対象 ひとり親世帯 担当 住民福祉課	ひとり親家庭の保護者が看護師や保育士などの資格取得のために１年以上、養成機関等で修業する場合、ひとり親家庭の生活の負担軽減を図るため、支援金を支給します。また、養成終了後にも、修了給付金の支給を行います。

基本施策（３）養育費確保の支援

○ひとり親家庭のこどもの健やかな成長や自立に不利益が生じることのないよう、養育費の確保に向けて支援します。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 61【新規】 法律・行政合同相談窓口への案内 施策対象 ひとり親世帯 担当 住民福祉課	村が実施する無料法律相談窓口を案内し、養育費確保に向けた取り組みを促進します。

基本施策（４）経済的支援

○こどもの養育と就労の両立が難しいひとり親家庭に対して、保護者の自立を促進し、こどもの健やかな成長を支えるため、経済的支援に取り組みます。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 62【新規】 児童扶養手当の支給 施策対象 ひとり親世帯 担当 住民福祉課	満 18 歳までの児童を養育しているひとり親家庭などに対し、こどもの安定した生活を支援するために、保護者の所得状況に応じて一定の手当を支給します。
施策 63 母子及び父子家庭等 医療費助成制度 施策対象 母子・父子世帯等 担当 住民福祉課	0 歳～18 歳（該当年齢到達後、最初の 3 月 31 日）までのこどもを育てる母子及び父子家庭並びに養育者家庭に対して、その生活の安定と自立を支援し、保健の向上と福祉の増進を図るために医療費の一部を助成します。
施策 64 母子・父子・寡婦貸付 事業 施策対象 母子・父子・寡婦世帯 担当 住民福祉課	母子・父子及び寡婦福祉法に基づき、母子や父子、寡婦に対して、県が実施する貸付事業の窓口となり、事業開始（継続）資金や就学資金、技能取得資金等の貸し出しの相談・申請受付を行っています。村民の円滑な利用に向け、村ホームページ等を通じて事業周知に取り組みます。

こどもたちの意見



あなたが大宜味村の村長だとしたら、村民のために、どんなことをやりたいですか？

●共働きやシングルファザー・マザーへの援助をしてあげたい。（中学生ワークショップ）



基本目標 6 社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりの推進

基本施策（１）子育てしやすい環境づくりの推進

○地域住民が安心して子育てに取り組むことのできる環境を整えるため、村内施設のバリアフリー化や住宅確保など、子育て世帯が利用しやすい社会基盤の整備に取り組みます。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容								
施策 65 公共施設等のバリアフリー化の促進 施策対象 村民、公共施設 総務課、企画観光課、建設環境課、住民福祉課、教育委員会 担当	こどもや妊産婦、乳幼児連れの方などすべての人が安心して外出できるように、「沖縄県福祉のまちづくり条例※」に基づき、道路や公園、公的建築物などにおける段差の解消、スロープ設置等のバリアフリー化の促進に努めます。								
施策 66 バリアフリー情報の提供 施策対象 村民、来村者 住民福祉課 担当	村民だけでなく、乳幼児連れの方を含めたすべての人が安心して大宜味村を訪れることができるよう、村内主要施設のバリアフリー整備状況を把握し、一覧表やマップを作成して村のホームページで公開するなど、わかりやすいバリアフリー情報の提供に努めます。 <目標指標> <table><tr><th>指 標</th><th>実績値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>バリアフリー情報の提供</td><td>整備状況未把握</td><td>情報の公開</td><td>R7～8：整備状況の把握 R9～10：一覧表やマップの作成</td></tr></table>	指 標	実績値 (R5)	目標値 (R11)	備 考	バリアフリー情報の提供	整備状況未把握	情報の公開	R7～8：整備状況の把握 R9～10：一覧表やマップの作成
指 標	実績値 (R5)	目標値 (R11)	備 考						
バリアフリー情報の提供	整備状況未把握	情報の公開	R7～8：整備状況の把握 R9～10：一覧表やマップの作成						
施策 67 村営住宅における多子世帯等の入居促進 施策対象 多子世帯、ひとり親世帯等 総務課 担当	多子世帯やひとり親世帯など住宅確保に際して配慮が必要な子育て世帯を対象として、村営住宅における入居者選考時に優遇措置を講じます。								

※ 沖縄県福祉のまちづくり条例……高齢者や障がいのある方をはじめとして、すべての県民が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するため、バリアフリー整備などのまちづくりに関する方針を定めた条例のこと。平成9年制定。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 68 ファミリー向け賃貸住宅の整備に向けた検討 施策対象 子育て世帯 担当 企画観光課、建設環境課	子育て世帯に適した住宅を村内で供給できるよう、民間事業者と連携したファミリー向け賃貸住宅（定住促進住宅※）の整備に向けた検討を進めます。

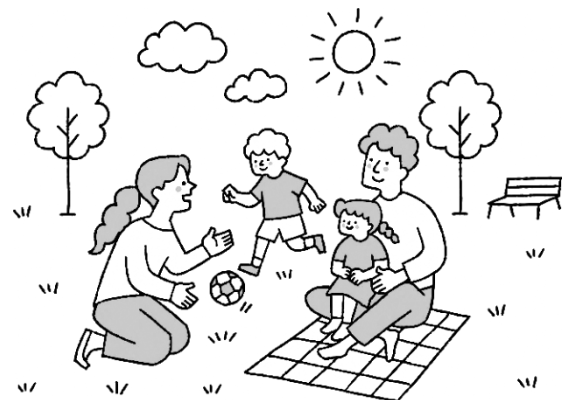
基本施策（２）こどもの安全を守る地域づくりの推進

○住民や地域社会と協力し、こどもの安全を確保する取り組みを通じて、地域全体で子ども達を守る意識づくりに取り組みます。

取組・施策対象・担当課		取り組み内容		
施策 69 交通安全活動の推進		こどもが関わる交通事故をなくすために、幼少期から交通安全に関する理解を深め、交通ルールを守る習慣を身につけられるよう、引き続き交通安全教育を推進します。 また、保護者がこどもを交通事故から守るために必要な知識・情報を共有することを目的として、交通安全運動や交通安全教育などへの保護者の参加を促します。		
施策対象	村民	＜目標指標＞		
		指 標	実績値（R5）	目標値（R11）
担当	総務課、 教育委員会	交通安全に関する啓発回数 （年間）	年2回	年2回
施策 70 「こども 110 番の家」の 設置促進		地域ぐるみでこども達を守るための取り組みの一つとして、「こども 110 番の家」の役割等の周知に向けた広報活動を行い、こどもが気軽に駆け込み救助を求められる緊急避難場所として、商店や事業所を中心に設置を進めます。		
施策対象	こども、 商店・事業所等			
担当	総務課			

※ 定住促進住宅……村外からの移住や村在住者の定住を促す目的で整備される賃貸住宅のこと。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 71 パトロール活動の実施 施策対象 児童、生徒、PTSA 等関係団体 担当 教育委員会	祭りやイベント時などの犯罪や事故が起こりそうな時期及び場所において、PTSA※などのボランティアや各種団体と連携した夜間街頭パトロールを実施します。なお、実施にあたってはパトロールの必要性についてPTSAや各種団体へ周知を図り、活動への協力を促します。
施策 72 犯罪などに関する情報提供事業 施策対象 村民 担当 総務課、教育委員会	防犯意識を高めるため、各種防犯に関する情報提供の充実を図り、犯罪に関する地域情報の共有化に努めます。具体的には、毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせた「青少年を非行から守る村民大会」の開催、小・中学校における不審者対応避難訓練の実施、学校や村公式SNSなどを通した不審者等情報の迅速な共有を図ります。
施策 73 有害環境から守るための取り組み 施策対象 村民 担当 教育委員会	こどもを取り巻く犯罪についての知識の向上と対策について学ぶ機会（小中学校での犯罪防止等講座、「青少年を非行から守る村民大会」）を提供し、様々な犯罪に対する知識や対策の習得に努めます。また、講座や村民大会の開催にあたっては、社会情勢や村内の課題も考慮しながら、学校や関係機関、地域住民などと連携して有害環境に関する情報を共有し、講座のテーマ選定及び講師の確保や、村民大会への参加促進を図ります。
施策 74【新規】 災害への備えに関する周知及び避難訓練の推進 施策対象 村民 担当 総務課	「大宜味村防災減災ガイド Book」の周知を図り、自然災害などに対する備えや、災害発生時の避難場所や避難経路などの情報発信に努めます。また、災害発生時にこども達が落ちていて行動し、安全な場所に避難できるよう、こどもが利用する施設における避難訓練の実施を推進します。



※ PTSA……従来の保護者と教職員が連携した PTA 組織に、地域の支援員を外部サポーター「S」として加えた機関のこと。

基本施策（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

○男女ともに多様な働き方を尊重し、柔軟で持続可能な働き方と家庭での子育ての両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

取組・施策対象・担当課	取り組み内容
施策 75 多様な働き方を目指した意識改革のための啓発・情報提供 施策対象 村内事業所 担当 総務課	多様な働き方を目指した意識改革のため、村内の事業所に対して労働条件改善のための啓発活動及び情報提供の推進を図るとともに、産休・育休等を取りやすい環境づくりの促進に努めます。
施策 76 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供 施策対象 村民 担当 総務課	国や県、関係団体などと連携しながら、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に資する関係法制度の広報や啓発、情報提供を推進します。
施策 77【新規】 家庭における男女共同参画の推進 施策対象 村民 担当 総務課	子育てや家事は夫婦がともに支え合いながら行うものであることを周知するとともに、男性が子育てや家事に積極的に参画するための環境づくりや必要な技術を身につけるための各種制度等の情報提供を行います。



こどもたちの意見



おとなへ言いたいことはありますか？

- 公園にサッカー場や運動場がほしい。(小学生ワークショップ)
- プールや遊べるところをふやしてほしい。(小学生ワークショップ)
- こどもが生きやすい世の中にしてほしい。こどもや生徒の意見を尊重してほしい。(中学生ワークショップ)



村民のために、取り組んでほしいことについて

- 近くにスーパーなどがあれば、高齢者も楽し、良いと思う。(中学生アンケート)
- 飲食店・スーパーなどを増やしてほしい。(中学生ワークショップ)
- 見通しの悪い道路や交差点への信号機設置(〃)
- 公園を綺麗にしてほしい。(〃)
- 災害時の備えをきちんとしてほしい。(〃)
- 村運営のコミュニティバスの開始(〃)
- こども達のがのびのびと過ごせるような場所づくり(〃)



◇第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画における事業体系総括表（令和7年3月時点）

●：法定事業（努力義務含む） ○：任意事業

施策・事業		法定	担当課
基本目標1 安心して産み育てられる支援の充実			
基本施策（1）妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築			
1	妊産婦健康診査	●	住民福祉課
2	妊産婦・新生児（生後4週間）訪問指導事業	●	
3	食に関する学習機会や情報の提供事業	○	
4	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	●	
5	母子保健推進員活動の充実	○	
6	不妊治療費等助成事業	○	
7	産後ケア事業	●	
8	妊婦等包括相談支援事業	●	
9	妊婦のための支援給付	●	
基本施策（2）小児医療体制の充実			
10	乳幼児一般健康診査事業	●	住民福祉課
11	予防接種事業	●	
12	こども医療費助成事業	○	
13	幼児個別歯科検診（1～5歳）	○	
基本施策（3）地域における子育て支援サービスの充実			
14	利用者支援事業の実施に向けての検討	●	住民福祉課
15	養育支援訪問事業の実施検討	●	
16	子育て世帯訪問支援事業	●	
17	「子育て短期支援事業」の広域連携による実施に向けた検討	●	
18	地域子育て拠点「子育て支援センター」の充実	●	
基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実			
基本施策（1）質の高い幼児教育・保育の提供			
19	乳幼児期における教育・保育の提供体制の確保	●	教育委員会
20	保育教諭の人材確保と育成向上の取り組み	○	
21	世代間交流の推進	○	
22	育児講座の推進	○	住民福祉課
23	こ小連携の推進	●	教育委員会
24	幼児教育についての情報提供	○	
基本施策（2）多様な保育サービスの充実			
25	延長保育事業	●	教育委員会
26	こども園等における一時預かり事業	●	教育委員会 住民福祉課
27	教育・保育に関する利用者負担額の無償化	○	教育委員会
28	ファミリー・サポート・センター事業	●	住民福祉課
29	病児・病後児保育への対応検討	●	教育委員会 住民福祉課
30	多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	●	住民福祉課

施策・事業		法定	担当課
基本目標3 学童期のこども達の教育・育成支援の充実			
基本施策（1）生きる力を育む学校教育の充実			
31	きめ細やかな学習指導の充実	○	教育委員会
32	道徳教育の充実	●	
33	学校・家庭・地域と連携した豊かな心を育むネットワークづくり	●	
34	地域との連携による教育活動の推進	○	
35	学校におけるスポーツ環境の充実	○	
36	健康教育の推進	○	
37	安全で豊かな学校施設の整備	●	
38	教育相談業務の円滑な推進	○	
39	専門家による相談支援体制の強化	○	
40	郷土教育の推進	○	
基本施策（2）放課後児童の居場所づくり			
41	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	●	住民福祉課
42	放課後子ども教室事業	●	
基本施策（3）こどもの個性と想像力を育む機会の充実			
43	わんぱく体験団講座事業	○	教育委員会
44	地域におけるこどもの多様な体験活動の充実	○	
45	思春期保健対策事業	○	
46	中学生の乳幼児ふれあい体験学習	○	
基本目標4 配慮を必要とする子育て家庭への支援の充実			
基本施策（1）障がい等の配慮を必要とするこどもへの支援充実			
47	「障がい者基本計画」と連携した障がい児対応	○	住民福祉課
基本施策（2）こどもの権利擁護や児童虐待防止対策の強化			
48	こどもの権利の意識醸成を踏まえた出前授業等の推進	○	教育委員会 住民福祉課
49	児童家庭相談業務の推進	○	住民福祉課
50	要保護児童対策協議会の円滑な運営	●	
51	ヤングケアラー対策の実施	○	
基本施策（3）こどもの貧困対策			
52	沖縄子供の貧困緊急対策事業の推進	○	住民福祉課
53	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施検討	●	住民福祉課 教育委員会
54	就学援助事業	○	教育委員会
55	無料学習塾の周知案内	○	住民福祉課

施策・事業		法定	担当課
基本目標 5 ひとり親家庭の子育て支援と保護者の自立促進			
基本施策（１）子育て・生活支援			
56	ひとり親家庭日常生活支援事業によるヘルパー派遣の情報提供	●	住民福祉課
57	村営住宅への優先入居	●	総務課
58	ひとり親家庭住宅支援資金の貸付に関する情報提供	○	住民福祉課
基本施策（２）就業支援			
59	ひとり親家庭等への自立支援教育訓練給付金の情報提供	●	住民福祉課
60	高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進資金貸付事業の情報提供	●	
基本施策（３）養育費確保の支援			
61	法律・行政合同相談窓口への案内	○	住民福祉課
基本施策（４）経済的支援			
62	児童扶養手当の支給	●	住民福祉課
63	母子及び父子家庭等医療費助成制度	○	
64	母子・父子・寡婦貸付事業	●	
基本目標 6 社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりの推進			
基本施策（１）子育てしやすい環境づくりの推進			
65	公共施設等のバリアフリー化の促進	○	総務課 企画観光課 建設環境課 住民福祉課 教育委員会
66	バリアフリー情報の提供	○	住民福祉課
67	村営住宅における多子世帯等の入居促進	○	総務課
68	ファミリー向け賃貸住宅の整備に向けた検討	○	企画観光課 建設環境課
基本施策（２）こどもの安全を守る地域づくりの推進			
69	交通安全活動の推進	○	総務課 教育委員会
70	「こども110番の家」の設置促進	○	総務課
71	パトロール活動の実施	○	教育委員会
72	犯罪などに関する情報提供事業	○	総務課 教育委員会
73	有害環境から守るための取り組み	○	教育委員会
74	災害への備えに関する周知及び避難訓練の推進	○	総務課
基本施策（３）ワーク・ライフ・バランスの推進			
75	多様な働き方を目指した意識改革のための啓発・情報提供	○	総務課
76	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供	○	
77	家庭における男女共同参画の推進	○	

第6章 地域子ども・子育て支援事業

1. 大宜味村における量の見込み算出にあたっての考え方 等

市町村子ども・子育て支援事業計画内においては、その自治体内において計画期間に見込まれる「教育・保育の量」と「地域子ども・子育て支援事業の量」、実施しようとする「教育・保育の確保の量」と「地域子ども・子育て支援事業の確保の量」をそれぞれ定めることが求められています。

○教育・保育の区分

1号認定	満3～5歳で保育を必要とせず教育標準時間の利用が中心の児童
2号認定	満3～5歳で保育を必要とする児童
3号認定	満0～2歳で保育を必要とする児童

○地域子ども・子育て支援事業の区分

：地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法において、『各自治体が地域の実情に応じて実施すること』と定められている事業のこと

事業名	
①利用者支援事業	②地域子育て支援拠点事業
③妊婦健康診査	④乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
⑤養育支援訪問事業	⑥子育て短期支援事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業	⑧一時預かり事業
⑨延長保育事業	⑩病児保育事業
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

(第3期から新規設置される事業)

子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業
親子関係形成支援事業	妊婦等包括相談支援事業
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	産後ケア事業

●教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、**教育・保育施設の配置や事業実施の検討単位**となる「**教育・保育提供区域**」を設定することとなっています。

大宜味村においては、令和2年度より認定こども園一か所にて教育・保育が提供されていることや自治体規模を踏まえ、『第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画』においても**村全域を1区域**として「教育・保育提供区域」を設定します。

2. 人口推計について

●教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援事業等の量の見込みを算出するため、その基礎となる将来人口について令和7年以降の推計を行いました。推計にあたっては、**令和2年度～令和6年度の1歳階級別人口の実績値**を基に、各年の変化率を割り出す「**コーホート変化率法**」を実施しました。

<コーホート変化率法>

各コーホート(同じ期間に生まれた人々の集団)に対し、翌年の実績人口動態を『変化率』として割り出し、その割合に基づいた将来人口を推計する手法。

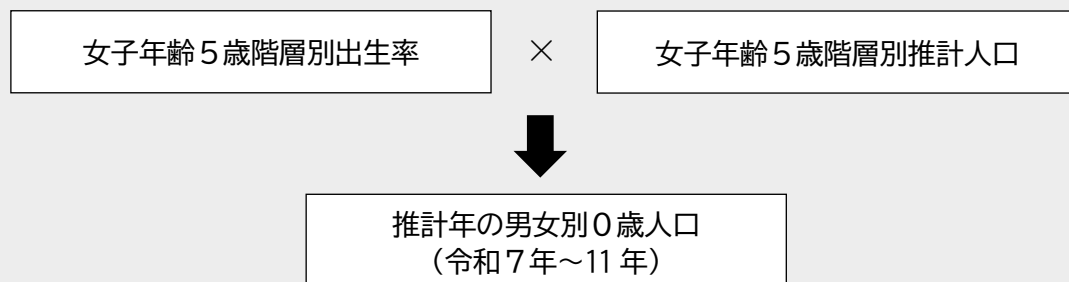
	基準年 (B年)	B + 1 年	平均変化率	B + 2 年	平均変化率
1 歳	100 人	〇〇人	—	〇〇人	—
2 歳	100 人	99 人	0.99	99 人	0.99
3 歳	100 人	101 人	1.01	99 人	1.00
⋮				105 人	1.03
合計	●●人	●●人		●●人	

コーホートごとの人口増減が近い将来も大きく変化しないことを前提とし、一定変化率(単年度区間を用いるか数年度区間を用いるかは任意)による将来人口を算出する。

なお、「0歳人口」については、前年の変化率を基にした算出が実施できないため、令和2～令和6年の母親となり得る女性人口と年齢別出生率を基にした出生数の推計を行っています。

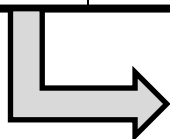
<0歳人口推計>

令和2～6年の各年婦人子ども比(0歳人口／15～49 歳女性人口)から実績出生率を割り出し推計人口数と掛け合わせるとともに、出生数から翌年の0歳人口変化率による補正を行う。



■第3期計画期間の人口推計値（村全域）

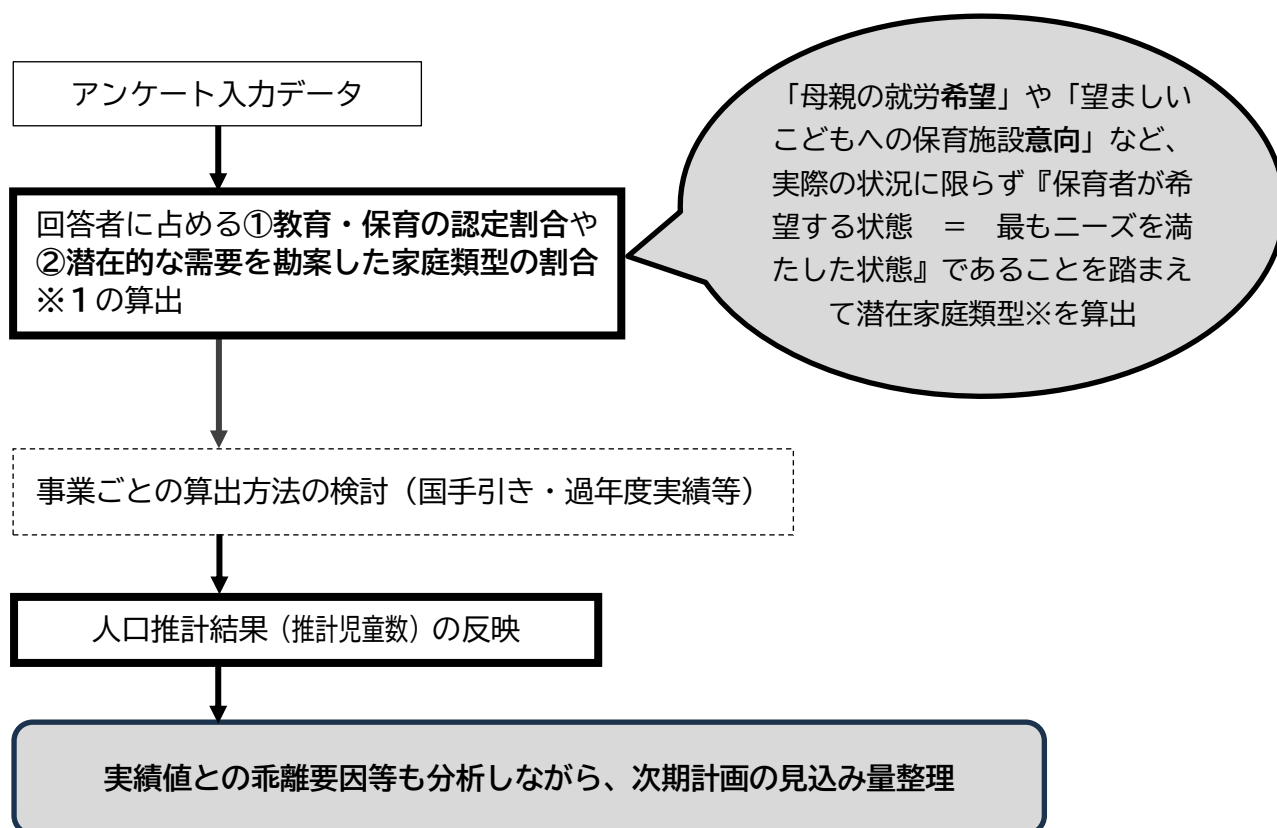
	R 6 (実績)	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
0歳児	10	14	14	13	12	12	12
1歳児	13	11	15	15	14	13	13
2歳児	16	13	11	14	14	13	12
3歳児	25	16	13	11	14	14	13
4歳児	18	25	16	13	11	14	14
5歳児	16	17	24	15	12	11	14
6歳児 (小1)	23	16	17	24	15	12	11
7歳児 (小2)	25	25	17	18	26	16	13
8歳児 (小3)	25	26	26	18	19	27	17
9歳児 (小4)	17	25	26	26	18	19	27
10歳児 (小5)	22	17	25	26	26	18	19
11歳児 (小6)	21	21	16	23	25	25	17
0～11歳	231	226	220	216	206	194	182
0～5歳	98	96	93	81	77	77	78
6～11歳	133	130	127	135	129	117	104



計画期間

3. ニーズ調査からの「量の見込み」算出手順について

国が定める『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』を簡易的に示します。



※1 家庭類型（現在家庭類型／潜在家庭類型）

	父母の就労状況（意向）別世帯	0～2歳	3歳以上
タイプA	ひとり親世帯	3号	2号
タイプB	フルタイム×フルタイム	3号	2号
タイプC	フルタイム×パートタイム	3号	2号
タイプC′	フルタイム×パートタイム(短時間)	－	1号
タイプD	フル(パート)タイム×専業主婦(主夫)	－	1号
タイプE	パートタイム×パートタイム	3号	2号
タイプE′	パートタイム×パートタイム(いずれか短時間)	－	1号
タイプF	無職×無職	－	1号

4. 教育・保育の量の見込みについて

○参考：前計画期間実績値

前計画において算出した1号・2号・3号の教育・保育の量の見込みと、実際の実績値（こども園の園児数）との比較を以下の通り示します。

（※実績値は施設における定員数とは異なりますのでご注意ください。）

		R2	R3	R4	R5	R6
前計画 見込み	1号（3～5歳）	6	6	5	5	5
	2号（3～5歳）	55	59	52	49	49
	3号（0歳）	11	10	10	10	10
	3号（1,2歳）	24	25	28	26	26
実績	1号（3～5歳）	55	64	63	56	56
	2号（3～5歳）					
	3号（0歳）	7	4	4	3	3
	3号（1,2歳）	31	29	29	37	23

実績値資料：（利用定員・在園児数）学校基本調査

○第3期計画値

ニーズ調査及び過年度の状況から算出した第3期の教育・保育の量の見込みと、それに対する提供体制の確保の内容・実施時期について、以下の通り示します。

		R7	R8	R9	R10	R11
1号認定 （3～5歳）	量の見込み①	4	3	2	2	2
	確保方策②	7	7	7	7	7
	差し引き②－①	3	4	5	5	5

		R7	R8	R9	R10	R11
2号認定 （3～5歳）	量の見込み①	54	50	37	35	37
	確保方策②	67	67	67	67	67
	差し引き②－①	13	17	30	32	30

		R7	R8	R9	R10	R11
3号認定 （0歳）	量の見込み①	5	5	5	4	4
	確保方策②	11	11	11	11	11
	差し引き②－①	6	6	6	7	7

		R7	R8	R9	R10	R11
3号認定 （1,2歳）	量の見込み①	22	24	26	26	24
	確保方策②	35	35	35	35	35
	差し引き②－①	13	11	9	9	11

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

ニーズ調査や本村の現状を踏まえた地域子ども・子育て支援事業の見込み値を以下に示します。

①利用者支援事業

事業詳細	基本型 ○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。 【利用者支援】 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。 【地域連携】 一地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援 利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。 ※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く） ※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」） ○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置 ※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい こども家庭センター型 ○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。 《職員配置》 主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など				
	R2	R3	R4	R5	R6
実績	未実施				

こども家庭センター型	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	未実施 →		こども家庭センター型の実施など 方向性を検討		
確保の内容	—	—	1 か所	1 か所	1 か所

②地域子育て支援拠点事業

事業詳細		・乳幼児や保護者が気軽に集って相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 ＜本村の状況＞ 令和3年より「子育て支援センター」が開設され実施中 ・週5日開所。支援員2名を配置し、親子の交流促進や相談対応を実施 ・3～4組／日程度の利用状況 4つの基本事業 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施				
		R2	R3	R4	R5	R6
実績	箇所	未実施	センター開設	1 か所	1 か所	1 か所
	月当人回	—	44 人回	89 人回	42 人回	—

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1 か所 42 人回	1 か所 44 人回	1 か所 46 人回	1 か所 44 人回	1 か所 42 人回
確保の内容	1 か所 42 人回	1 か所 44 人回	1 か所 46 人回	1 か所 44 人回	1 か所 42 人回

③妊婦健康診査

事業詳細		・妊婦の健康保持・増進を図るため、全妊婦に対し適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。 ＜本村の状況＞ 妊婦全数を対象に実施中				
		R2	R3	R4	R5	R6
実績		227 人回	206 人回	171 人回	106 人回	—

(年人回)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	182 人回	182 人回	182 人回	182 人回	182 人回
確保の内容	182 人回	182 人回	182 人回	182 人回	182 人回

- ・令和7年以降の量の見込みについては、令和7～11年の0歳推計児童数の平均値：13人に検診補助最大回数（14回）を乗算し算出しています。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業詳細	・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。 <本村の状況> 乳児全数を対象に実施中				
	R2	R3	R4	R5	R6
実績	11人	13人	12人	10人	—

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	14人	14人	13人	12人	12人
確保の内容	14人	14人	13人	12人	12人

・令和7年以降の量の見込みについては、0歳の推計児童数を採用しています。

⑤養育支援訪問事業

事業詳細	・育児ストレスや産後うつなどの課題を抱え支援を必要とする家庭に対し、居宅を訪問して、<u>子育て経験者による育児・家事援助や保健師による養育の指導・助言等</u>を行い、個々の家庭の育児負担の軽減を図る事業。（～R6） 【児童福祉法改正後（R6より施行）】 ・家事・養育に係る援助や子育てに関する情報提供支援を行う事業「子育て世帯訪問支援事業」が新設されることから、R6以降の事業内容は「<u>保健師等による専門的な相談支援への特化</u>」に見直し。 <本村の状況> 令和5年までは民間事業者に委託の上、養育支援を実施。令和6年からの制度改正により、子育て経験者による育児・家事援助は新規事業（子育て世帯訪問支援事業）へ移行。保健師による支援指導を実施する本事業は村民ニーズを把握するため現在未実施				
	R2	R3	R4	R5	R6
実績	0人	0人	0人	2人	制度改正により対象者が別事業へ移行

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	—	—	—	—	—
確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人

・これまで見込み量算定の元となっていた調査項目等が新たな事業内容とそぐわないものとなっていることや、担当部局内で今後の事業継続に関する方針の再検討を図る必要があるため、見込み値を除外しています。

⑥子育て短期支援事業

事業詳細	・保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業。(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)) (1) 短期入所生活援助(ショートステイ) 事業 保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間子ども及び保護者を預かる事業。 【対象者】 次の事由に該当する家庭の子ども又は親子等 ○ こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由 ○ 出産、看護、事故など家庭養育上の事由 ○ 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由 ○ 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合 ○ 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合 ○ 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合 ＜本村の状況＞ 未実施。ニーズがあれば「やんばるファミリー・サポート・センター」へとつなぐことを想定				
	R2	R3	R4	R5	R6
実績	未実施				

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	70 人日	68 人日	59 人日	56 人日	56 人日
確保の内容	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑦ファミリー・サポート・センター事業

事業詳細	・子育ての援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。 ＜本村の状況＞ 北部近隣市町村を対象とした民間事業者へ委託し実施中 ・村内のサポート会員(サポートする側)は年々増えている状況だが、それでも十分にニーズへ対応しきれていない面がある。 ・非課税世帯やひとり親世帯には追加支給を実施している。				
	R2	R3	R4	R5	R6
実績	1 世帯 3 回利用	2 世帯 18 回利用	2 世帯 11 回利用	4 世帯 22 回利用	1 世帯 3 回利用

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日

⑧一時預かり事業

事業詳細		・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、認定こども園等において必要な保護を行う事業。 <一般型等（旧：保育所型・地域密着型）> ・認定こども園、幼稚園、保育所等に通っていないまたは在籍していない乳幼児を対象として一時的な預かりを実施 <幼稚園型（旧：幼稚園等における預かり保育）> ・認定こども園等に在籍する満3歳以上の幼児に対し、通常の教育時間の前後または長期休業等に一時的な保護を実施 <本村の状況> 余裕活用型・幼稚園型ともに認定こども園にて実施中 ・幼稚園型：主に夏期休暇において、おおぎみこども園内で1号認定児の一時的な預かりを実施				
		R2	R3	R4	R5	R6
実績	一般型等	312 人日	107 人日	302 人日	104 人日	79 人日
	幼稚園型	0	0	27 人日	0	0

		R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	一般型等	87 人日	84 人日	73 人日	69 人日	69 人日
	幼稚園型	20 人日	18 人日	13 人日	13 人日	13 人日
確保の 内容	一般型等	206 人日	206 人日	206 人日	206 人日	206 人日
	幼稚園型	210 人日	210 人日	210 人日	210 人日	210 人日

⑨延長保育事業

事業詳細		・保育認定を受けたこども（3号）が、通常の利用日以外や利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。 <本村の状況> 認定こども園において実施中 ・大宜味村の場合、保育士不足により保育標準時間の児童に対する預かりは実施できず、保育短時間利用者に限定し事業を実施				
		R2	R3	R4	R5	R6
実績		7 人程度（保育短時間利用者に限定）				

		R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み		7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
確保の 内容		7 人	7 人	7 人	7 人	7 人

⑩病児保育事業

事業詳細	・ 児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。 <本村の状況> 未実施。ニーズがあれば「やんばるファミリー・サポート・センター」へ案内を想定 ・ 村内の医療施設・民間事業者で独自に実施することは、施設規模や専門人材確保等の要件から難しいものと見込んでいる。				
	R2	R3	R4	R5	R6
実績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	21 人日	20 人日	18 人日	17 人日	17 人日
参考：月当たり平均利用者数	2 人	2 人	2 人	1 人	1 人
確保の内容	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業詳細	・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童余剰教室等を利用して健全な育成を図る事業。 <本村の状況> ぶながやっ子ハウスにて実施中 ・ 令和5年までは施設内にて別事業である「沖縄こどもの貧困緊急対策事業」を実施しており、施設規模の関係上、放課後児童健全育成事業の利用者が制限されていた。令和6年以降は実施施設を分け個別で対応する見込みがあるため、本事業も利用者増が想定される。				
	R2	R3	R4	R5	R6
実績	22 人	23 人	26 人	25 人	25 人

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	37 人	37 人	43 人	41 人	38 人
1 年生	11 人	11 人	16 人	10 人	8 人
2 年生	10 人	10 人	11 人	15 人	9 人
3 年生	10 人	10 人	10 人	10 人	15 人
4 年生	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
5 年生	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
6 年生	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

- ・ 就学前ニーズ調査からの事業利用意向及び小学生ニーズ調査からの各学年継続意向を参考にニーズ量を算定

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業詳細	・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。 <本村の状況> 現在まで保護者からのニーズが不明瞭のため実質未実施だが、ニーズに応じて事業実施を検討する。				
	R2	R3	R4	R5	R6
実績	0人	0人	0人	0人	0人

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み 確保の内容	対象者からのニーズに応じて実施を検討				

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業詳細	・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究事業。 ・その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置事業。 ・運営を促進するための事業。 <本村の状況> 未実施				
	R2	R3	R4	R5	R6
実績	0人	0人	0人	0人	0人

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み 確保の内容	対象者からのニーズに応じて実施を検討				

●新規6事業の見込み値について

令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」から示された新規3事業、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」から示された新規3事業、計6事業についても、本計画では見込み量を定めることとしています。

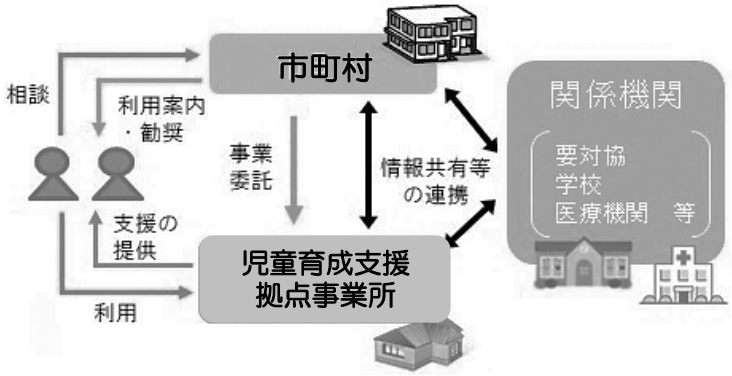
なお、以下の記載については、国の第三期計画の見込み手引き（改訂版）より算出手順を参照していますが、計画策定時には本村の実際の実施・整備状況等も踏まえながら調整を進めていきます。

子育て世帯訪問支援事業

事業詳細	・家事・子育て等に不安や負担を抱えた世帯に対し、支援員（子育てOBやヘルパー等）が居宅を訪問し、子育てに関する相談支援を行うとともに、家事・育児援助を実施し、適切な養育環境の維持や改善を支援する事業。 <本村の状況> 実施中				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	66 人日	66 人日	66 人日	66 人日	66 人日
確保の内容	66 人日	66 人日	66 人日	66 人日	66 人日

- ・直近の実施世帯数を参考に推計人口から見込み児童数を算出するとともに、平均の利用日数を乗算

児童育成支援拠点事業

事業詳細	・虐待等の不適切な養育状態にある児童に対し、家庭や学校以外の居場所を提供し、生活習慣の形成や学習サポート、食事支援などを行うことで健全な育成を支援する事業。  <本村の状況> 未実施				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の内容	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

- ・村保有の情報からは現時点で当該事業の利用が望ましい児童数が見込めないため、今後の状況も鑑みながら検討

親子関係形成支援事業

事業詳細	・こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワークを通じて児童の心身の発達の状況等を学ぶペアレント・トレーニングを進めるとともに、同じ悩みや不安を抱えた保護者同士の交流を促進し、親子の適切な関係性構築を図る事業。 <本村の状況> 未実施				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人

- ・村保有の情報からは現時点で当該事業の利用が望ましい 17 歳までの児童数が見込めないため、今後の状況も鑑みながら検討

妊婦等包括相談支援事業

事業詳細	・妊婦等への面談やアンケート等を通じて、妊婦の心身の状況やその置かれている環境の把握を行い、母子保健や子育てに関する情報の提供や援助等を行う事業。 <本村の状況> 伴走型相談支援として妊娠届出時の面談等を含め実施中				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	48回	48回	48回	48回	48回
確保の内容	48回	48回	48回	48回	48回

- ・妊娠届出時や全戸訪問時も含め 1 組当たりの平均面談回数を元に見込み量を算出

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業詳細	・保育所等に通っていない満 3 歳未満のこどもに対し、月一定時間まで柔軟な通園受け入れを実施する事業。 <本村の状況> 未実施				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0歳	0人日	6人日	6人日	6人日
	1歳	0人日	2人日	2人日	2人日
	2歳	0人日	2人日	2人日	2人日
確保の内容	0歳	0人日	6人日	5人日	5人日
	1歳	0人日	6人日	5人日	5人日
	2歳	0人日	6人日	5人日	5人日

- ・家庭保育児童数を元に国の求める月の一定受け入れ時間を乗算して算出
- ・今後は保育士の確保状況等も踏まえながら実施形態を検討

産後ケア事業

事業詳細	・退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。 <本村の状況> ・これまでは母子保健法に基づく事業として実施中。令和7年以降は地域子ども・子育て支援事業として位置づけ変更 ・宿泊型・通所型（デイサービス型）・訪問型（アウトリーチ型）の形態で展開				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日
確保の内容	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日

- ・ 現行の実施世帯の状況を勘案し見込み数を算出



第7章 計画の推進にあたって

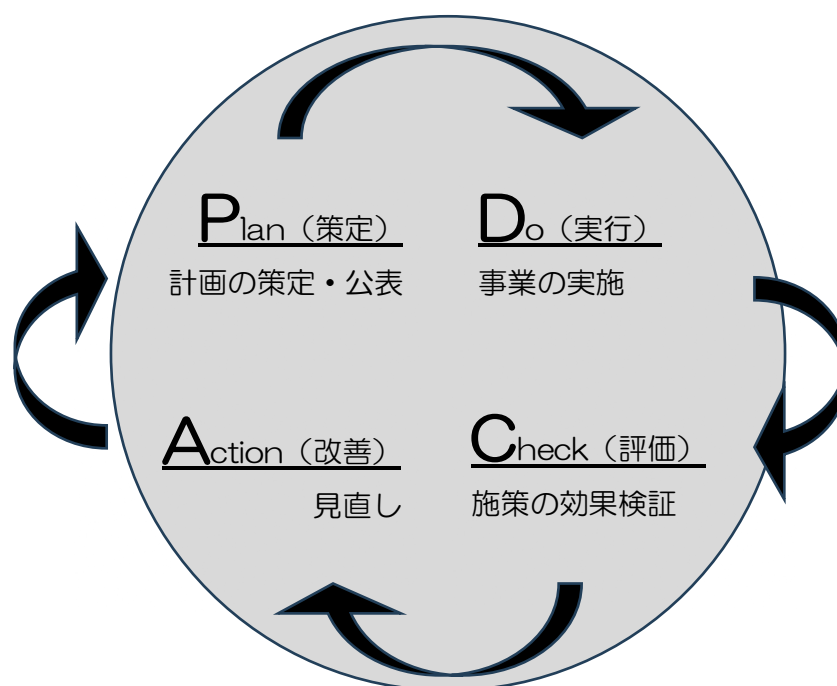
1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課・機関が部局を超えて横断的に連携を図ることはもとより、家庭・認定こども園・学校・地域・事業者等が相互に連携・協力し、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

また、本計画の評価・改善においては社会情勢の変化や制度改正へ適切に対応するとともに、こども本人も含め村民の意見を適切に反映していくものとします。

2. 進捗管理（PDCA）

計画理念の着実な実現を図るため、施策・事業の実施状況等についてPDCAサイクルの視点を持って点検・評価や、必要に応じた見直しを図ります。



資料編

◆計画の策定経緯

日 程	取り組み内容
令和6年3月26日（火）	<u>令和5年度 第1回大宜味村子ども・子育て会議の開催</u> ●「大宜味村子ども・子育て支援事業計画」の策定について ●計画策定体制とスケジュールについて
令和6年5月中旬～ 6月中旬	「子ども・子育てニーズ調査」及び「子どもの生活状況調査（小学生保護者・中学生保護者用）」の配布・回収
令和6年6月下旬～ 7月中旬	「子どもの生活状況調査（16～17歳保護者用）」及び「児童・生徒・16～17歳本人意識調査」の配布・回収
令和6年7月26日（金）	<u>令和6年度 第2回大宜味村子ども・子育て会議の開催</u> ●第1回会議の振り返り及びニーズ調査結果報告について ●大宜味村の子どもと子育て家庭を取り巻く状況 ●子どもワークショップの開催について
令和6年7月下旬～ 8月中旬	「ひとり親家庭実態調査」の配布・回収
令和6年8月20日（火）	<u>小学生ワークショップ『おおぎみっ子意見交換会』の開催</u> ○「大宜味村の村長になったら実施したいこと」、「学校や村に実施してほしい取り組み」、「大人へ言いたいこと」などについて意見交換
令和6年9月26日（木）	<u>中学生ワークショップ『大宜味中学校意見交換会』の開催</u> ○「大宜味村の村長になったら実施したいこと」、「子育てしやすい村を実現するために必要な取り組み」、「大人へ言いたいこと」などについて意見交換
令和6年10月4日（金）	<u>令和6年度 第3回大宜味村子ども・子育て会議の開催</u> ●教育・保育に関するニーズ調査等報告 ●前計画の点検・評価 ●子どもワークショップの開催結果報告 ●子ども・子育て支援事業計画の将来推計人口及び量の見込みについて
令和7年1月31日（金）	<u>令和6年度 第4回大宜味村子ども・子育て会議の開催</u> ●第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画（案）について ●次期計画の取り組み内容（施策）
令和7年2月28日（金）	<u>令和6年度 第5回大宜味村子ども・子育て会議の開催</u> ●計画素案

◆大宜味村子ども・子育て会議設置要綱

平成 29 年 5 月 29 日
訓令第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するため、大宜味村子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。)第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 子ども・子育て支援施策に関する事項
- (3) その他村長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子どもの福祉、保育、養育、教育等に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他村長が適当と認める者

3 前項の委員が子育て会議に出席できないときは、代理者を出席させ、その職務を代理させることができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附則(令和 6 年訓令第 15 号)

この訓令は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

◆大宜味村子ども・子育て会議委員名簿

	所属・役職等	氏 名
1	学識経験者（教育長）	宮城 政信
2	おおぎみこども園 園長	島袋 きよみ
3	おおぎみこども園保護者会 会長	比嘉 貢野
4	大宜味小学校 PTSA 会長	眞喜志 条治
5	大宜味中学校 PTSA 会長	神里 翼
6	おおぎみこども園 主任	宮城 かおり
7	大宜味村教育委員会 指導主事	宮平光二
8	一般社団法人 TAKE-OFF 代表理事	宇根 美幸
9	大宜味村教育委員会 課長	新城 寛
10	大宜味村役場住民福祉課 課長	宮城 敦

第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7（2025）年3月

発 行 大宜味村 住民福祉課

〒905-1392 沖縄県大宜味村字大兼久 157

TEL : (0980) 44-3001